

平成22年第1回定例会

大 多 喜 町 議 会 会 議 録

平成22年 3月9日 開会

平成22年 3月17日 閉会

大 多 喜 町 議 会

平成 22 年第 1 回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月9日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	2
町長あいさつ	2
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
一般質問	10
小 高 芳 一 君	10
藤 平 美智子 君	26
野 中 眞 弓 君	37
志 関 武良夫 君	51
吉 野 僖 一 君	57
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88

会議時間の延長	89
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
選挙第 1 号	92
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
散会の宣告	94

第 2 号 (3月10日)

出席議員	95
欠席議員	95
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	95
本会議に職務のため出席した者の職氏名	95
議事日程	95
開議の宣告	97
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
議案第 20 号～議案第 27 号の一括上程、説明	135
休会について	171
散会の宣告	171

第 3 号 (3月17日)

出席議員	173
欠席議員	173
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	173
本会議に職務のため出席した者の職氏名	173

議事日程	173
開議の宣告	175
議案第20号から議案第27号までの質疑、討論、採決	175
日程の追加	222
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
閉議及び閉会の宣告	226
署名議員	227

大 多 喜 町 第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

平成22年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成22年3月9日（火）

午前10時00分 開会

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	刈 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 僖 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	正 木 武 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	酒 井 太 門 君
教 育 長	田 中 啓 治 君	代表監査委員	秋 山 嘉 道 君
総 務 課 長	君 塚 良 信 君	企画商工観光課長	森 俊 郎 君
税務住民課長	菅 野 克 則 君	健康福祉課長 子育て支援室	花 崎 喜 好 君
建設課長 環境生活室長 水道室長 特別養護老人 ホーム所長	浅 野 芳 丈 君	農 林 課 長	岩 瀬 鋭 夫 君
自動車学校長	石 井 政 一 君	教 育 課 長	渡 辺 嘉 昭 君
	中 村 勇 君	会 計 室 長	岩 佐 秀 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 朋 美	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1 号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 大多喜町地域雇用創出基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 大多喜町児童入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 大多喜中学校屋内運動場改修工事（建築・解体工事）請負契約の変更について
- 日程第 14 議案第 10 号 指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 11 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 16 選挙第 1 号 夷隅環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 17 発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより平成22年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成22年第1回大多喜町議会定例会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、1月24日の町長選挙におきまして栄誉ある当選をさせていただき、町政の執行に当たることになりました。その責任の重大さを痛感しているところでございます。

本日は、私にとりまして初めての議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用にもかかわらず全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後の町政執行に当たりましては以下の施策を推進してまいります。

光ファイバーの導入、インターネット活用による事業の推進等、農林業、商工業、観光の基幹産業の育成、また街なみ整備事業による受け入れの整備、既存の観光施設の推進及びPR等の観光振興、新たな産業の誘致による雇用の促進場所の開拓、教育施設の充実、医療費の補助拡大等の福祉の充実、観光産業との連携による旅客運賃の収入増、商品開発による販売収入等を図り、県及び夷隅郡市とも連携をとり、いすみ鉄道の存続をしてまいります。

以上のことを積極的に推進するため、その予算の概要を説明いたします。

平成22年度の我が国の経済については、国の経済対策や平成22年度の予算に盛り込まれた家計を支援する施策等により、民間需要が底がたく推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されることから、景気は緩やかに回復していくと見込まれております。

しかし、雇用情勢回復の兆しも見えず、所得の減少による消費活動の抑制等、実体経済に与える支援は決して明るいものではなく、依然厳しい状況が続くものと思われます。

町財政においては、個人所得の減少、企業収益の急激な悪化等により、町税、譲与税及び

交付金は減少し、諸経費の縮減に努めても、福祉・医療関係経費や公債費の増加により、前年度に引き続き、財政調整基金等の基金繰り入れに依存しなければならない状況となっています。

このような状況の中、平成22年度一般会計予算は、新規事業として庁舎の建設及び子ども手当の支給、継続する事業として子育て支援、高齢者・障害者福祉、健康増進などの保健福祉事業、いすみ鉄道対策やバス路線対策などの事業を予定し、予算総額は前年度に比べ13.5%増の44億8,200万円となりました。

歳入における自主財源について、町税は個人住民税、法人住民税及び固定資産税の減少により2.1%減の11億300万9,000円、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料は2.9%減の2億5,742万円、庁舎建設基金、財政調整基金等の繰入金は196.9%増の4億8,751万9,000円をそれぞれ見込み、総額は18.5%増の20億4,041万円となりました。

依存財源について、地方交付税は、平成21年度の交付決定額や制度改正などを勘案し、5.7%増の13億円を見込みました。

譲与税及び交付金は、地方財政計画及び平成21年度の決算見込みから試算し、ゴルフ場利用税交付金及び地方特例交付金は増加を見込み、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方消費税交付金等は減少を見込み、総額では8.6%減の3億4,820万1,000円を見込みました。これらの交付金は、消費や取引の動向により変動することが懸念されています。

国庫支出金は、街なみ整備事業が平成21年度で完了したこと。新たに子ども手当が創設されたことにより、49.3%増の1億7,621万円、県支出金は3%増の2億3,547万9,000円をそれぞれ見込みました。

町債は、臨時財政対策債45.8%増の3億5,000万円を含む会計41.4%増の3億8,170万円を見込み、依存財源総額は9.6%増の24億4,159万円となりました。

一方、歳出において、議会費は0.1%増の7,611万1,000円、総務費は、いすみ鉄道対策及びバス路線対策、庁舎建設、戸籍の電算化、参議院議員選挙などの費用を見込み、57.5%増の10億4,702万4,000円を計上しました。

民生費は、乳幼児児童医療費、子ども手当支給、保育園運営費、児童クラブ運営費、高齢者及び障害者福祉費、国民健康保険などの医療関係特別会計への繰り出しで12.1%増の10億8,111万7,000円を計上しました。

衛生費は、健康診査及び健康増進事業費、予防接種、母子保健事業費、合併浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助金などを見込み、1.6%増の4億

7,259万8,000円を計上しました。

農林水産業費は、中山間地域総合整備事業、猿、鹿、猪等の駆除や被害防止対策を継続して行う費用などを見込み、1.7%増の1億5,511万1,000円。

商工費は、商工会育成補助、商業振興、観光振興、観光施設維持管理、お城まつり、レンゲまつりの助成費を見込み、5.1%増の7,037万9,000円を計上しました。

土木費において、町道4路線の建設費、町道維持補修、国土調査などの事業費等を見込み、15.7%減の2億7,801万6,000円。

消防費は、広域消防負担金、消防団運営、消防水利の整備、防災行政無線の維持管理費等を見込み、1.4%増の2億8,051万7,000円を計上しました。

教育費は、小中学校維持管理及び整備費、遠距離通学補助等に、中央公民館、海洋センター、図書館及び学校給食センターの管理運営費等を見込み、13.1%増の4億8,009万4,000円を計上しました。

公債費は、町債の元金償還及び利息分を見込むもので、臨時財政対策債の償還を主因として、3.3%増の5億3,383万3,000円を計上しました。

次に、各特別会計の状況で、鉄道経営対策事業基金特別会計は、経常損益交付金の減により大きく減少し、313万3,000円、国民健康保険特別会計は7.4%減の12億7,908万8,000円、老人保健特別会計は90.9%減となり30万円、それから後期高齢者医療費特別会計は7.1%増の1億1,281万9,000円、介護保険特別会計は11.4%増の8億8,110万3,000円、一般会計及び特別会計の合計は7.8%増の67億5,844万3,000円となりました。十分なるご審議をお願い申し上げます。

また、続きまして行政報告でございますが、お手元にお配りしました印刷資料にてご了解願いたいと存じます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会臨時会以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承をいただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については関係議員からご報告をお願いします。

初めに、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関連について、11番正木武議員にお願いします。

11番正木さん。

○11番（正木 武君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告をいたします。

去る2月25日午前10時から、勝浦市役所にて、平成22年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会がございました。本町からは野村議長、小高議員と私の3名が出席しました。

執行部より付議された議案は7件で、すべて原案のとおり承認・可決しました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて。配付された資料のとおりでございますが、内容は、平成21年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算。歳出で環境衛生費、広域ごみ処理計画基礎調査業務委託料の218万4,000円を増額し、予算の総額を18億8,677万2,000円とするもので、緊急を要することから、1月6日に専決処分されたものです。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について。平成20年度及び平成21年度の人事院勧告を踏まえた国家公務員の勤務時間等の改正等に準じ、関係条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の制定について。平成21年5月に成立した国の平成21年度補正予算における防火安全教育、指導のための住宅用火災報知器の配備に伴い、本組合におい、対象施設に該当する上で当該条例が未設定のため、本条例を制定しようとするものです。

議案第4号は、平成21年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算について。配付された資料のとおりでございますが、主な内容は、市町村職員共済組合負担金の率の改正による人件費の組み替えを含め、消防費の備品購入費を主に270万円を減額し、18億8,407万2,000円とするものです。

議案第5号、6号は、平成22年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算及び平成22年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線複線化事業特別会計予算について。これも配付された資料のとおりでございますが、平成22年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億347万5,000円と定め、平成22年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線複線化事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,060万7,000円と定めるものです。

議案第7号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。組合の組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、関係する規約について改正を行うも

のです。

以上で夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、私のほうから、第1回夷隅環境衛生組合議会関連についてご報告をいたします。なお、議長席において報告させていただくことを了承願います。

夷隅環境衛生組合議会について報告いたします。

去る2月22日午前10時より、夷隅衛生センター会議室におきまして、平成22年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会がございました。本町からは、飯島町長と私の2名が出席をいたしました。

付議された事件は6件でした。

選挙第1号は、夷隅環境衛生組合議会副議長の選挙について。結果は、いすみ市の半場新一議員が副議長に当選されました。

議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、組合の組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、関係する規約について改正を行うもので、原案のとおり可決しました。

議案第2号 夷隅環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、職員の勤務時間等の改正等、関係条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、夷隅環境衛生組合会計補正予算（第3号）。お手元の資料のとおりで、既定の歳入歳出予算の総額から204万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,911万3,000円とするもので、原案のとおり可決しました。

議案第4号は、平成22年度夷隅環境衛生組合会計予算。お手元に配ってある資料のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,861万1,000円と定めるものであり、原案のとおり可決しました。

選挙第2号は、夷隅環境衛生組合副管理者の選挙について。選挙の結果は、副管理者に飯島勝美大多喜町長が当選されました。

以上で夷隅環境衛生組合議会報告を終わります。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物により

ご了承願います。

また、公契約条例の制定を求める陳情書外4件の陳情書等が提出されておりますが、議長限りの処理としましたので、参考までにお手元に配付させていただきました。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

11番 正 木 武 議員

1番 野 中 眞 弓 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例議会の会期は、本日から3月17日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例議会の会期は本日から3月17日までの9日間とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜町教育委員会教育委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町の教育委員長でございます山口清様につきましては、平成18年4月から町教育委員長職務代理者として、さらには平成20年4月から町教育委員長として現在に至り、本町の学校教育及び社会教育の振興、発展にご尽力いただいておりますが、本年3月31日をもちまして任期満了となりますため、次期の大多喜町教育委員といたしまして次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町平沢169番地、氏名、山口清、生年月日、昭和13年3月28日生まれでございます。

山口氏の経歴につきましては、総元小学校を初め夷隅郡市内の小学校を勤務、昭和63年4月から大多喜小学校教頭を務め、その後、千葉県教育庁夷隅地方出張所指導主事、老川小学校校長、千葉県教育庁夷隅地方出張所指導室長、大原町立大原小学校校長を歴任され、平成10年3月定年退職されました。

また、退職後は、千葉県情報教育センターや大多喜町教育委員会社会教育指導員、大多喜町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会会長、大多喜町選挙管理委員会委員等を務めるなど、人格が高潔でまさに教育等に識見を有しております。

町教育委員として適任であると判断いたしまして、このたび任命をいたしたく提案したものでございます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（野村賢一君） 初めに、4番小高芳一議員の一般質問を行います。

4番小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは3点ほどお願いしたいと思います。

1つは、町長の目指すまちづくりについて、2点目に、政権交代によりまして一般会計予算の影響について、3点目に公正・公平な行政についてということでお願いをしたいと思います。

まず1番目の質問でありますけれども、今回、飯島町長には、田嶋町長にかわりまして町政を担うことになりました。先ほどお話がありましたけれども、1月24日の選挙におきまして3,557票の多くの支持を得て当選され、大変おめでとうございます。地方分権の進展に伴いまして、行政のかじ取りはどこの市町村でも非常に難しくなっておりまして、このような中、大多喜町をよくするためということで立ち上がりましてその決意、勇気には大変敬意を表するところであります。そして、多くの町民が、企業経営感覚を生かしたその行政手腕に大いに期待しているところであります。町長には、元気で住みよいまちづくりを目指してご尽力いただきたいと思います。

そこで質問をしたいと思います。町長は選挙期間中、「共に築こう自立と緑の大多喜町」このようなスローガンを挙げて戦ってきたわけでありまして、具体的にどのようなまちづくりを示すのか、伺いたいと思います。

4点ほどに絞って質問をいたします。

町長は、今までに民間から初めての町長ということでありまして。外から見てこの町をどのように今の現状をとらえておられたのか。例えば財政とかあるいは行政サービス、あるいはこの町に足りないところはどのようなものがあつたのか。どういう目で今の大多喜町の現状を

とらえていたのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、ともに築こう自立と緑の町、自立といいますと言葉はいいんですけれども、非常に難しいようなことがありますけれども、どういう未来像を描いているのか、具体的に説明をいただきたいと思います。

3番目に、大多喜町をよくするためにということでマニフェストがございすけれども、7つの約束をするということで立候補されました。1つ目には産業廃棄物処理場のないクリーンで住みよいまちを、そして2つ目に地場産業の育成、3つ目に城と溪谷と房総の小江戸のまち大多喜の推進とPR、4つ目に雇用促進場所の新たな開拓、福祉の拡充・充実、教育・子育ての充実、シルバー人材の活用促進、このような約束をされたわけです。先ほどあいさつの中でありましたけれども、こういう問題についてやっていくんだというようなことはありましたが、このような約束をどういう方法で推進されていくのか。

4番目に、今度の22年度の一般会計予算については、町長は、1か月前でありますので、決裁をするというようなところではなかったかと思うんですけれども、町長が目指したこういう政策の中で予算はどれほど確保されたのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 答弁をお願いします。

町長。

○町長（飯島勝美君） それではお答えしたいと思います。

まず1点目、外から見た町の現況をどのようにとらえていたかとの質問でございすが、私は昨年の上までは、会社の役員として企業の経営一筋の日々でありました。その間、平成12年5月より平成18年5月まで、大多喜町商工会の会長として2期6年間務めさせていただき、また、町民の代表の一人として夷隅郡市合併協議会の一員となり、参加できましたことは、私にとりまして大変貴重な経験であり、また行政を多少なりとも勉強する機会を得たところであります。

その協議会を通じて議論する中で、当時の夷隅郡市1市5町の行政面、財政面を比較検討しましたが、本町は堅実な財政運営をされている、夷隅郡市では当時一番安定していると感じたところであります。また、行政サービスについても、長所・短所がありますが、総合的に比較してみれば本町はすぐれていると感じたところでございす。そして、補助事業をさまざまな分野で活用され、効率的に財政の運営をされているところは大変すぐれている町であると思います。

しかし、現在、民主党へと政権が移り、国のありようが変わろうとしています。今、民主

党が主張していますのは、補助事業を減らして町が自由に使えるお金を一括交付すると言われております。そのことから考えますと、町は今後、自主運営を強く求められると思います。

続きまして、2点目でございますが、ともに築こう自立と緑の大多喜町とはどのような未来図を描いているかとの質問でございますが、今、日本の国は少子高齢化が進み、日本経済はいまだにデフレ状況から脱却できない現在に至っています。先行きの見えない不透明な状況で、一段と進行する物価の下落傾向にまだ歯どめがかからず、さらに厳しさが増しているところでございます。

特に、内需をベースとする地方の中小事業者は、年々売り上げが減少し、経営規模を見直しながら縮小を迫られている状況でございます。私は、まず地域の現在環境を見直し、活力のある元気なまちづくりを積極的に推進してまいります。今まで私が提案してまいりました大多喜町の基幹産業である農林業、商工業の育成であり、また観光の振興あるいは雇用場所の新規開拓等を積極的に推進し、また多くの皆さんの想像力に耳を傾け、知恵をおかりいたしまして、ともに築き若い後継者が残れるような、また若者が働ける雇用場所のある環境づくりを積極的に進めてまいり、本町に若い人々が定住できるような町を目指してまいります。

その一方で、本町は現在、一般廃棄物・産業廃棄物処分場建設の問題がございますが、私は、これからも反対の姿勢で貫いてまいります。そして大多喜町は、緑豊かな自然と共存できる町を目指してまいります。

3点目でございますが、地場産業の育成、企業誘致の促進により雇用を確保すると言っているが、どのような方法で推進されるのかとの質問でございますが、私は、大多喜町をよくする7つの約束を掲げました。そのうち地場産業の育成を挙げましたが、地場産業とは、一定の範囲の地域で、特定の業種が地元の人たちや中小企業群によって集中的に立地している産業のことと定義されております。定義は定義として、本町における地場産業と言われるものは、過去から現在において、炭焼き、まきづくり、竹材加工、竹ぼうき、木材加工、清酒製造、鉄工所、染物屋などが挙げられます。なお、最近、全国的に有名になった徳島県上勝町の葉っぱの町などは、自然を生かした地場産業であります。

いずれにいたしましても、地場産業の育成は、それを育て提唱していくための人材育成にあると思いますので、今後は、町民の研修会を充実させなければならないと考えます。また、私がマニフェストで示した地場産業の育成を掲げた理由は、本町の基幹産業であります農林業を初め、商工業、観光の振興、連携こそ本町のまちづくりの柱であることから、地場産業

という定義を広義に解釈してスローガンとさせていただきました。

本町の各産業とも、従事者の高齢化、担い手や後継者不足などによりまして、産業全体が収縮状態にあるものと判断しております。今後は、農林業、商工業、観光の課題をまとめ、それに対する対応策を検討して、すぐに取り組めるものについては改善に向け推進してまいりたいと考えております。

また、時代は大きくさま変わりいたしまして、今やインターネットによる経済活動が社会全体の中心的な事業活動になっておりますので、この分野の推進による各産業の振興について研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の促進についてのご質問ですが、町では現在、企業誘致案内をホームページに掲載したり、東京の電源地域振興センターの企業誘致活動への参画などで周知している状況であります。今後は、企業規模の大小を問わず、また製造業に限らず推進してまいりたいと考えております。経済情勢の悪い中、大変厳しい分野ではありますが、推進してまいりたいと考えております。

その一端をご説明いたしますと、都心や神奈川県方面への誘致案内の発送なども実施してまいりたいと考えております。また、企業立地に対する支援策も、今後、早急に見直しが必要ではないかと考えております。

次に、4点目でございますが、平成22年度当初予算編成には、当選してから短い時間でありましたが、最善の努力をしたところであります。大多喜町をよくするための7つの約束の中には、基本的には、予算をかけないで知恵を出し合い、町民との協働のまちづくりの必要性和重要性を重視した行政運営をしたいと考えておりますが、早急に実施できると思われるものについては新規の予算を確保しました。

まず、商業振興を対象とした中小企業経営改善資金利子補給事業、福祉や子育て対策を推進するため、肺炎球菌ワクチン接種や乳幼児医療対策の拡充、未満児保育の受け入れ態勢の拡充、臨時ドクターヘリポートの整備、シルバー人材を活用した消防施設等の点検業務、農林業の振興策では、野生獣対策として簡易電気さく購入補助の新設、緊急雇用対策として埋蔵文化財の発掘調査事業などを計上させていただきました。

次に、目指す予算は確保されたのかという質問でございますが、時間的な制約もあり十分とは言えませんが、大多喜町をよくするために、皆さんとともに頑張ってまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） まず、7つの約束という中で町長がマニフェストを掲げた中では、まず最初に、産業廃棄物処理場はだめだというようなことを大きく掲げておりました。今、これは反対するというようなことを言われましたけれども、今、業者のほうが行政訴訟を起こしているというようなことを聞いております。この3月には結審するようなことも聞いておりますけれども、その状況について今どうなっているのか。そして、その結果によって、司法の判断が出たときに町長はどういうふうな対応をされるのか。まずこの点についてお伺いをしたいと思います。

議長、答弁がわかる方で結構です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今お尋ねの産業廃棄物処分場の件でございますが、今、裁判をやっております、第一審につきましては5月に結審されるということでございます。

それで、私ども大多喜町のほうも相手のほうもそうですが、この結審につきまして、その後また高等裁判所あるいは最高裁と恐らく進んでいくものと思われまいます。まだ状況としてはどういう結果が出るかはわかりませんが、私どもとしても、その結論によってはまた先に進むという考えでございますが、私の基本的な考えは、やはり最後まで書類に、今、赤道あるいは農道ということでございますが、そこにつきましては、最後までやはり署名はしないと。その許可をしないということで貫いてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 確認しておきますけれども、裁判の結果を問わず最後まで反対するということでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりでございます。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） それでは次に、自主財源の確保というようなことで、広報にも町長の3つの柱というようなことで載っておりました。ただいまも企業誘致の促進ということで進めていくんだというようなことでありますけれども、自主財源の確保というのは非常に難しい問題だろうと思います。企業誘致にしましても、現状からいうと、大多喜町は法人税あたりもどんどん下がってきている状況でありますし、事業所もどんどん、かつては大多喜電子とかニットライトとかすごく大きい企業が合ったのが、これが逆に減っているというような状況であると思います。その中で誘致をして引っ張ってくるんだということは大変な努力

が要ると思うんですけども、今の事業所の現状といいますか、大多喜町に今どのくらいの事業所があって、どのくらいの税収があって、このところ大分減っているようでありますけれども、どのくらい減少しているのか。ちょっと担当のほうから、わかりましたら説明をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいまの小高議員さんのご質問でございますけれども、資料といたしまして法人税額がございます。平成5年度の決算額1億2,484万円、平成20年度の決算額6,879万5,000円、約半分に減少しております。ちなみに、21年度はまだ見込みでございますが、約5,000万円ぐらい、ぐらいといいますのは、まだ決算が出ていませんから見込みで申し上げます。

事業所ですけれども、平成21年度の事業所は約316社、約でございます。ちなみに、平成13年度の資料から申し上げますと、平成13年度は326社ございました。14年度が336社、平成15年度が323社、平成16年度が321社、平成17年度が325社、平成18年度が310社、平成19年度が314社、平成20年度が313社です。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

300ちょっとの会社で今のところ5,000万というと、法人税だと1社大体20万ぐらいということになりますかね。企業誘致をしても、財源的には1社、2社入れるのも非常に大変な作業といいますか、大変な中で、やっぱり法人税もそんなに上がってくるという話ではないような現状があると思います。先ほど町長のほうから、企業の案内をしたり支援策を考えていくというような話がありましたけれども、行政でどこまでやっていけるのか。大多喜町には当初は遊休地というようなことがあって、幾つかこの辺、住宅用地にということで話がありましたけれども、町で抱えている遊休地というのもそんなにはないわけでありまして、大多喜町の民間の不動産というのはなかなか動かないという面も一部ありますし、誘致をしようといっても場所も少ない、用地も少ないし、税制で優遇するといっても限度があるということと考えますと、かなり厳しいなというような感じがするわけでありまして、こんなような状況の中で果たして誘致そのものが本当にできるのかどうか、難しい部分が非常にあるのではないかと思います。

これから、地方分権の時代を迎えて市町村も競争の時代になる。住民サービスを提供する

ときには、自主財源というのは、非常に確保しなければいけないというようなことになってくるわけでありまして、そういう面からも、私も今まで企業誘致をというようなことは言っていました。大体の方が、今こんな話をするのは、もう過去の話だよと。そんなに来るわけじゃない、県の工業団地はみんな塩漬けになっているというような話であります。

しかし一方では、常にやっぱりいろんなところで企業の情報を得て、どう企業が考えているのか少しでもアンテナを伸ばしておいて、いい情報があったら早くつかむ、こういうようなことがまずは大事といたしますか、粘り強くやることが大事だと思うんです。一方では、その支援策といたしますか、税制をもっと思い切って企業が有利になるようなことをやっていかないと、先ほどの案内を出すとか支援策だけでは非常に厳しいんじゃないか。もっともっと積極的な活動をやらないと難しいと思うんですけれども、今後さらにこれを進めるためにも、財政的にでも支援をするお気持ちはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまご質問の件でございますが、私はまさに、本当に厳しい、難しいということはそのとおりだと思います。ただ、これは、難しいというだけで物事は解決しないと思います。ですから、やはりそこに努力というものが必要であると思っています。やっぱり努力をしてその結果が出るものでございますが、まず努力というのが先に来るんだと思います。

それで、従来の企業誘致の考え方というのは、考えてみますと、まずそこに資本を投入して施設をつくり、そこで来てくださいという考え方が基本であります。このモデルというのが、先ほど言われましたように、もう既に崩壊していると思います。そういうことの中で私が今考えておりますのは、あらゆるもので、どんなものでもいいわけですが、そういう来ていただけるものにまず来ていただくという考え方がまず一つでございます。それと、ただ外から来るだけではなくて、今、大多喜町の地域におられます企業の皆さん方がまた拡充する、あるいはそういう形の中で新規の分野に増設するとか、そういうものがやっぱり一つの誘致という考え方の中にございます。

それで、昨年来、大変景気の悪い中でありましても、新しく事業を起こされる方もたくさんいるんですね。起業家というものがございます。そういった方は将来に非常に展望のある方だと思うんですが、そういう方のやっぱり誘致というものが需要だと思います。

それと、先ほど従来の考え方は難しいと言われますが、この悪い景気の中でも1割の産業というのは、やっぱりまだまだいいものはあるんですね。ですから、全くゼロではない。だ

から、それは私は否定するものではございませんが、それはそれで、そのときに、先ほど言われましたように税制優遇という考え方は、それはなかなか数があるものではございませんので、それはまたそのときにご提案をしたいと思いますが、とりあず、まず私が今この企業誘致の基本として考えておりますのが、人材のいわゆる情報力というんですか、それともう一点は人間力、企業誘致の基本は情報力と人間力、ここに私は絞って企業誘致というものを進めてまいりたいと思います。それで、既存の、あるものをできるだけ生かしてまいりたいと、そういうことで考えてございます。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 過去にもずっと、こういう問題については町も努力してきた中であります。ぜひ飯島町長には、新しい目での誘致の方法というのをぜひ期待するところであります。

自主財源の確保ということからいえば企業誘致、あるいは先ほど言いました地場産業の育成、そして観光というようなことで、これを3つの柱として財源を確保していくというような話でありました。この辺の地場産業も、もう前から特産品をとかブランドとかという話はずっと出ているんですけれども、なかなか長続きをしないというような問題があります。観光についても、大多喜町には年間100万人来ていると、その中で5万人の人が滞在をしているんじゃないかというような答弁が行政のほうで前にありましたけれども、滞在をしていただいているにもかかわらず、観光地あたりもやっぱり非常に厳しいというような部分、老川あたりにも厳しい部分があるわけでありまして、これはやっぱりもっともっと力を入れていかないと、さらに厳しくなるというようなことがあるかと思います。

この3つというようなことでありますけれども、もっとももっといろんな部分から支援といいますか、総合的にやっぱり考えていかないと、あらゆる分野から、自主財源やあるいは若者の流出を防ぐようなことを考えていくことも必要ではないかと思うんですね。町長も前に言っていましたけれども、これから圏央道が開通されると本当に東京から近くなる。そういうことがありますと、成人式でことし180名ですか、大多喜町の150名ぐらいの人が成人されたんですけれども、多くは多分、都会のほうに移ってしまうといいますか、そういう状況があるんだろうと思いますけれども、これから都心といえども1時間弱で行けるようなこういう状況が出てくる可能性がある。そうすると当然通勤圏になるわけでありまして、そういう面から、もう少し大多喜町の生活環境を整備することによって、十分、行かなくても通える距離、こういうことができてくるんだと思います。一つはそういうことで歯どめをかける。

あるいは、実際に出ていっちゃっても、今は大多喜町に納税をしてくれる制度があります、ふるさと納税ということで。私たちが一生懸命子供たちを育てて、大きくなったら都会へ行ってしまう。じゃ、ふるさととは、せっかく教育でそろえた人材に何もないじゃないかという中で、やっぱりふるさとに貢献して、その税金をふるさと納税という形でまたふるさとに納めてもらうという、こういう制度があります。今年度の予算でも5万円足らずの計上でありました。

私は当初から、この税金というのはやっぱり活用すべきといいますか、考えていかなければいけない問題だと思っているんですが、ふるさとに納税をしたいと。成人になって都会へ出ていっちゃったけれども、でもふるさとに納税をしたいんだと、こういう戦略といいますか、こういうことをやっぱりやっていく必要があるんじゃないか。出ていくのをストップすることができなければ、出ていった人に、町にこういうことは、じゃどうすればいいのかと。やっぱり一つには、この郷土を愛するといいますか、郷土愛といいますか、そういうものをはぐくんでいく。小さいときから、郷土史あたりはぜひ学校の中で教育としてやっていただく。あるいは、いすみ鉄道でも高校生が今応援してくれていますね。今まではそんなに赤字ということも知らなかった。それが、一生懸命になっていすみ鉄道を応援してくれることによって愛着を持ってくれる。そういう部分の戦略といいますか、そういうことによって、一たん都会のほうに行ってもふるさとに税金を納めてくれる、こういうこともやっぱり考えていってほしいなというような思いがあります。

それと、先ほど町長のほうから、新しい事業を起こす、企業を起こすというような話がありましたけれども、企業誘致ばかりではなくて、自分らで企業といいますか法人を立ち上げていく、こういうような支援をどんどんすべきではないかと思うんですね。たけゆらの里は当時は組合運営ということでありましたけれども、これが今は町の法人ということになっていきますけれども、雇用の場ということで確保ができる。新しく直売所をつくることによってできた。あるいは今度、教習所が民営化になりました。黒井産業という会社がやるようになりましたけれども、職員の皆さんには大変な思いをさせたようなことがあるかもしれません。あると思いますけれども、大きい企業があそこに入れば、当然そこにも法人税なり入ってくる可能性があるわけでありまして。前回質問しましたけれども、薬草園についても、あれが民間であれば、活用してくれれば、少しでも固定資産税でも法人税が入ってくる。こういうように新しい発想で地元から企業を起こす、こういう支援もどんどんすべきではないか。

観光の面におきまして、いろんな地域と、あるいは郡内と連携をするということであり

ますけれども、私はいすみ鉄道が前はお荷物といいますか負の財産というような部分が非常にあって、常に思っていましたけれども、今はそうではない。これからすごい資源になる、こういう思いであります。それぞれの地域が、老川、西畑、総元、大多喜、上瀑と、このいすみ鉄道をシンボルとしながら観光振興を図っていく。特に今、社長はSLを走らせたいというようなことを言っていましたけれども、SLを走らせれば全国的に注目を浴びて、観光のほうも相当潤う、こういう思いもあります。

そうすることで、もっともつといすみ鉄道を支援することによって、県も鉄道という面では、一つの観光地、観光を支援するよりも、いすみ鉄道を支援するということは、もう相当大義名分といいますか、部分があって、これは将来的にやり方によってはすばらしいものができてくるのではないかなというように思いがありますし、あるいはまた交流人口をふやす。農業分野でもいろんな体験農業をやって、たけゆらの里、あれは本来は交流センター、都市と農村の交流ということで、そこから先、もっともつと農家のほうに入ってほしいという部分がありました。今はまるっきり直売所という意味になっちゃっているんですけども、その辺も、もっとああいう施設を中に入れて、やっぱり情報発信をしながら交流人口をふやして、そして滞在をしてもらって定住化につなげる、こんなようなことを、今までもやるというふうなことでありましたけれども、いつの間にか消滅するような感じになってしまいましたけれども、こういうあらゆることを知恵を絞ってやっていく。そして、元気にして自主財源を確保する。3つ、企業誘致とか地場産業、観光だけではなしに、あらゆることを考えてやっていくというのが必要ではないかというように思っています。

町長にちょっと伺いたいんですけれども、町の新総合計画というのは、まだなったばかりでお読みになっていないと思いますけれども、第2次の実施計画ということで、私ども前に配られたんでありますけれども、この中に、今いろんなことを議論しましたけれども、工業の振興あるいは農林業の振興で豊かで活力の満ちた大多喜町をというようなことでいろいろたわれています。もちろん、地域の特産物の開発や育成とか、あるいは優良企業、研究機関を誘致しようと。雇用対策、後継者の定住化、結婚問題、この辺もどんどん積極的にやっていこうと。行政の運営については、事務事業の見直しや時代の変化に対応した組織の改革、あるいは自主財源の確保、国・県の補助事業の有効活用と、今までやってきたことが全部こういう総合計画の中にのっているんですね、基本的に。これは22年度で終わりなんですけれども、今いろいろ言いましたけれども、実際にこういうことでやっていこうということで計画を立てました。

最初に町長にお伺いしたのは、こういうことをやっているにもかかわらず、やっぱり周りから見られないといえますか、あるいは実績が上がっていない。政治というのは結果責任の部分があると思うんですね。こういうしっかりしたい計画がありながら何で進まないのかなど。今いろいろお話をしましたけれども、今、町長もこうやってやりたいというような話をしましたけれども、ここにもその計画が載っていますけれども、やろうと思っても何でできないのでしょうか。やっぱり無理な計画をつくってしまったのか。あるいは、これが進まない理由は何なのか。その辺が、幾らいいビジョンを立ち上げて進まなければ何にもならないわけでありましてけれども、どうしたらこういうすばらしい計画といえますか、今やるのが推進されるのか。よく考えていかないと難しいというような部分があると思うんですけれども、その推進の仕方といえますか、計画を立てたはいいけれども、これからどういうふうに組織を、職員の皆さんに協力を得てやっていくのか。その辺、見解がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまいろいろお話がございました。私もお聞きしまして、やはり同感するところもたくさんございました。このことを実行するということはまず意識の問題だと思います。やはり意識がなければ、これはなかなかできないと思っております。ですから、私も意識を変えるということをお話ししてまいりました。

これは何もお金がかかることではなくて、それは一人一人の意識の中にあると思っています。これは、私も含めまして職員も、また議員の皆様方にもお願いしまして、また町民の皆様方にもお願いすることだと思いますが、やはり最終的にはこれは意識の問題だと思っています。これはやっぱり、先ほど申しましたけれども、努力をしようという意識がなければできないし、またこれを実行しようとする意識がなければできないと思います。ですから、最終的には意識改革だと思っております。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） もちろん人材といえますか人がすべてやる話ですから、そういうことが基本的なことだと思います。

ちょっと私のほうからも提案なんですけれども、今までの行政というのは、国もそうですけれども、国から県におりてきて市町村にということで、こういう流れで来ていました。これからは地方分権といって自分たちでつくっていかなければいけない。そうすると、やっぱりある程度組織そのものを見直していくのもいいんじゃないか。町長が思っていることをや

りやすいようにやるにはどうしたらいいか。

今、国では、国家戦略室あるいは行政刷新会議ですか、そんなようなことを総理の下に置いていますけれども、私も、町長のすぐ下にそういう専門分野といいいますか、町長の考えを補佐する組織をつくったらいいんじゃないかと。町の戦略的なことをそこですべてやる。企画、立案、実行、検証する。そして予算の仕分け、あるいは人事評価、事業評価、そして執行状況のチェック、こういうものを町長の下に置いて、町長ひとりではとてもこれはできる話ではないと思うんですね。こういう分野というのはなかなかない。そういう意味で、町長がやりやすいようなブレーンといいいますか、そういうものをつくったらどうなのかなという思いがありますので、ぜひ、よければ検討していただきたいなというように思います。

ということで、1つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前11時10分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

政権交代による一般会計予算への影響についてということですが、鳩山政権によりまして、今、22年度の一般会計予算が国会のほうで審議をされ、衆議院を通過して、現在、参議院で議論されているところでもありますけれども、本町におきましても、この一般会計の中で、政権が変わったことによりまして新しく計上されている事業はどのような事業があるのか、またその目的、効果はどういうものなのかお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 政権交代による本町一般会計予算で新しく計上された事業はどのようなものがあり、その事業の目的は何か、また削減された事業はあるのかとの質問であります。民主党のマニフェストには何項目かありますが、本町の一般会計に新しく計上された事業は子ども手当のみであります。この子ども手当は、子供を養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子供の成長及び発達に資することを目的としていま

す。また、削減された事業はありません。

○議長（野村賢一君） 4 番小高さん。

○4 番（小高芳一君） この目的ということで、今、社会全体で育てるということでありましたけれども、本来、政府のねらいというのはやはり少子化問題であり、経済対策、こういうことが言われておると思います。この効果そのものは、社会全体でやるんだから出ただけというようなことだと効果云々も何もないと思うんですけれども、政府は少子化あるいは経済対策と言われておりますし、私たちの町でも、少子化問題というのは非常に重要な問題で、今回この子育ての支援によって、果たしてこの少子化対策にある程度歯どめがかかるのかどうか。あるいは、今、全国的な出生率というのは1.37、2.02ぐらいで人口横ばいという中で、本町の場合は1.1と非常に低い数字だと思うんですね。この辺を何とかしていかなければいけないし、今回この子育て支援の中で、ある程度改善されるというようなことも言っていますけれども、この辺の効果は、ちょっとわからない部分があると思います。

今までも子育て支援ということでいろんな施策をしておりますが、なかなか効果が上がっていない。もう少しいろんな部分で、子育てが今回1億3,000万ですか来ますが、それプラス、さらに支援していくことでもっともっと出生率を上げて、少子化に歯どめをかけていく。今、小学校でもどんどん入学する人が少なくなって統合も出てきちゃっていますので、これからの大多喜町の行く末はこの点でも厳しいということがあります。

今、こういう問題について議会でも提言し、検討委員会がつくられて検討しておると思いますが、ちょっとこの辺のところが停滞しているような感があります。早く検討委員会でいろんなことを議論してもらって、どうしたらこれに歯どめがかかるか結論を出して、それを早く実行していただきたいと思うんですが、この辺、検討委員会をある程度やられているようなので、これは企画課ですか、ちょっと状況なりを説明していただき、今後の対応といいますか、この辺どうするのかお答えをいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいま小高議員からご質問がありましたのは人口問題研究プロジェクト会議委員会じゃないかと思いますが、そういう組織を昨年立ち上げてまして、何名かの委員さん方に、たしか3部門だったでしょうか、に分かれまして、今、人口問題に対する解決策というか、課題はどういうものがあるかって、それに対して今後大多喜町ではどのようにその対策をとっていったらいいのかということで、話し合いをしていただいております。

そこで、今、課のほうでまとめたものを一冊の本にまとめようということで、それに着手している段階でございます。

いずれにしても、人口問題というのは非常に難しい。雇用問題から始まりまして、子育てまであらゆる分野にかかわる問題ということでございまして、一概にいい回答というか結果が得られるかどうかわかりませんが、いずれにしても、出された問題につきまして、できるところから早急に対策というか、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 子育て支援から人口問題というようなことになっちゃいましたけれども、このねらいは、そういうことを少しでも改善しようという意図があるんだということで質問させていただきましたので、これからぜひいろんな部分で検討してもらって、早く支援策なり、この辺の歯どめをかけるようにご協力を願いたいと思います。

ちょっと時間がないので、3番目に移らせていただきたいと思います。

公正・公平な行政についてということでお願いします。

町長選挙の期間中に、私の耳に、一部の人が密室で決め特定の利益を得ている。あるいは、ある候補なんですけれども、しがらみのない政治を目指してこれから公正・公平な行政サービスをやっていくんだと。情報公開を徹底してやっていけばこういうこともなくなるというようなことがちょっと聞こえてきたんですけれども、その中で、入札問題、それから町営住宅の入居者の問題、役場の就職の問題に不正があったというような言い方をされてきました。現在、この入札参加者の業者の選定あるいは住宅の入居者の選定、職員の採用、この辺に本当に不正があるのかどうか、情報公開をどこまでできるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 入札、町営住宅入居あるいは役場への就職に不正があったのかとの質問でございしますが、まず入札につきましては、一般的には指名業者選定審査会で指名業者を選定して入札を執行します。入札で一番安い価格で札を入れた業者が落札し、契約することとなります。この場合、契約額が1,000万円を超えるものについては町の広報紙に掲載しております。

続きまして、町営住宅入居の選考につきましては、まず、空き部屋ができますと、事前に

申し込みのある人を対象に公営住宅法の選考基準により審査し、基準をクリアした方を対象に町営住宅入居者選考委員会で審査し、入居者を決定します。

職員採用試験では、職種別採用予定人員や採用条件を町の広報紙やインターネットで公募し、試験を実施いたします。試験は学科試験、作文及び面接試験を行っております。学科試験は県下一斉に同じ問題で実施され、採点まで委託先の千葉縣市町村総合事務組合で行い、作文の成績と合わせ、上位の者から3分の1程度に絞り込んだ上で面接試験を行い、この採点も加えて、成績の上位者から採用を決定しております。いずれの場合も公平に行っておりますので、不正はございません。

また、情報公開につきましては、公開請求があれば関係法令にのっとって判断することになりますが、入札や職員採用試験については、町の広報紙及びホームページでその概要を公表しております。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） まず、入札の問題についてお聞きしたいと思いますけれども、入札参加の資格審査会の内容、それから審査の基準は何なのか、過去5年間に選定から外れてしまった業者がどのくらいおられるのか。この辺は、昔から、大多喜町は閉鎖的だということをお聞きした経緯があります。そういう面から、この辺にちょっと不透明な部分があるというふうに一般的にはとられちゃっているのではないかなというふうな気がしますので、この内容についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 一点ちょっと確認をさせていただきたいんですが、指名業者の選定審査会の内容ということでよろしいのでしょうか。先ほど、指名の申し込みに対してのこととお話が合ったように聞こえたんですが。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 審査の内容なり基準なり、業者が申請したときにどういう基準で判断されるのか。不適格な人は当然のことながら指名業者になれないわけだと思うんですが、基準そのものはどういうふうになっているのかお尋ねしているんですが。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） それでは、まず事業の内容等についてお話をさせていただきたいと存じますが、大多喜町建設工事等指名業者選定審査会規程というものがございまして、その規定に基づきまして指名業者の選定を行っておるということでございます。

それで、その関係につきましては、第4条に、「委員長は、副町長の職に当たる者をもってこれに充てる。」ということで指定をされております。それプラス課長、それから主幹を含めまして6名で組織をされております。

そしてその次に、工事の指名業者の選定案につきましては、大多喜町財務規則第138条第1項によりまして、当該工事担当課長が作成するということになっております。それでどういうふうにやるのかと申しますと、先ほどの工事担当課長がどういう選定基準を持っているのかと申しますと、大多喜町建設工事指名業者選定基準という名のもとにあります条項に基づきまして、指名する業者を選定しているというところでございます。

それにつきましてはいろいろ分かれておりまして、等級別発注基準、これは一つを申し上げますと、土木工事につきましては、2,000万円以上につきましてはA等級ということになっております。そしてB、C、Dというランクづけがございまして、Bにつきましては2,000万円未満200万以上、Cにつきましては100万円以上200万未満、Dにつきましては100万未満というような等級別の発注基準がございます。

それと、発注基準に対するものにつきましてはですけども、指名の制限というものがございまして、工事の発注金額が、指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を越える場合は、当該指名しようとする者を指名することができないというものがございます。

それと、指名業者数でございますが、500万円以下については5社以上、500万円以上1,000万未満については6社以上、1,000万円以上1億円未満については8社以上というような内容で、指名業者数を決めるというものがございます。

それと、議員がおっしゃいました指名業者の選定に当たっては、不誠実な行為の有無であるとか経営状況、工事成績、あるいは工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、それと当該工事施工について技術的に適正かどうか、それと安全管理の状況等を勘案いたしまして業者を選定して、審査会のほうに案として提出をさせていただいております。

そういった案を、先ほど申し上げました6名の委員で選定するわけでございますけれども、先ほども話しましたとおり、不誠実な行為の有無であるとか経営状況、工事成績等を総合的な勘案をさせていただきまして選定させていただいておりますので、不正、不公平等はないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 小高議員、時間が超過しましたので、あと関係課と確認していただい

ればいいかなと思います。持ち時間の1時間が過ぎました。

○4番（小高芳一君） ちょっと途中で残念なのでありますけれども、時間のようでありますので、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） あとの質問は関係課とまた打ち合わせしてください。

○4番（小高芳一君） はい。

○議長（野村賢一君） 以上で4番小高芳一議員の一般質問を終わります。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（野村賢一君） 次に、10番藤平美智子議員の一般質問を行います。

10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成22年3月定例議会におきまして町政に対する一般質問をさせていただきます。

一括方式で質問をさせていただきます。

初めに、去る1月24日に行われました大多喜町町長選挙におきまして見事当選を果たされました飯島町長に、心からお喜びを申し上げたいと思います。ご当選まことにおめでとうございます。これから4年間、飯島町長には、適切な判断と実行力でさらなる町政運営の健全化、並びに町民が安心・安全に暮らせるまちづくり、仕組みづくりを行っていただきますよう心からお願い申し上げます。

それでは、通告にしたがいまして、以下、順次質問をしてまいります。

まず最初に、男女共同参画の推進について伺いたいします。この質問については、野中議員が平成18年3月議会で質問されたと思いますが、町長もかわられましたので、改めて今回、私のほうから質問をさせていただきます。

我が国は、今、少子高齢化の進展により急速な人口減少社会を迎えております。人口減少は、経済や社会保障などさまざまな分野に影響を与え、国や社会の存立基盤と大きくかかわる問題です。

このような社会構造の変化の中で女性の社会参画がより期待されるようになり、ますます女性の社会進出が進んでいくことが予測されております。しかし、女性は男性に比べ、結婚や出産、子育てにより、就業や社会参画が制約されることが少なくありません。また、働く意欲も能力もあるのに働けない、あるいは低賃金や不安定な就業を余儀なくされるという問題もクローズアップされてきました。

こうした社会環境により、女性の晩婚化、非婚化が拡大しております。女性のライフスタイルが大きく変化してきた今、女性をトータル的な視野でサポートし、女性たちが抱える不安を解消することは、日本の社会の活性化につながると考えます。

男女共同参画社会基本法が成立し、10年が経過いたしました。この間、本町におかれましても、この法律に基づいた男女共同参画の推進にさまざまな形で取り組みをされてきたことと思います。そこで、本町における現時点での男女共同参画に対する取り組みや状況及びお考えをお伺いいたします。

まず第1点目に、経済活動や意思決定の場合に参画できるなど、女性の地位向上に向けた本町での取り組みと女性の活躍度はどのような状況であるのか。

2点目に、本町の各種審議会等委員への女性登用の促進、さらには町職員の管理職への女性登用の促進について伺います。

3点目に、本町の男女共同参画の理念にのっとり、特にワーク・ライフ・バランスをこの不況の中で後退させてはならないと思います。そのための取り組みに対するお考えについてお伺いいたします。

最後に、本町におけるこれまでの男女共同参画の動きをどのように総括し、今後の活動計画にどのように反映されるお考えかお伺いいたします。

以上、4点についてお答えください。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、ご質問のとおり、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布、施行されまして、ことしで11年目となります。この法律は、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会をつくることを定義としております。

まず、1の経済活動や意思決定の場に参画するなど、女性の地位向上に向けた本町での取り組みと女性の活躍度はどのような状況であったかとの質問でございますが、本町の女性の

経済活動への参画ということでございますが、女性の社会進出は目覚ましく、また、さまざまな形で社会に貢献されております。

本町の基幹産業であります農業につきまして申し上げますと、大多喜町都市交流センターにおいて、農産物直売組合の方々が、自分で生産した野菜や果物あるいは加工品等の農林産物を販売しております。この直売組合の組合員のうち約33%の方が女性組合員でございます。訪れた人々に本町の産業としての農業を広く発信していただき、農業の振興を図っております。栽培した農林産物が大多喜町都市交流センターを通じて売れ、収入とすることにより、つくる喜びや生きがいを感じられるのではないかと思います。

このほかにも、城下商店街の奥さんたちで組織します「葵の会」がございます。会員約37名ほどですが、女性パワーを発揮し、町活性化を目指して立ち上がった女性の団体でございます。まちづくりの提言事業により助成を行っておりますが、男性も参加し、地域を挙げてのイベントの開催により商店街の活性化を目指し、多くのお客さんが会場を訪れております。

また、意思を決定する場への参加でございますが、町の方向性等を検討・議論する行政組織や機関といたしまして、審議会、委員会等がございます。男女共同参画社会基本法の施行当時の女性委員の登用割合は約16.7%でございましたが、男女共同参画を趣旨とする女性委員の登用率向上を図る観点から、町行財政改革等によりまして現在では約31%となっております。まして、女性の意思、意見も大分反映されてきていると思っております。

しかしながら、女性委員のいない審議会、委員会もありますので、今後も、女性の登用について進めていきたいと考えております。

次に、2の本町の各種審議会等委員への女性登用の促進、さらには町職員の管理職への女性登用の促進についてのご質問ですが、各種審議会を初めとする附属機関への女性委員の登用促進については、現在推進している第2次行政改革に取り組んでいるところであり、また、今年度策定中の第3次行政改革大綱にも推進項目の一つとして位置づける予定でございます。

平成19年からの各種審議会や行政委員会への女性委員の登用状況を調べてみますと、すべて男性の委員が占めている委員会も幾つかありますが、一方で、委員の半分が女性委員という委員会もございます。これを平均してみますと、女性委員の登用率は31%でございまして、この率が高いか低いかについてはいろいろ議論もあると思いますが、一般的に考えられている以上に、本町の場合は女性の登用率が高いと言えるのではないかと考えています。

また、冒頭に申し上げましたとおり、平成22年度から26年度までの5年間を推進期間とする第3次行政改革大綱に、各種審議会への女性委員の登用を推進項目の一つとして掲げるこ

とを予定しておりますので、行政の意思決定の過程における町民の参画を進める観点から、引き続き、女性委員の登用を推進していきたいと思います。

次に、町職員の管理職への女性登用の促進についてのご質問でございますが、現在、町の管理職である課長級の職員は、嘱託であります自動車学校長を除きますと12名で、このうち女性はゼロでございます。理由は幾つか考えられますが、まず初めに、一般行政職に占める女性職員の割合が約26%と低いことが考えられると思います。女性職員の場合、男性職員と比較して、途中で退職する場合も多く、また家庭の事情などで退職せざるを得ないこともあり、結果として女性職員が少なくなっております。

次に、管理職として登用する場合の経験年数の問題が考えられます。現在の管理職で一番経験年数が少ない職員で在職36年になりますが、これと比べまして、女性職員は経験年数がいずれも若干不足しているのが現状でございます。管理職は、職務遂行上の知識や技術を有することはもちろん、行政課題の解決に向けた実行力や決断力、目標達成のための組織管理能力など、さまざまな能力が求められますので、職員の能力や意思、実績等を見定めた上で、男女を問わず登用していきたいと思います。

また、各種の施策を進めていく過程で、これまで以上に女性職員が積極的に議論できるような環境づくりを進め、女性職員の意見を取り込んでいけるよう努めたいと考えております。

次に、3の本町の男女共同参画の理念にのっとり、特にワーク・ライフ・バランスをこの不況の中で後退させてはならないと思いますが、そのための取り組みに対するお考えについての質問ですが、本町の男女共同参画社会の形成につきましては、大多喜町新総合計画第2次実施計画におきまして、男女共同参画社会への意思改革推進、女性の社会参画の促進、多様な生き方が選択できる条件整備とし、実現に向け努力をしているところでございます。

ワーク・ライフ・バランスは仕事と生活を調和させるということですが、近年、仕事重視のために私生活が犠牲になり、精神疾患や過労死、自殺、家庭崩壊などの悲劇が多く発生してきたことにより、仕事と生活のアンバランスが原因で引き起こされる多くの悲劇を防ぐために、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスが叫ばれるようになってきました。

日本では、ワーク・ライフ・バランスを、少子化対策、男女共同参画、出生率向上、男女均等政策、労働時間政策、非正規労働者政策など、働き方の全般としてとらえております。本町は共働きの家庭が多く、育児と就労の両立には雇用の場での理解、配偶者の家事、育児の分担による協力、理解など、就業環境の向上を図ることが重要なことと認識しております。

が、現実的には、男は仕事、女は家庭と、性別による役割分業の意識が根強いことも事実でございます。

しかしながら、男女が協力して社会をつくり上げ、充実した生活を送ることは大切なことでもあります。安心して子育てと仕事が両立できるように、子育て支援対策、職場環境の改善の啓発、企業への働きかけ、情報交換、意見交流の機会を持ち、法に基づく制度の普及啓発を進めていきたいと考えております。

次に、4の本町におけるこれまでの男女共同参画の動きをどのように総括し、今後の行動計画にどのように反映されるお考えかとのご質問ですが、雇用や子育てにおける男女共同参画につきましては、大多喜町新総合計画、大多喜町次世代育成支援対策等により、事業所、町民への啓発等の推進を図り、子育て支援等につきましては大分進んできていると認識しておりますが、事業所等への啓発は余り進んでおりません。また、女性の意思決定の場であります各種審議会を初めとする附属機関への女性委員の登用促進については、平均31%の登用率であります。

今後も、大多喜町新総合計画、大多喜町次世代育成支援対策、第3次行政改革大綱等により、事業所、町民への啓発等の推進を図り、世代や性別を超えて広く皆様のご理解をいただきながら、男女共同参画社会の一層の推進に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 全般的に男女共同参画の施策への取り組みは地域差が大きく、政策・方針課程への女性の参画は押しなべて低いなどの課題が明らかになっております。平成18年12月閣議決定において、男女共同参画基本法（第2次）が、行政と住民が一体となってあらわれる分野において、2020年度までに、指導的、地位的に女性が占める割合が少なく、30%程度になるよう期待するという目標が挙げられました。

今、町長より4点につきまして大変わかりやすいご答弁をいただきました。男女共同参画を趣旨とする女性委員の登用率向上を図る観点から、町行財政改革等において、本町においては31%となっていると今ありましたが、これを伺いまして、大多喜町においては女性の意思、意見をどこよりも反映されてきていると思い、安心をいたしました。

そこで、新たな観点からお尋ねいたしますが、本町において、今後の防災対策では、男女の違いを把握しながら、災害復興体制を確立する必要があると思いますが、本町におかれましては、災害弱者対策並びに災害復興における男女共同参画についてどのように考えていられ

るか、担当課長にお伺いいたします。また、災害ですので、総務課長のほうからご答弁いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 災害といいますか、防災の分野ということでございますので、総務課のほうを担当しておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

防災とか災害の分野では、女性の参画は今まで非常に少ない分野だと思っております。また、なかなか難しい分野かなとも実は思っておるところであります。しかしながら、災害が起きている時点での支援というのは難しくても、災害が起きた後の支援の対策といいたうか、きめ細かな対応をしていただくのは女性のほうが向いているのかなというふうに考えております。そういう面では、女性の参画というのは、ある部分に限られると思いますけれども、町の防災計画の見直し、あるいは、今、国から示されておりますけれども、大多喜町でも避難の支援プランというのを、各区をお願いして戸別にそういう調査をして、弱者を守っていこうという施策が進んでおります。これは22年度にこういうプランを立ち上げていくということになっておりますので、この共同参画という趣旨、立場を十分理解した上で、そういうプランあるいは防災計画を作成して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 男女共同参画は、男女が一緒に活動するすべての場面を指すと思いますが、各機関で十分な計画を練っていただき、前向きに取り組んでいただくことをお願いいたします、この質問を終わります。

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

（午後 零時00分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 次に、町民と連携した観光戦略推進事業についてお伺いいたしま

す。

房総一の城下町、ロマンあふれる歴史と文化の町として、城と溪谷の町をテーマに掲げられた本町には、年々他県から多くの観光客が、四季折々、自然との触れ合いと散策を求めて訪れてまいります。しかし、今までの観光スタイルは団体型の観光施設を周遊する観光でありましたが、最近の観光客の動向、嗜好を見ますと、個人グループ化、じっくり滞在型、地域の食材や伝統文化を求めて、現地で体験したりして交流するというように変化していると言われております。

本町においても、観光客のニーズに合った、この地域でこの時期に訪れることにより初めて見る、味わう、聞く、触れる、感じることでできる地域ならではの魅力を、地域ぐるみで、町民力を生かした観光戦略が必要ではないかと思えます。スポーツや農林業等の体験型観光につきましても、その需要が高まっている中で、首都圏の方々にとっても、自由にスポーツを楽しむことや農業体験などを楽しむことが求められることから、潜在的なニーズが高いことは予想されます。町としましても積極的に導入が必要と思われれます。そこで、それを受け入れる受け皿として、施設づくり、人づくりがまず最初のハードルと考えます。

幸いにも本町には、山・川の多彩な自然を初め豊かな物産が多くあります。その一方、これら多彩な観光資源とそれに詳しい人がいるにもかかわらず、これらの観光資源を十分に生かし切れていないというのが現状ではないでしょうか。本町が持つ町民力を最大限に生かし、町民総力戦で観光誘致に取り組むため、町民と連携した観光戦略推進事業の計画を検討してはと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 本町が持つ町民力を最大限に生かし、町民総力戦で観光誘致に取り組むため、町民と連携した観光戦略推進事業の計画を検討してはとのご質問ですが、議員のご指摘のとおり、本町の観光資源は近隣の市町村と比較しても多いほうであると思えますが、課題としては、町の面積が余りにも広いことから、大多喜と養老溪谷という2つの観光地に分かれて二極化しておりまして、町全体の観光施設間の連携が図りづらい状況にあると思われれます。

このような状況から、観光施設の運営者はそれぞれ頑張っているわけですが、他の施設との有機的な結びつきが必要ではないかと考えております。

本町における観光関係団体としては、中心的な役割を担っている団体が大多喜町観光協会でありまして、公共機関を除き観光事業者はほぼ全員会員となっております。このほか、養

老溪谷観光協会、養老溪谷旅館組合などがありますが、公共機関等を含めて、すべての観光施設や事業者が一堂に会した集まりなどはないのが実態であり、それぞれが独立した活動を展開しておりますが、観光関係団体以外の方にもご意見をいただいたり、今後、議員ご指摘のとおり、町民の方々と連携した観光戦略を図っていく必要があろうかと考えております。

いずれにいたしましても、観光事業は本町の重要な産業にもなっています。圏央道の開通などにより観光入り込み客の増加が期待できますので、なるべく早く相談していきたいと考えます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 最近の観光客の動向の変化に具体的に対応するための受け皿を設定する取り組みは、欠かせない重要な課題の一つであります。今後、観光協会、商工会など町内の関係機関との連携はもとより、提言しました町民との連携をどうとるかという要素を外しての成果は期待できないものと思います。この件についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、2つ目のご質問でございますが、これは具体的にどう進めるかというご質問であろうかと思えます。

実は、我々が観光のほうを担当しておりますけれども、多分、一般の人または議員さんの見方といたしまして、我々がやっている仕事そのものが、イベントだとかあるいは観光案内、それと宣伝、それとか施設整備をやったり、つくったもののいわゆる施設管理、そういったことだけのようにとられがちというか、我々とすればそれに大半の時間を費やしているというのが実態でございます。

先ほど来、町長のほうからご回答いたしましたとおり、観光事業というのは本町の重要な産業になってきているということで、大多喜町におきましては、商業観光というんですか、今そういった部分に変わってきている途中であるという状況でございます。そういった中で、これまでのような観光行政の推進のほかに、プラスしまして、町の皆さんの力を十分発揮できるような観光行政、そういったところに生かせるような、町の皆さんのご意見を取り入れていくようなシステム、組織というんですか、そういうものが当然町長としても必要であるというような考え方でございます。

ご質問の組織的なものということでございますが、ここでは観光戦略室とかそういった組織名は出せませんが、町長のまちづくりの大きな課題が観光の振興ということになっており

ますので、議員ご指摘のとおり、何らかのいわゆる相談の場というか協議の場、そういったものをつくる必要があるだろうということで考えております。

いずれにしましても、できるだけ早く何らかのプロジェクトなり相談の場を設けられるように、今後検討に入りたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 現在、企画商工観光課がこれら施策の展開に努めておりますが、この課の中に、観光にかかわる町民関係機関等の連携を図りながら、ノウハウを発揮できるよう、観光戦略室を設置した取り組みを今後検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 名前のほうはちょっとわかりませんが、いわゆる前に推し進めようと。しかも、町民の力を結集した形での観光推進ということでございますので、名前は別としまして、推し進める会議の設置、そういったものが先ほど申し上げましたように必要であるという判断になっております。

したがって、行政とか経済関係団体あるいは観光団体、それと議員ご指摘のとおり応援していただける町民の皆さん、あるいは大学とかそういったものが入ればよりいいのかなという気もいたしますので、町内や城西大学の観光学部というか、城西大学がございまして、そういったところも入るし、また当然いすみ鉄道、さらには議会の皆さん方にも、もしお時間が許せば一緒に入っていただきたいなというように考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） ぜひ進めていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に、地域情報基盤整備事業の推進について伺います。

近年、周辺地域においては、光ファイバーケーブルの提供が始まったと伺っております。本町においても、間もなく提供が開始されると伺っております。これまでの情報収集手段としては、ISDN及びADSL回線を利用した情報の収集がされてきておりましたが、今後、町内全域での光ファイバーによる高速インターネットの利用が開始された場合、町としても新たな活用方法をお考えのことと思いますが、現段階ではどのような活用をお考えか伺います。また、光ファイバーケーブルは、大多喜町においていつごろ開始になる予定で

すか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 光ファイバーの利用が開始された場合、町として新たな活用方法を考
えているかのご質問ですが、光ファイバーにつきましては平成21年度から22年度にかけて整
備いたします。したがって、平成23年4月から実質的な利用が可能となります。

光ファイバーの整備の目的は、特に企業、商業の事業活動、あるいは教育活動上において
情報の受信と送信の改善を図ることが大きなねらいであります。この光ファイバー整備によ
ってサービスメニューも豊富にありまして、事業活動やライフスタイル、あるいは新たな行
政サービスなどに活用できるようになっています。当然のことながら、これらのサービスを
行う場合は新たに費用もかかります。

新たな活用方法を考えているかとの質問でございますが、今のところ、地上デジタル放送
の難視聴の解消のための利用は考えておりますが、他の利用方法については考えておりませ
ん。

なお、行政上の活用については、全戸が加入しなければ効果が得られないこともあります
ので、今後の加入状況を見ながら住民の要望にこたえてまいらなければならないと考えます
が、今のところ、他の利用の検討もしていないのが現状であります。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） いつから供用開始するんだというご質問が最後にござい
ました。間もなく始まるわけでございますけれども、来年の4月1日ということで我々は認
識しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 現在、インターネットを通じて町のホームページによる情報の発
信等が行われておりますが、今後、各行政施設間を光ファイバー回線に切りかえた場合、情
報管理や新たな住民サービスの展開を継続的に調査研究をしていく上で、一方的に総合的な
行政情報の発信を行う場合、その効果をどのように把握されているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 行政間におきましては、現在でも、今のインターネット
の範囲の中で十分やられております。我々が今回、町としてこの光ファイバーを整備した大
きな要因というのは、一つは、先ほど町長からも話がありましたように、企業が立地するに

当たって、世界中と色々な仕事が結びついておりまして、そういったところとの連絡、情報のやりとりというんですか、それがいわゆる光でないと十分に行えないということからまず始まっております。

そこから出発しまして、実は最近になりますと、若者は、光ファイバーの通っていない町は住めないとか、そういったことを実は言われております。また、不動産とかあるいはアパートとかそういった仕事に携わっている人も、光ファイバーのないアパートはなかなか借り手がないということで、実は大多喜町では、したがいましてアパートの需要がよそから比べて少ないのかなという気がいたします。そういった問題があります。

それと、学校関係では、パソコンの授業をやるのに教材を文部科学省から取り入れるということなのですが、時間が非常にかかり過ぎてうまく時間内に終わらないと、そういったことがございます。最近、我々も企業のほうに細かく聞きましたら、企業ではもうテレビ会議というのを実はやっています。よく我々もテレビを見ていて、外国からいろんな動画が送信されますけれども、よくとまっちゃったりする動画がありますけれども、あんなような形でおくれたりするということで動きが悪いということではありますが、企業はもう世界中に出ていっていますので、現地に行かなくても会議ができるということで、大多喜町に立地している企業は、多いところでは全国に6か所か7か所会社を持っておりますので、そこでの会議のやりとりができないということで、たまたま大多喜町に本社があって、本社ができないということで苦情が参っております。そういったことで、大容量の情報を受けたり発信したりということをやらないと、大多喜町に今後、町長が目指しております企業誘致もできないという状況になります。

そういったことで、光ファイバーの整備につきましてはそういったことで効果が得られるんじゃないかなということで期待をいたしております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

関心の高い施策の展開となります。迅速な情報管理、また費用対効果についても調査研究を今から進めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓議員の一般質問を行います。

1番野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 野中です。

私は、5点にわたって一般質問を行いたいと思います。

1月に町長選がありまして、町長が新しくかわられました。ご就任おめでとうございます。

憲法は、国の主権は国民にありとうたっております。つまり、国の主人公は国民である。

町の行政でいえば町民が主人公なわけです。常勤の職員の方、そして非常勤の私ども議員も、町民を立てるために一生懸命働くことが義務づけられております。

地方自治は、地方自治法という法律で事細かく規定されておりますけれども、町の行政、地方自治体は何を目的にやるかというのが地方自治法第1条の2に書かれていまして、地方自治体の本旨は住民福祉の増進にあり、これが町行政の最大のテーマです。この立場から、就任されてほぼ2か月近くたちましたけれども、町長におかれましては、今後4年間、どのような考えで町政に携わられるのか、基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町民が主人公。地方自治体の本旨は住民福祉の増進にありの立場から、町政に対する基本的な考え方を伺いたいとの質問であります。地方自治の本旨は、私も、住民福祉の増進にあるものと思います。地方自治体は、それぞれの地域住民のニーズにこたえて、その実現に向けて努力すべきであると考えております。私は、その実現に向けて、町民や議員の皆様、また町内外の皆様等幅広い層からのご意見を伺い、ともに知恵を出しながら、効率のよい行政運営に取り組んでまいりたいと思います。大多喜町への本気の思いとやる気で、元気な町にするためにも頑張りたいと思いますので、議員の皆様にもご支援賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 今の答弁の中に、住民のニーズにこたえて幅広く意見を伺うということがありましたけれども、まさにそのとおりだと思うんです。よその町では、まちづくりについて言いたいことのある者はこの指とまれということで、百人委員会とか、そういう自由なディスカッションの場を設けて、まちづくりのいろいろな意見・要望を聞き入れ、先ほどの観光のところでも話をされていましたが、住民の力を掘り起こす。住民の要求に基づいた、住民の力によるまちづくりを始めているところがあると思うんです。

先ほど小高議員の一般質問の中でも、いろいろな事業をやっても長続きしなかったりというようなことがあったような気がしますけれども、大多喜町っていろんな事業が起こしづらいなよね、町民がなかなか腰を上げないんだよねというような話を聞きますけれども、それは、行政が住民の力を掘り起こすような取り組みをしていないからではないかと思うんです。

そうすることで、住民のニーズを住民の側からいけば伝えるためにも意見を言って、自分を実現させるためにも、そういう委員会のようなもの、先ほど観光推進委員会みたいなものという話がありましたが、観光に限らず、広く意見を吸い上げる場をつくるという考えはないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま大変貴重なお話をいただきましたけれども、私どもその考え方を、また先ほども申しましたけれども、その辺はやっぱ私も努力してまいりたいと思います。ただ、これも関係部署といろいろご相談をするところでございますが、とにかく努力してまいる考え方でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 期待したいと思います。

次の質問にいきます。子供の医療費の無料化についてです。

本件について、私は、平成14年9月に初めて一般質問して以来7年半、手をかえ品をかえ、しつこく実現を迫っていますけれども、昨年の9月議会で、中学3年生までの医療費の無料化を求めた一般質問の答弁では、県の動向を見て段階的に考えるということでした。県はことし12月から、子供の医療費無料化を、現行の就学前までからを小学校3年生まで、自己負担ありで実施する方針を出しています。大多喜町としては、県がこういう前進をした中で、22年度よりどのように対応していくのか質問します。

また、中学3年生までの子供の医療費の無料化が私どもの求めている一応の目標ですけれども、近隣では北隣の長南町は既に実施していますし、東隣のいすみ市では来年度より実施する予定とのこと。本町では、段階的にということですが、いつをめどにどのような段階をたどって実施していくのか伺いたいと思います。

以上2点です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 千葉県の平成22年度予算編成方針で、本年12月より小学校3年生まで

の医療費を無料化することが報道されましたが、本町の22年度以降の方針についてのご質問ですが、従来、就学前の乳幼児の入院・通院の医療費と子育て支援の観点から、小学校6年生までの入院医療費について町独自の施策として助成を図ってまいりましたが、さらに子育て支援の充実を図るため、平成22年度より、小学生の通院医療費も加えて小学生までの医療費をすべて助成する方向で、平成22年度予算案を提出させていただきます。

それから、2番目の中学生までの医療費無料化についての計画のご質問ですが、現在の少子高齢化はさらに深刻になることが予想されます。少子化対策、子育て支援は本町において重点課題でもございますので、平成22年度において小学生までの医療費を全額助成することに踏み切り、今後、私の任期中に中学生までの医療費についても助成する方向で、県の助成制度や町の行政状況等を勘案しながら見据えてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 確認いたします。全額補助するというのは、自己負担については全くないと考えてよろしいのでしょうか。そして、来年度からとおっしゃいましたけれども、県は12月からですが、本町ではいつから始めるのでしょうか。それから、任期中というの、この4年間中にはというふうにとってよろしいのですか。

3点お願いします。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） まず、個人負担のことでございますけれども、個人負担につきましては、従前とおおりませんので、自己負担なしで全額助成を考えております。

その次の実施の時期でございますが、平成22年4月診療分からです。来月の診療分に係るもの。申請がちょっとおくれる場合がございますけれども、診療分については、22年の4月診療分より助成を考えております。

それと3点目でございますが、これは町長の任期中というようなご回答を町長はされましたけれども、一応この4年間の中で計画的に考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 大事なことを忘れました。現物支給、要するに窓口負担がゼロになるのか。それとも、一応窓口で支払って、書類を書いてもらって町に申請する償還払いなのか伺います。もしも償還払いだとしたら、請求締め切りのようなものというのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 期限につきましては、受診した翌月から2か年以内というふうに条例で定められておりますので、それでいきたいと思います。

支払いの方法でございますが、就学前につきましては、千葉県の全市町村が就学前は無料化をしておりますので、診療券を発行しております。小学生については、市町村がばらばらでございますので、各医療機関でいろいろと精算上困りますので、窓口での償還払いというふうな方法にさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 大きな前進で大変喜ばしく思います。義務教育が終わるまできちんと行政が面倒を見るという体制を、できるだけ早い時期に実現していただきたいと思います。

次に移ります。介護保険についてです。

介護保険の認定制度にかかわって質問いたします。

昨年4月、介護保険の要介護認定制度が自民・公明の旧政権によって改悪されました。介護保険の利用を抑制するために、症状は変わらなくても介護度が軽く判定されて、今までのサービスが受けられなくなったり、介護保険の給付が受けられない非該当が、要するに介護保険のサービスを受けることから締め出されてしまう非該当が改悪前の3倍近くに急増し、世論の批判を浴びました。その批判を受け、厚生労働省は、新判定のいかんによらず、今までのサービスを1年間続ける移行措置を出し、10月には制度を大幅に見直したと聞いています。

そこで質問ですが、21年からの新しい認定基準により、本町の場合、介護度認定にどのような変化があったのでしょうか。そして、この新しい認定により、不服申し立てや、サービスの現状維持の移行措置を受けた方はどのくらいおられたのでしょうか。

21年度は移行措置が途中より発動され、対策がとられましたが、22年度以降はどうなるのでしょうか。とられないとすれば、介護サービスから締め出される人が出てくるのではないのでしょうか。

4点目ですが、認定制度そのもののあり方についての質問です。

認定制度については、2点大きな問題点があると思われます。昨年4月からの認定制度の改悪で明らかになったことは、認定制度を設定する厚生労働省のさじかげんで要介護度が変動するということでした。介護保険の本来の目的からいえば、認定は介護の必要性を半減し

た結果でなければなりません。ところが、21年4月の改悪は給付費の削減が目的であることを、厚生労働省の内部文書は明記しています。認定制度には政府の行政的な判断が加えられ、行政側の思惑で認定者を操作することが容易になります。

もう一点の問題点は更新制度です。現制度では、サービスの継続がわかっているのに、半年とか1年とか2年の間隔で機械的に認定の更新が行われます。利用者は過剰なサービスなど決して受けません。多額の利用料を払わなければならないからです。本町でも、自分の認定度のサービス限度額いっぱい使っているという方は少ないのではないのでしょうか。在宅介護の利用者などは、限度額を目いっぱいあえて使おうと思う人はむしろ少なく、多くの利用者はぎりぎり絞っています。利用を控えているのが現実ではないのでしょうか。利用者の立場であれば、サービス量をふやしてほしいと時のみの認定の更新でよいのではないかと思います。特に、半年ごとの認定更新というのは、終わったと思えばすぐ半年たってしまう、これが現状です。

それで、認定審査会の費用もばかになりません。本町の介護保険会計では、20年度は認定審査会費用に620万円費やしています。これは決算です。それがあれば高齢者の保険料の軽減にも充てられますし、ほかのサービスにも使うことができるのではないのでしょうか。

新規の認定にせよ、継続の認定更新にせよ、現行制度は廃止して、調査員やケアマネージャーなど現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度に改める、そういう考えはないか見解をお聞かせください。

以上4点にわたって質問します。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 介護保険についての質問につきましては、細かい数字的な質問でございますので、詳細は担当課長より答弁させますが、認定事務につきましては、介護保険法に従いまして全国統一的な基準に従って行っており、昨年10月からは、調査時点の生活状況だけでなく、日常生活の状況を踏まえて調査する指針が統一され、これにより、現状に即した第1次判定が行われるようになりました。今後も、被保険者に満足いただける認定事務を行うよう指導してまいります。

それでは、詳細は担当課長より答弁させます。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、まず1点目の平成21年4月から実施されている新認定制度の認定状況についてというご質問でございます。

昨年４月から介護保険の認定基準が改められたことによりまして、認定状況についてのご質問で、昨年４月から本年１月までの認定件数は561件でございました。内訳としましては、非該当が４件で認定申請件数の0.7%、要支援が93件で16.4%、要介護のほうで464件で82.7%でございました。

また、昨年４月より認定基準が改正されましたが、町長より答弁がございましたように、10月より調査員の調査方法が見直されました。調査時点ではなくて、日ごろの生活状況を含めた判断がされるようになり、より従前の認定基準に近いものになり、被保険者に満足いただける判定となっております。

２つ目のご質問で、新認定基準下での不服の申し立てや現状維持の件数でございますけれども、昨年４月から10月までの更新件数が247件で、不服申し立ては一件もございませんでした。現状維持の申し立てが37件、更新件数の14.9%でございました。

３つ目の22年度以降の認定はどうなるかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたが、昨年10月から、調査員の調査方法が見直されたことによりまして現状に近い認定がされるようになりましたので、今後も日常生活の状況等を聞き取り、この方法で被保険者に満足いただける認定事務を進めてまいりたいと思います。

４つ目の、認定はケアマネージャー等の専門家の判断で適正な介護の提供ができるんじゃないかというふうなご質問でございますけれども、この認定制度につきましては、同一基準で何びとの目による公正な判断でされるものでございまして、特に介護認定審査会での審査は申請者がどなたかわからない状況での審査であり、公正な方法で行われ、私的感情が入らない結果となっております。これらは、介護保険法に定められます27条によりまして、市町村で認定制度を廃止することができないのが現状でございます。

その中で、先ほど認定基準の中でどのくらいの程度のものがあったかというふうなご質問でしたけれども、新規の区分変更等は原則６か月です。これは法律でも定められております。それで、更新の場合は１年及び２年の認定期間になっております。こういうような状況で、新規に認定を受ける方あるいは区分変更の方は、その認定の状況といいますか、日常生活の状況をお聞きするんですが、長期的な認定をしてしまうと途中で変わる可能性がございますので、一応６か月、更新につきましては１年ないし２年というふうな形で認定をしております。

以上です。

○議長（野村賢一君）　１番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 新認定基準による認定状況を非該当と要介護と出していただいたんですが、軽くなった方、大体、介護の必要な方というのは軽くなることのほうが少ないと思うんですね。症状は同じなんだけれども、新認定基準で判定することによって、認定度が軽くなった方というのはどのくらいだったんでしょうか。通告と私がここで質問したこととちょっと差異がありましたので、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 前回といたしますか、更新前の認定度から軽度になった方でございますけれども、全体で64件ございました。そのうち経過措置を受けた方が35人、それで経過措置を受けない方が29人、そういう状況でございます。前回の判定より軽くなった64人は全体の更新件数の18%になります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） だけれども、来年度にはこれは引き継いでいかないはずであろうというのが見解ですね。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 先ほど申し上げましたとおり、10月から、この認定基準の見方といいますか調査の仕方が変更になりましたので、その10月以降の審査の状況で見ますと、10月以降につきましては44件ほど前回の判定より軽くなった方がいらっしゃいます。その中の様子は一人一人見ないとわからないんですが、中には脳梗塞なんかで、当時は脳梗塞で歩けなかった方がよくなってきているという方も中にはいらっしゃいまして、10月以降の判定でも44件そういう方がいらっしゃいます。ですので、できるだけうちのほうでは、日ごろの生活状況を勘案して認定事務を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 大多喜町の認定作業については、不満が出るような認定は出ないだろうというのが担当課の見解だと信じたいと思います。ところが、国の認定制度なんですけれども、この制度が本当に必要な制度かどうかと言われたら、やっぱり手間暇が非常にかかるし、お金もかかるし、利用者の立場からすれば、利用サービスの量を変えたい、そういうときに申請なりしてやればいいのかであって、機械的な認定判定というのは不必要ではないか。調査をする人も、調査員にしろケアマネにしろ専門家がやっているわけですから、その人に

応じたサービスをデザインしてくれると思うんですね。利用者が使いやすい制度にするためにも、ぜひ廃止の声を国のほうに上げていただけないでしょうか。

後期高齢者医療制度は、あれはおかしい、おかしいとずっと声を出し続けました。それで国会が動きました。政権党は交代しましたがけれども、国民の声が政治を動かすというよい見本ではないかと思います。介護保険も、制度がこうだからではなくて、制度が不都合だったら、これは国民の立場から、現場の立場から不都合ではないか、変えろという声を上げていくのが地方自治体の仕事の一つでもあると思うんです。その点で町長はどうお考えでしょうか。町村会とかそういうところでも現場の声として、意思決定をして上げていただきたいなと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 本件は国の法律に基づいて行う事務でありますので、一地方自治体で判断できる事項ではございませんので、機会がございましたら、県、町村会等を通じまして協議してみたいと考えますが、現状の認定方法は公正であるという観点から、認定制度を廃止することは不可能と思われます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 改善及び廃止ということで、本当に必要なものかどうか、公正であっても、もしかしてもっとお金も時間もかけないで公正な判定ができるということがわかれば、そちらのほうに移ってもいいのではないかと思うので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。4 つ目は、水道問題についてです。

昨年10月1日の県議会で、県の水道行政について、自民党の木名瀬議員の質問に坂本森男副知事が次のような答弁をしました。内容的に、1 つ目は、水道事業の統合・広域化を進め、水道料金の格差を是正する。2 つ目、検討会の正式な名前はちょっと忘れましたが、県内水道事業何とか検討会というんですけれども、検討会での結果を今年度中、2009年に取りまとめて、関係市町村が合意したら、2012年度、つまり2年後ですね、2年後には統合を進めたいということを答弁していました。これは重大な内容です。

これまで九十九里水道企業団、南房総広域水道企業団、県水道局、県水政課がこの問題について検討してきたようですが、関係市町村にもその内容は明らかにされていません。まして、関係市町村、水を利用する住民の意見を全く聞いていません。それがいきなり県幹部の口から、2012年度には企業団を合併させる、それから県水との統合も図ると言うのですから、大変なことです。関係市町村が合意したらと言っていますけれども、本末転倒ではないでし

ようか。関係者の意見を聞くことなしに結論を決めて、それを押しつけることになりはしないかと大変心配しています。

特に水道料金問題については、大多喜町は県下でも高いほうのトップクラスです。一番安いところとの差が2.5倍を超えています。水がなければ、命も生活も回っていかない重要問題ですので、県の計画がどんなものなのか、まず明らかにしていただきたいと思います。そして、その県の計画に対して町としてどう考えて対処するのか、その見解を求めます。

また、大多喜ダムの件ですけれども、ダムの目的が治水だけに絞られました。多大な工事費を投入したまま工事は中断しており、痛ましさを感じざるを得ません。今のこの様相は、まさに税金の無駄遣いと自然破壊の見本の何物でもありません。私は、水道には使わないという利水面での撤退は、昨今の水事情、水需要が横ばいであること、節水意識の高揚と機械の向上で全体の水の需要は減っています。そういう事情から考えれば、利水からの撤退というのは間違っていないと思います。いずれ治水のための整備に取り組まれると思います。予定地の第2次利用、あの広大な土地あのままにしておくわけにもいきません。その利用について町としてどうしたいのか。地元の西部田地区の方々を中心に全町的に意見を募り、有効利用を求める取り組みを進める必要があるのではないかと思います。この件についても見解を求めます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、1点目の県の計画内容はどうなっているかでございますが、平成19年2月に、県内水道経営検討委員会から出された提言によれば、県内水道が抱える諸問題を解決するには統合・広域化が最も有効な手段であるとしております。特にこの提言の中で、給水原価の高い九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団と県営水道との水平統合を、県内のリーディングケースとして進めていくべきとしております。これを受けて県では、平成19年5月から、県と関係事業体で構成する実務者検討会を開催し統合の検討を行っており、本年度末までに検討結果を関係市町村等へ示すこととしております。

それから、2点目のそれに対する町の考え方はどうかということでございますが、これは知事への要望活動として、構成団体としては、今回の統合がいわゆる都市部と比較して高い水道料金の引き下げにつながると大いに期待しているところでございます。そこで、昨年9月28日に、九十九里地域及び当市町を含めた南房総地域の首長名により、水道料金の値下がりにつながる今回の水平統合を早期に実現するよう、森田知事へ要望書の提出を行ったところでございます。これを受けた知事からは、少しでも早く実現できるよう頑張らせていただ

きますとの発言をいただきました。

また、統合の進め方については9月県議会で自民党から代表質問があり、県は今年度中に統合の検討結果を取りまとめ、関係市町村等へ示す予定で、その後、関係市町村等が統合・広域化に向けて合意した場合は県及び関係機関で統合協議を設置し、具体的な統合計画の策定に取り組み、平成24年度を目途に今回の統合を目指していきたいとしております。

今後の対応ですが、県は本年度中に、3月中に、統合の検討結果と統合に向けての方針を関係市町村へ示す予定と伺っており、この内容を見きわめた上で、他の構成団体と連携しながら、料金格差が是正されるよう対応してまいりたいと考えております。

3点目の大多喜ダム建設事業につきましては、平成6年8月に大多喜ダム建設事業に関する協定が調印されまして、建設がスタートいたしまして、用地買収、進入道路やつけかえ道路の整備に着手をいたしました。一方、用地取得につきましては、平成16年2月までに99.9%が完了いたしました。

このような中、南房総地域の水需要の減少から、平成19年には、南房総広域水道企業団再評価委員会においてダム事業への参画を中止する答申が出され、これを受け、翌年19年6月には、水道企業団として突然中止を決定したところであります。その後、平成20年3月には、共同事業者である南房総広域水道企業団のダム事業参画中止を受けまして、千葉県として、大多喜ダム事業について継続実施が極めて困難となったことから事業中止の方針を固め、3月28日の新聞報道となったわけではありますが、県が事業再評価を依頼している夷隅川流域委員会の最終答申も出ておりませんので、今なお正式な中止とはなっておりません。

町は、この報道を受けまして、大多喜ダム建設対策委員会と建設中止に反対するとともに、千葉県へ引き続き継続して建設の推進について要望活動をしてまいりましたが、昨年8月、森田知事への直接要望の席上、知事側から改めて、中止せざるを得ない状況をご理解願いたいとの説明がありました。その後、県河川課から再三にわたり、中止への理解と今後の進め方について提案されておりましたが、その内容について、現在、関係者及び町で、協議・検討に向けていろいろと会合が持たれている段階であります。

仮にダム事業が中止という方針が出された場合、このまま放置できませんので、管理道路の完全な完成や買収された土地の未利用など、多くの課題もありますので、県当局、水道企業団、建設対策委員会と十分協議をいたしまして、特に地元側が納得いくような対応を町としては強く要望していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 統合に賛成しましたということなんですけれども、とりあえず、この統合は九十九里水道企業団と南総との統合でしょうか。それでもって水道料金が下がるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） これにつきましては、九十九里地域水道企業団、それと南房総広域水道企業団及び県営水道の水平統合ということでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） この地域が県営水道並みに、今、八千代市は1トン当たり86.1円だったでしょうか。大多喜町は今、一月20立米使うと仮定して238点何ぼで、きのう計算したら2.7倍近くの差があるのですが、この差が縮まるという確証は得ているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 今のすべての段階で承っておるわけではないんですけれども、この水平統合におきまして給水原価が下がるということでお伺いしております。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） この統合の条件というか、今、水道料金に対して、高料金対策として町と同額の支出を県が補助しておりますけれども、あと5年でこの県からの補助はなくなる。県からの補助がなくなって、町だけが水道料金の高料金対策にお金をつぎ込む。県の補助金は企業団のほうに注ぎ込まれるという図式だと思いますが、そのことによって大多喜町の水道料金は今より下がるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 理論的には、今、高料金対策の関係をおっしゃられましたけれども、それと同額ということでのお話であろうかと思います。それで、あと、供給単価が安くなるからその分だけ下がるということでの説明を受けています。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 主体はどこがやることになるんですか。統合するでしょう。県営水道化するわけですか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） その水平統合をされた九十九里及び南房総につきましては、県営水道が運営するということになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 格差解消はどうなるんですか。提案の中には、格差解消については余り述べられていなかったのではないかと思います。私たちの立場からすると、同じ水を使っているが、片方は安くて、後から参入したほうにはべらぼうに高いものを必需品に対して要求されている。千葉県民であるなら、水道を引くのが早かろうと遅かろうと、今生きている県民に対しては同じ料金で供給すべきではないかという思いをだれもが抱くと思うんです。その辺がきちんと担保される統合なんではないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 先ほど説明の中で理論的な話ということでお話を申し上げましたけれども、高料金対策の関係につきましては、資料をこちらのほうで持ち合わせていませんので詳しくはお話しできませんけれども、町が広域水道企業団のほうに支出しておりますけれども、それがなくなるからと。それと税金関係でしょうか、その辺をもってすればその高料金対策の関係については埋まるということで、あとは供給原価ですね。南房総広域水道企業団からの供給を受けておりますけれども、その関係が年間になると安くなる、そういうことでのお話がございました。それに対しましては、関係 5 市 3 町あるわけですが、その辺を水道企業団へ対しましてそれぞれ意見を述べさせていただいております。

それについてお話をさせていただきたいと存じますけれども、大多喜町から提出いたしました意見書でございますけれども、3 つお願いしてございます。料金格差等の関係もこの中に出てきておるわけですが、この統合は末端水道事業体に有利となるような受水費の削減が見えないため、料金格差是正への道筋を明示すること、これが 1 点目でございます。

この統合により、すべての構成団体及び末端水道事業体に有利・不利を生じさせないこと、またこれ以上の財政負担がないこと、市町村水道総合対策補助金の継続を要望すると、これが 2 点目でございます。

3 点目といたしまして、当地域のように過疎化が進み収益が激減している小規模水道事業体は、受水費が財政に与える影響が多いため、受水費の減額を要望すると。

この 3 点におきまして、県のほうに意見書を提出させていただいております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 全くそのとおりだと思います。町長におかれましては、担当課が出したこの要望をさらに強固に進めていただきたいと思います。

それからもう一つ、うちのほうの町としてはそうなんですけれども、県の水道行政そのもの

のは、工業用水の余りをこちらのほうに持ってくるかということで、工業との兼ね合いで私たちには高い水を押しつけられたという経緯があると思うんです。県の水道行政の甘さとか、いいかげんさで私たちが被害をこうむっているわけで、その辺のツケをきちんとやっぱり県が払い切る、そういう態度で臨んでいただきたいということも加えて要望していただきたいのですが。

3点目として、県民、それから自治体にまるで秘密裏のようにずっとやってきて、上から上意下達でばっと、こうやるからというふうに出すのは余りにも民主的ではない。そういうやり方に対しては、今後一切改めて、末端の自治体の意見、県民の意見を取り入れて、慎重に、多くの県民、自治体が納得できるような水行政をすることを希望すると。それと、高料金対策については、あと5年で切るというのはなくして、やっぱり継続していただきたいということをもたまたま特に強調していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 議員さんのご意見を承ったわけでございますが、町長からもお話をさせていただきましたけれども、これは私どもの水道事業体だけではございません。先ほど申し上げた5市3町、こういった方々の関係もございます。意見の調整等を図りながら、今後、慎重に料金格差是正等をお願いしていくようにしていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、私ども一つの事業体ではできませんので、一致協力した形、そういったことを踏まえて行いたいと存じます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 早期に納得できる料金になることを希望して、水道問題については終わります。

最後の質問は、ごみの減量化について。

○議長（野村賢一君） 野中さん、すみません、残りあと6分でございますので、よろしくお願いします。

○1番（野中眞弓君） はい。

朝のテレビで、神奈川県葉山町のごみ減量の取り組みを報道しておりました。資源ごみのリサイクル、生ごみの微生物による家庭での処理を徹底してもらおうという取り組みでした。それをそのまままねしろというわけではありません。本町のごみ分別収集リサイクル化事業がここ数年連続して県下2位という実績を上げていることは、大いに評価しております。ま

だそれでも改善の余地が十分にあるのではないかと思います。

2つの理由から、一層の可燃ごみの、ごみの減量化といってもここでは可燃ごみです。可燃ごみの減量化を求めたいと思います。理由の1つは地球温暖化対策です。石化燃料の使用を減らすには可燃ごみを減らさなければなりません。理由の2つ目は行政的な側面からです。可燃ごみ1キロ当たりの燃やす単価は、20年度決算でちょっと計算しませんでした25円弱だと思います。焼却処理費は、20年度決算で、これは修理費も入っているので6,000万を超えてしまいましたが、来年度22年度の予算では5,488万円が計上されております。この5,488万円はごみを灰にするためのお金です。

今、日本列島じゅうが空前の不況にあえいでいます。来年度の町税は、当初予算で前年度比2,300万円も減っています。21年度の3次補正にあらわれた21年度分の実質町民税は、20年度決算に比べ6,427万円も減少しています。これは大変なお金です。自前の財政は本当に減少しています。入ってこないのですから、出るを禁じなければなりません。予算を減らしてもだれも困らない項目の最大のものが、この可燃ごみの焼却費ではないでしょうか。

本町では、ある程度の減量までは進んでいますけれども、真剣に取り組んでいると言えるでしょうか。可燃ごみの一層の減量を進めるためには、いつまでにどのように取り組んで、どのくらいまで減らすという減量計画が必要だと思われますが、本町にはその計画があるでしょうか。

また、減量とリサイクルを徹底させるには、ごみの出し方についての知識が住民に行き渡っていることが決め手になると思われます。行き渡っているとお思いでしょうか。行き渡らせるための対策についてどう考えるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 質問事項の1でございますが、ごみの減量化計画を策定してあるかとのご質問ですが、大多喜町はごみ減量化計画の策定はしておりませんが、容器包装リサイクル法に基づく大多喜町分別収集計画を策定し、平成20年度からごみの排出を抑制し、再資源の活用を基本とした地域社会の形成と、すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を図ることを目的に推進しております。計画期間は平成20年から5年とし、3年ごとに見直しすることとしております。

2点目に、資源ごみの分別は徹底していると思うか、またその対策についてどう考えているかとの質問でございますが、現在、資源ごみの分別は、広報紙あるいはごみの正しい出し方のチラシの配布により分別収集の徹底をお願いしておりますが、一部のものについては徹

底されていないものもあります。

分別品としては、瓶類、缶類、雑誌、紙類、ペットボトル、プラスチック類であります。特にプラマーク製品については、中の異物を取り除き、汚れを落としたものを出すようお願いしておりますが、異物の入ったもの、汚れの付着したもの、プラマーク製品以外のものが混入していると、リサイクル協会での検査により引き取りをしてもらえなくなることから、手作業により分別を行っていますが、汚れたものや異物が含まれているものが多いのが実情で、これらについては焼却処分となります。

今後の分別徹底の対策については、広報紙等で周知するとともに、必要に応じて地区ごとに説明会を開催し、住民の理解と協力をお願いしてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 野中議員の一般質問の持ち時間が終了しました。以上で野中眞弓議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時18分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時28分）

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、8番志関武良夫議員の一般質問を行います。

8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 私は、3点ほど質問したいと思います。

町長、新町長就任につきまして、どうもおめでとうございます。

新町長になられまして大変だと思いますけれども、町長選のときから町長は財源の問題に取り組んでおられました。その財源につきましては町にとっても非常に重要な問題であると思いますけれども、現在、町税がなかなか上がってこないというような状況の中で、地方交付税は民主党政権になってから多少上向いてきているような状況が出ているそうですけれども、現在、大多喜町は独自の道を歩まなければいけない、そういう状況の中で財源をどうやって確保していくのか、そういう問題に取り組まなくちゃいけない状況だと思います。

現在、人口が減少している中で、企業も事業計画を縮小してやっと息をついてやっている

というような、そういう状況が続いている中で、町長は企業の誘致、それから地場産業、そういうものの中で財源をつくり上げていきたいというようなお話でございましたけれども、この企業の誘致というものは、今の社会情勢の中で非常に私は難しいんじゃないかなというふうな考えを持っております。中小企業が現在も倒産しているという状況の中で、安定した企業を誘致しなければ何にもならない。先ほど小高議員のときに、来てもらえる企業に来てもらうというようなことを言っておりましたけれども、そういう安定した企業がどこにあるのか。また、雇用の問題もそうなってくれば大きな問題となってくるわけですから、安定した企業を誘致しない限り、大多喜町の財源を潤していくというような状況にはなっていないんじゃないかというふうに考えております。

町長は、この誘致問題について、市原市の鶴舞ですか、インターチェンジができると。そうすると、大多喜町にとっても、誘致をする上においては有利な状況が生まれてくるというような状況で選挙戦を戦ってきたと思うんですね。しかし、この道路は銚子のほうまで行くわけですが、各市町村の重立ったところにはそういうインターチェンジができるわけです。それで、大きな町でも、私は茂原のほうに会社を持っているんですけれども、茂原の工業団地もインターチェンジから5分足らずで入っちゃうというような状況の中で、まだまだあいている土地がいっぱいある。そういう中で、企業の誘致というものについては条件闘争になってくるんじゃないかというふうな考えを持っております。

そういう利便性もありますけれども、あとは、町が企業を誘致する上においてどれだけ有利な条件を企業に与えられるか、そういう問題の中から誘致も可能になってくるんじゃないかと思います。現在の状況の中では非常に私は難しいというふうに考えておりますけれども、町長の今の考えはどういう考えを持っておられますか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますが、当初の資料を見ましたところ、大分各論のほうに入っておるようでございますので、まず、私の企業誘致につきましての考え方なんですが、従来ですと、そこに資本投下をして施設を整備をするという、そこにできましたから、まずそこに来ていただくという考え方、これは、今お話がありましたように、茂原工業団地のようなものはそういうことだと思います。

私が申し上げているのは、それも否定することではございませんで、そういうものも必要だと思っております。それが来ていただければいいなと思っております。時代背景の中で日本が悪いからといってすべてが悪いわけじゃなくて、やはり1割の産業はまだまだいいところが

あるわけでございます。最近でいきますと、茂原の三井製薬のところに、いわゆるジェネリックの沢井製薬の誘致が決まったと言われておりますように、まだないわけではないと思います。

私が申し上げている企業誘致と申しますのは、先ほど申し上げましたけれども、まずあらゆる産業でございます。それからもう一つは、地域の皆さんが新たに事業を拡大する、あるいは新しい分野に進出する、そういうようなことを含めての誘致という考え方になります。今の特養施設もそうですが、そういったものを含めまして、また、先ほど申しましたように個人起業家等、あらゆるものを想定しております。

それで、それは私はお金を使うのではなくて、むしろいわゆる情報力、皆さんの知恵と工夫の中でということでお話ししておりますが、そういった中であらゆる想定の中で考えておりまして、小さなものでもいい、とにかく一つでも努力していかなければいけない。今、無理であるというお話もございましたけれども、無理であっても、最初からやらないということになりますと何もできないので、とにかくその無理も承知の上で努力していかなければいけないのかなと、こういうふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 企業誘致については、これは努力するのは当然のことだと思います。

この企業の誘致によって財源確保というような、そういう形を考えていくことは非常にいい考えだと思います。先ほど言ったとおり、今の日本の企業の中では非常に難しい状況が出ているんじゃないかというふうに思いますけれども、これからは町長にはひとつ努力して、そういう企業の誘致によって財源が確保されるような、そういう状況をつくり上げていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

2つ目といたしまして、子供たちの通学路の整備についてですが、私、今まで何回か議会の中で、この子供たちの通学路の整備については質問させていただきました。それで、前回の田嶋町長のときに、前向きに検討していきますというお返事をいただいていたんですが、その前向きにが、何年たっても私の考えの前向きとはちょっとかけ離れたような状況で、一つも進展がない、そういう状況が出てきているんですが、そういう子供たちの安全性ですね。

今、子供たちが非常に少ない。そういう中で、子供たちの事故が全国でも非常に多いです。やはり子供たちを守ってやることは我々の務めではないかというふうな形の中で、道路整備、通学路の整備ですね、それを進めていくことが大切じゃないかというふうに考えておりますけれども、町長は民間から今度行政のほうに入りまして、そういう中で見てきている中で結

構ですので、そういうものについての考え方をちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問は子供の通学路の整備についてということでございますが、志関議員の同趣旨の質問は、今までに、今お話しのありましたように4回あったと。最後の質問である平成20年12月議会の記録では、町道増田小土呂線の通学時の危険状態への安全性の確保や対応状況と、町道の拡幅改良事業の実施計画への登載に向け、事業内容の検討を進めるとの前町長の答弁でありました。

私も同様に事業内容の検討を進めてまいりたいと思いますが、この辺につきましては、また担当課長のほうにも考えがあると思いますので、ちょっとお話しさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 町長からもお話がございましたとおり、前に全部で4回ご答弁をさせていただいたんですが、平成20年の12月議会であろうかと思いますが、そのときに次期5か年計画、俗に計画にのっていないものにつきましては整備ができないということがございましたので、その計画に掲載していけるかどうか詳細を検討をさせていただきたいということでございます。

その計画につきましては歩道整備という計画になろうかと思いますが、現在、道につきましては、田んぼがございまして、その両わきにのりがあって道路があると。それで、町道増田小土呂線につきましては、センターラインが入っておるところもありますけれども、入っていないところもあるということで、歩道が未整備なところでございます。できれば、児童の交通安全対策といたしましては、一番効果があるのはやはり歩道整備が必要であろうというふうに理解をしておりますので、もし用地確保がかなり難しいということがあった場合につきましては、歩道関係につきましては、そののりの部分を使ってやっていけたらどうか。現在、センターラインがありますけれども、センターラインを右だったら右に寄せて、のりの部分を直角のブロックで、L型ブロックと申しますけれども、それでやりまして幅をとりまして、片側に寄せて、あいたところに歩道をつくるというような形がとれるかどうか、今、実際に検討をしている状況でございます。

ですから、今後の5か年計画の関係については、やっていけるかやっていけないかの関係についてもその時点で明らかにできるということでございます。ですから、検討中ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） 今、課長のほうから検討中ということでございますけれども、私がこの問題を取り上げてからもう 3 年半ぐらいたつんですけれども、非常に対応が遅いんですね、こういう扱いに対する対応が。また、答弁の中身を見ましても、いつもやるかやらないかわからないような、ぐだぐだしたような状況で、子供たちの安全性というものについて行政はどういうふうに解釈しているのかというふうな疑問的な面も出てきますけれども、私は、町の財政もわかります。確かに苦しい状況の中で、そういう建設をやってくれということについても考えておりますけれども、一気に全工程をやれということじゃないんです。年度ごとに区切って、ここからここまでは今年度やりますと来年度についてはここからここまではやりますよと、何回かに区切ってもいいから、それを実現してくださいということを前回言っていると思うんですね。そういうことについても全然検討しないで、今も検討中だというような話じゃ、これはもう全然前に進まないわけです。

だから、計画をつくるのであれば、計画の中でそういうふうにしちんとしたものの中で、年度ごとに区切って予算をつけてやってくればいいんじゃないか。一気にやると大変な金額がかかりますから、3 回じゃなくたっていいんです。何回かに分けて工事を進めていくというような、そういう形をとっていただければ可能じゃないかと思っておりますけれども、ひとつそういう点についても努力していただきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） ちょっと言葉が足らなかったんですが、イエス、ノーということでお話しさせていただきたいと思いますが、限りなくイエスに近いということでご理解をいただきたいと思えます。

先ほども申し上げたとおり、実施計画等にのせていないものはできないということでお話を申し上げたんですけれども、私が引き継いだのが 2 年前でございます。3 年半前からお話があるということでございますけれども、実施計画につきましてはそれ以前に決まっちゃっていることなんですね。ですから、今度やる実施計画の中で入れていけると、限りなく入れていけるであろうと。これらについては、財政と、町長等々のお考えもございますので、一担当・係として入れるということではございませんが、その提案に向けてやってまいりたいということでお話を申し上げたということで、決しておざなりにしていたということではないということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） ただいま、私の考えていることに大変前向きに対応していただけるような状況でございますので、どうもありがとうございました。

では、3 点目につきまして質問させていただきます。

大多喜中学校の生徒の体操着の問題についてですが、現在、大多喜中学校では、1 年生から 3 年生まで、ジャージの色がみんな学年ごとに違うんですね。けども、西中学校においては男女別の色で対応しているわけですね。そういう形をとっていただければ、大多喜中学校の各家庭の負担も軽減されるんじゃないかというような形で、そういう点についても、1 年前に、やめて今はないんですが、議員の中からそういう問題も出たことがあるかと思うんですが、そういうことについて、教育長のほうではどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） ただいまの志関議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

有家議員さんからおとしの 9 月議会で、こういう同じような質問がございました。校長にもよく話をしておきましたけれども、校長がかわりまして、それらについてちょっと立ち消えになったところもございますが、質問事項を整理させていただきますと、大多喜中学校生徒の体操服についてということでございますので、お答えさせていただきたいと思います。

児童生徒が着用する体操服の種類等の決定者は一応校長ということで、現在の大多喜中学校の体操服は、昭和 56 年ごろに、保護者や生徒に諮って制定したということでございます。体操服を学年別にするということは、生徒数が前は 300 人以上おりましたころは、生徒を認識する上で非常に有効であったと思いますが、現在、生徒数が 200 人を切る段階におきまして、全学年同色でも大きな支障はないものと私は考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） 今、教育長の答弁の中で校長の判断ということがございましたけれども、教育長のほうから、家庭の経費の軽減ですね、そういうものを考えた中で、校長のほうに指導的な立場をとることができないんでしょうか。それをちょっと聞かせてください。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） 指導できないかというご質問でございますが、これにつきましては、

指導監督する立場にあります私ども教育委員会でございますので、今後、さらに校長にお話を
をして、前向きに検討させてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） 今、教育長のほうからそういうような答弁をいただきましたので、
ぜひこの問題については、各家庭の経費の軽減ということを念頭に置いて進めていただきた
いというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとう
ございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 次に、7 番吉野僖一議員の一般質問を行います。

7 番吉野僖一議員。

○7 番（吉野僖一君） 平成22年第 1 回大多喜町議会定例会において、次の事項について質問
をいたします。

初めに、ちょっと訂正がありますので、資料の 2 枚目の下から 7 行目、「施設整備事業補
助 6 億 4,300 万円」にしていきたいと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、新聞報道によりますと、飯島町長さんは、若者が定住する町へ活性化へ、経
済でこ入れと。初登庁では、自主財源の確保に向け、経済関連の施策に選択と集中を図ると
訓示。地場産業の競争力向上、観光振興、企業誘致による雇用創出を三本柱とした。幹部職
員からは、堅実型のリーダーだ、企業人なので行動力も期待しているとの声が聞かれました。
町民の期待に沿うということで、これからも頑張っていきたいと思います。

三本柱の実現は、景気悪化や地域間競争もあり容易ではないが、追い風が吹くと意気込ん
で、その一つが、町への玄関口となる圏央道市原南インターチェンジの開通予定、もう一つ
は、存続に懸命ないすみ鉄道との観光開発だ。企業誘致にもひるまない。遊休地を生かし、
福祉施設などを年に一、二業者ずつこつこつと積み上げていきたいとあります。

それによりまして、私も21年の 6 月議会で特老のことについて質問しましたが、「飯島町
長の七つの約束」とあります中で、今回は福祉の拡充と充実について、町の特別養護老人ホ
ームの増床改修についてお伺いします。大多喜町をよりよくするため、七つの約束とありま
す。中の一つ、福祉の拡充と充実について質問いたします。

ある独居老人より相談を受けました。町は保育園や小学校、中学校は立派になっていいのですが、今度は私たちが入れる施設をつくってくださいよと言われ、昨年の6月議会で一般質問をした経緯があります。現在、町の収容人員は特老のほうは80名で、当初は入所希望者、待機者は140名、現在は146名ぐらいいるそうですが、65歳以上の独居老人者数は585名で、うち女性が400名とのことでした。そこで、今後の対策、対応として、増床計画と雇用の問題等を含めた計画が必要と思われますが、町の計画と考えるかあるかないかお伺いします。

この質問に対して前田嶋町長さんは、現在増床計画はない、現施設は耐震診断など大きな問題もなく当分の間は施設修繕をして現体制を維持したい。なお、民間による老人ホームなどの建設については積極的に誘致していきたいとの答弁を「広報おおたき」で見た長老の方から手紙が届きました。その長老さんの手紙の中には、大多喜町が5か町村合併した当時、初代の尾本町長さんが、県下では最先端だったのかもしれないですけども、そういう特老施設を昭和30年5月につくったと書いてありました。これは、尾本町長さんの決断に敬服をしますという文面で紹介されております。

その長老の方は私と同じ考えで、1年前にも町長への手紙で特老の増床についてお聞きしたそうです。その回答の一部に、「ご指摘のとおり、町の高齢化率も30%を超え、それに対応した高齢者施策を講じているところでございます。ご提案の特養ホームの増設に関しましては、県及び町の高齢者保健福祉計画によりますと、平成20年度までは、夷隅、長生管内では利用見込み者数に対し施設定員数が満たしている状況となっておりますが、現状では待機者がいらっしゃる現状でございますと、意味不明瞭な回答があったそうです。今までの議会答弁を見ていきますと、検討する。」、研究する、県の指示を得て、近隣市町との状況を見てなどという言葉が多く、これらはほとんどその場しのぎの言葉で、実際には何もしないように感じられますとご指摘を受けました。

その後、昨年9月の県議会で注目されたのは、特別養護老人ホームなどの整備補助、昨年7月末現在、県内で1万6,600人いる特養待機者の解消へ、前年度比3倍増の48億円を計上。県では今後3年間で4,365床を整備する計画で、新年度は1,200床を整備するとあります。さらに、1床当たりの補助単価も、今までは250万円だったそうですが、これからは400万円へ拡大するとあります。

そこで、我が町の特老も昭和54年に竣工して、はや30年が経過しました。当時としては、地域割、人口割などの規制の中での対応で現在の施設が認可されたことと思います。前町長は、民活による施設建設については積極的に誘致していきたいと言いましたが、町民の多数

の皆さんからは、この際、雇用の問題も含めて、他力に頼らず、町民のための町民による計画を立てる必要があると指摘を受けまして、昨年6月定例議会に続き再質問をいたします。

町民による町民のための町民の政治、そして町と議会と町民の協働によるまちづくりが今必要かと思っておりますので、その点、飯島新町長さんのお考えを町民に発表していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 福祉の拡充と充実について、町の特別養護老人ホームの増床改修についてのご質問でございますが、今の施設は、54年5月より運営して30年ほど経過はしているものの、耐震診断では問題ないとされており、当分の間、使用可能と聞いております。しかし、これから先も手を加えながら運営することは間違いございません。

今現在の状況から増床改修を考えた場合は、敷地用地不足、さらには増床工事だけではなく付随する設備改修が伴うことから、現在の施設等を稼働しながらの改修は難しく、新規用地を確保しての移転新設しかない厳しい状況と考えます。22年度より特別会計から企業会計へと移行することから、詳細な経営内容が把握でき、将来の施設展望ができるものと考えます。

また、県内各施設運営状況を見ますと、全212か所中、公設公営は2か所、公設民営は6か所で、残り204か所は民設民営であります。複数施設への申込者も相当数おります。公営、民営それぞれメリット、デメリットはあり、公営より安定感に欠けますが、民営には枠にとられないメリットがあり、民設民営傾向にあります。

雇用に関してですが、ホームの増床改修がなされた場合には増床に見合う雇用がなされるわけですが、この1年の老人ホームの状況は、産休並びに育児休暇により臨時職員を延べ4名採用し、2名が3日以内、1名が夜勤を始めた途端に職場を離れました。ホームでの仕事、特に介護職に関しましては、夜勤などを伴うことから好かれならしく、思うようにならないところがあります。

本町施設運営も、先には法人化方向を視野に入れ、当面は現状維持をしまして民設民営導入を支援し、入所者が快適、安全に日々過ごせますよう取り組ませてまいりたいと考えます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 確かに町長の言うとおりでと思うんですが、たまたま大多喜の横山に、これはセントケア大多喜ですか、入浴と居宅支援、デイサービスということで、十六、七人の方を今介護しているわけなんです、職員もやはりマンツーマンみたいに十六、七人ぐら

いいて、3交代ということで対応しているそうです。ただし、民活でやった場合、現在のセントケア大多喜の場合は、地代とか家賃ということでほとんどツープイで、民間でやるにはちょっとやはり厳しいという、たまたま中に勤めている人がいたんで内容を聞いてみたんですが、非常にその辺が問題になると。

そういうことを聞きますと、確かに全国版の国の施策で、介護施設の新設が再開ということで大きく出ていまして、確かに大手企業、セントケアとかニチイ学館とかいろいろあるんですが、前のコムスンですか、不正経理でそれが撤退したということで、ニチイさんとかセントケアさんとかがやっている。今年度、国の介護料金の値上げとかいろいろあって、また企業も動き出しているんですけれども、町の人口がふえるのであれば民間の企業も投資するかと思うんですが、その辺が、ちょっと内容を聞いてみますと非常に厳しいということとであります。

ただ、町長がかわってから、またいい風向きというか追い風が出て、聞くところによりますと、二、三打診があつて話が進んでいるようなあれも聞きますので、今後は、できましたら、せっかく尾本町長さんが初めにああいうふうにしてやって、現在、公設が数少ない中で頑張っている大多喜町をやはり今後も他町、全国にアピールするには、逆にそれを大多喜町はこう対応しているんだということで、町民の目というか協働のまちづくりということを、やはり幾ら声をかけてもそういう企業が来てくれなければできないこととありますし、できたら、やはり国・県のそういう補助金を使ってできるだけ対応していただければと思いますので、その辺は町長さんはどのようにお考えか。また、そういう民間のあれが何社か来ているかどうか、できる範囲でお答えを願います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 同じく福祉の拡充と充実について、町の高齢者福祉計画についてでございますが、町の高齢者福祉計画は、昨年5月12日に、議会全員協議会の席にてご説明申し上げましたが、平成21年度から平成23年度までの第4期の3か年の計画でございます。介護老人福祉施設は現状維持、地域密着型生活介護施設及び認知症対応型介護施設等については、この第4期計画の中に事業所の誘致について検討することとなっております。

また、町内の医療法人による介護老人保健施設については、平成23年度開設予定の事前相談がございましたので、この計画に盛り込んでございます。あわせて、先月、民間の社会福祉法人による地域密着型老人介護施設の新設に向けての相談もございましたので、公営による老人福祉施設の運営は町の財政状況から見ても厳しいことから、このように民間活力によ

る整備を促進することにより、雇用の拡大や固定資産税の増加等が見込まれますので、積極的に推進してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） すごくいい話というか、大分そういうアポイントというか打診があるみたいで、期待しております。

ただ、私のおふくろも大多喜町の特老にお世話になったんですが、問題はお金の問題なんです。民間と町営というか、お金の支払いの面が大分違うんですね。その辺は町民がすごく、できれば町営でこのまま、ある程度増床とかそういう計画があればということで、町民の一般の人は一応体験した人はわかるし、またこれからそういうあれになると、やはり対比した場合には民間と公営とでは料金格差があるということで、その辺をもう一度お答えをお願いしたい。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ただいま福祉施設の料金格差の問題で、町の特別養護老人ホームと他の老人福祉施設と料金が違うというふうなお話でございますが、確かにそれは実情でございますけれども、大多喜町の老人ホームの場合、たしか、おむつの料金とかそういう細かい料金はいただいていると思います。ほかの施設につきましては、そういう諸経費といたしますかそちらのほうをいただいているので、実際に介護にかかわる経費は同じなんですが、そういうもので料金が高いというふうに言われています。

料金の問題で、介護保険の適用になるものについてはすべて介護保険法の中でやっていますので、もしそれが高額になれば高額介護の給付金も出ますので、本人の負担は、施設によってそんなに差はないというふうに我々は考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） いろいろとありがとうございました。今後、町長を初め関係課の皆さんも、そういうメリット、デメリットを町民のために反映させていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で7番吉野僖一議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 5、議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、3 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するということでございますが、本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

細かいことにつきましては、議案第 1 号の条例案等で概略を説明させていただきますけれども、人事院勧告等に基づきまして、月 60 時間を超える超過勤務手当の支給割合について、通常の支給割合について 100 分の 25 を割り増しする予定でございます。この割り増し分にかわり、人事院では代休を指定することもできることとなっておりますので、関係の条例の改正についてご提案をさせていただくものでございます。

本文に入らせていただきますけれども、条例の条文につきましては非常に複雑になっていること等もありますので、時間の関係等もありまして、今、議長さんにお許しをいただきましたので、条文の割愛をさせていただくところもあります。その条の説明にかえさせていただくこととさせていただきます。

まず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 の次に、次の第 1 条を加える。

時間外勤務代休時間でございますが、第 8 条の 4 の関係ですね。この関係については、条文を省略して内容を申し上げますと、この改正は、任命権者は月 60 時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の割り増し支給に加えて、当該時間外勤務手当の支給の一部にかわる措置の対象となるべく、時間外勤務代休時間を指定することができるということを定めたものでございます。

次に、2 項になりますけれども、この関係につきましては、前項の時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間には、特に勤務を命ぜられる場合を除き勤務を要しないという

ことを定めたものでございます。

次に、第10条のところでございますが、この改正は、休日勤務の代休日を指定することができる勤務日から時間外勤務代休時間が指定された日等を除くとともに、条例中の字句を整理するものでございます。

次のページになりますが、第15条につきましては条例中の字句を整理するものでございます。

次の第2条から、この表のところでございますが、この改正は、1点目として、職員の育児休業に関する条例を育児休業条例と省略するもので、次に、育児短時間勤務等をしている職員の月60時間を超える時間外勤務に関して、給与条例等読みかえ規定を定めるとともに、当該職員が時間外勤務代休時間に勤務しなかった場合の時間外勤務手当の支給率から差し引く割合に関して、給与条例の読みかえ規定、給与条例は次のほうに出てきますけれども、読みかえ規定を定めるものでございます。

附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君）　2点あります。

やっぱり8条の4なんですが、代休については、任命権者、これは町長と考えていいんでしょうか、が指定することができるというのはどういうことを意味しているのか。職員は希望日に代休がとれないということなのか、指定されるままなのかということが1点です。

時間外勤務をすると給料は割り増しになります。もし深夜勤務が60時間を超えたとなると、1.75倍に給料はなりますね。時間が60時間ですから、それを日にちに直すと何日でしょうか。7時間45分で割るんですよ。でも面倒くさいから80で割ったとして、7.5日分ですね。だけど、給料の割り増し分を時間にかえてやるとするともっとたくさんもらえるわけですよ。そういうふうな代休の計算はやるんでしょう。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（君塚良信君）　幾つか質問があったと思いますが、まず、任命権者が指定できるということはどういうことかということでございますけれども、この任命権者とは、地方公務員法には、行政でいえば町長あるいは教育長というふうなことで指定をするという

ふうになっております。

それで、代休をとることが、指定であるのか、それとも本人からのということによろしいわけですか。細かいところについては規則で運用しますが、一応原則的には指定ということになりますけれども、ある程度、本人の希望も取り入れた形で弾力的に運用することになろうかと思えます。

あと、代休の計算といいましょうか、例えばの例でいきますと、76時間勤務するとすると、60時間を超えるのは16時間ということになりますね。そうしますと、16時間分の割り増し分というのは0.25、割り増し分だけの0.25ですから、割り増し分は4時間ということになるわけですね。一応形としてはそういうことで進めさせていただくことになります。ちょっと深夜というのがよく聞き取れなかったんですけど、現状はそのような形で、76時間やれば、60時間から超えるわけですから16時間で、その割り増し分は100分の25ということですから、4時間の代休時間が指定可能となるということでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

常勤の特別職であります町長と副町長及び教育長の給料につきましては、平成17年度から期限を定めて減額措置を行っております。現在、町長と教育長は条例で定められた正規の額から15%減額、副町長は18%減額しております。この減額措置の期限は平成22年3月31日、この3月末となっておりますが、現下の厳しい社会情勢や町の財政状況を勘案し、引き続き減額措置を実施するために関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

第1条の条文のところですね、中身は割愛させていただいて、説明のみをさせていただきますと思います。

この改正は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間、町長の給料を正規の「76万1,000円」から「59万3,000円」に減額し、副町長の給料につきましては「61万5,000円」から「50万4,000円」に減額しようとするものでございます。町長の給料につきましては22%の減額となります、現行では15%でございますが。副町長については、現在と同じ18%の減額とさせていただきます。

次の2条のほうの条文でございますが、この改正は、教育長の給料について、現在行っている減額措置を平成24年3月31日まで継続しようとするものでございます。なお、教育長の給料は、正規の額が53万6,000円でございますが、現在15%減額しておりまして、45万5,000円としております。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 今回、町長だけが22%、今まで15%減額だったのが22%ということに

なりましたけれども、この減額の理由をお願いしたいと思います。

それと、今度59万3,000円ということでありますけれども、これは、職員の方でこれ以上といえますか、総支給で町長よりもらう人が出てこないのかどうかをお願いしたいと思います。

それからもう一点、町長だけが今回の減額でありますけれども、町のトップであります町長だけの減額ということ、この理由を聞いてからということになると思いますけれども、町長だけということで、ほかに影響がないんでありましょか。その点をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今回の町長の引き下げの理由ということでよろしいわけですね。

この理由につきましては、町長さんからの意向もございまして、そういう点を十分配慮させていただいております。町長さんがこの額に下げた場合、職員のほうが多くなるということは、試算は具体的にはしていませんけれども、多分この額ですと、職員が町長を超えということは現状ではないと思っております。

他への影響といえますか、ほかの関連の影響についても、今すぐに考えられることはないと思います。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、この59万何がしですと、余り安くなりますと、新しく若い方が町長になろうとしたときに、生活していくとかいろいろあろうかと思いますが、そういう影響が出てくることはあるかと思いますが、現状では問題はないのかなという判断をさせていただいています。今回に関しましては、町長の意向が十分入っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 町長からの提案ということであるんであれば町長のほうにお伺いをしたいと思うんですけれども、やっぱり町のトップといえますと相当激務であります。と同時に責任も相当重いし、やっぱりそれはそれだけの、ある程度、報酬というのはその評価でもあると思うんですね。トップがどんどん下げると、それは職員も議会のほうも当然影響があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問でございしますが、まず私は皆さんに意識の改革ということをお話ししてございます。その中で、まずやはり給料は、ある程度職員の皆さんと価値観を同じくすることは、それに近づいたところのほうが、やはり皆さんに意識改革を求めるときに必要であらうと。そういうことの中で、先ほど総務課長のお話にもございましたけれ

ども、私もみずからお願いしたのは、やはり職員ともども意識改革を進めていく上で、非常にやっぱりここには私はこだわったところでございます。

この金額でございますが、たしかパーセンテージでいえばそういうことになるんですが、総額でいえばそんなに低い数字ではないと思いますので、できるだけやはり職員と同じ目線の中で、意識改革というものを進める一つの前提として考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第3号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 次は7ページになります。議案第3号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

昨年8月の人事院勧告及び10月の千葉県人事院勧告に基づきまして、職員の給料表の改定と期末勤勉手当の支給率の引き下げを行ったところでございます。勧告があった事項のうち、

月60時間を超える超過勤務手当に対する超過勤務手当の支給率の割り増しと支給率の割り増しに係る代休の指定については施行日が平成22年4月1日であること、あるいはまた県や近隣の市町村の動向に合わせたことによりまして、昨年11月の給与条例改正時に規定の整備をしておりました。

この月60時間を超える超過勤務手当の割り増し支給については、本年4月1日から労働基準法の改正規則が施行されることとなりますので、本町においてもこれまでの給与条例を改正し、施行する必要があったため、提案させていただくものでございます。

また、現在の特別養護老人ホームに勤務する介護士の給与は一般職と同じ給料表を適用しておりますが、職務給の原則から、介護士と一般事務職員の給料は別に定めることが適当と考えますので、新年度から特別養護老人ホームの会計が企業会計に移行するのに合わせ、国の福祉職に準じた給料表を定め、平成22年4月1日以降、介護士として採用する者に適用するために提案させていただくものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条1項中、「及び別表2」を「、別表第2及び別表第3」に改める。

この改正は、これまでの給料表に新たに介護職の給料表を加えるための改正でございます。

次の第15条の改正でございますが、この改正は、一般的には職員が勤務しない場合は給与が減額されますが、この例外といたしまして、時間外勤務代休時間に勤務しなかった場合、給与の減額をしないことを定めたものでございます。

次に、第16条に次の3項を加える。

その下の第4項から、ちょっと条文のほうは省略させていただきますけれども、この改正につきましては、月60時間を超える時間外勤務手当について、その全時間に対し、通常的时间外勤務手当の支給割合に加え、100分の25の割り増しをすることを定めたものでございます。

次に、第5項につきましては、条文をやはり略させていただきますけれども、この改正は、60時間を超える時間外勤務について、時間外代休時間を指定され、当該職員が勤務しないときは、時間外勤務手当について第4項の割り増しをしないことを定めたものでございます。

次に、第6項のところでございますが、この改正は、短期間勤務職員、再任用などがございますけれども、につきましては、第4項及び第5項の規定により、時間外勤務手当の支給率を定める場合の読みかえ規定を定めたものでございます。

次に、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

この改正は、別表第2の次に介護職の給料表を加えるための改正でございます。その表は略させていただきます。

次は附則になりますけれども、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

「この条例の施行日の前日において大多喜町一般職員の職員の給与等に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって改正後の給与条例別表第3の給料表の適用を受けることとなる職員の給料表の適用については、なお従前の例による。」ということでございますが、これは、施行日を平成22年4月1日とするもので、第2項は、この条例の施行日の前日において一般職の給料表の適用を受けている介護職の給料表については従前の例によるということを定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君）　介護職の職員の給与について伺います。

この給料表を見ると上限などはかなり低いように思われますけれども、介護職の場合、正職員の給料は給料表のどこから始まるのでしょうか。それで臨時職員の待遇はどうなるのでしょうか。それから、事務職の場合はどうなるのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君）　総務課長。

○総務課長（君塚良信君）　まず最初は正職員の介護職の給料表はどこから始まるかというご質問でございますが、経験のある職員とない職員がおりますけれども、経験がなく新規で入った場合、1級の1号給ですね、14万8,600円からとする予定でございます。

臨時職員の待遇ということでございますけれども、臨時職員の介護職の賃金は、7,800円から8,000円ぐらいの範囲で年数に応じて決定しております。以前から野中議員さんからも質問がありましたけれども、臨時職員の待遇改善といたしまして、22年度からは、職員と同じように通勤手当を支給するように予算計上させていただいております。

それと、一般職の事務職については、これまでどおり行政職（一）の給料表を適用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時41分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時52分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第4号 大多喜町地域雇用創出基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、今度は15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 大多喜町地域雇用創出基金条例の制定についてでございます。

本文に入る前に提案理由を説明させていただきます。

100年に一度と言われる経済危機の中で、国民生活の不安を解消するとともに地域の雇用を維持するためには、地方公共団体が国と十分な連携のもとに、地域の実情に応じて適切な対応策を講じていくことが必要であるとし、生活者の暮らしの安心、地方の底力の発揮に向けた事業が実施することができるよう、平成21年度の――今年度ですね、地方交付税の算定

の中に地域雇用創出推進費というものが加えられたところでございます。この地域雇用創出推進費は平成21年、22年の2年間の措置でありますけれども、これはこの当該年度だけではなく、将来的に地域の雇用の創出、維持につながるような事業に活用できるよう、基金を設置して運用するものでございます。

使途といたしましては、千葉県が平成20年度より実施しております緊急雇用創出交付金事業が平成23年度で完了することから、それ以降の事業の実施のための財源としての活用や、民間事業者、シルバー人材センターへの委託等により地域の求職者等を対象にした雇用機会の創出や、非正規労働者あるいは中高年等の一般的な雇用機会を創出するための事業財源として活用するものでございます。

それでは本文でございますが、まず設置の目的、第1条、雇用創出・維持につながる地域の実情に応じた事業を実施するため大多喜町地域雇用創出基金を設置する。

積立て、第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

管理でございますが、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということでございます。

次が運用益の処理でございます。第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。これは今までと同じようなやり方でございます。

処分、第5条でございますが、基金は、第1条に規定する目的を達成する事業に充てる場合に限り処分することができる。

委任、第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定めるということになっております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

とりあえず、予算とすれば2,000万円を予定させていただいております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君）　確認します。積立金の原資は、交付金以外にもこれから先、積み増していくのでしょうか。それから、この基金の年限はいつごろまでを考えているのでしょうか。

3条の管理の問題なんですけれども、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法」とありますが、具体的にはどんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 積立金の原資でございますが、21年度につきましては、交付税に算入された2,000万円を予定させていただいております。この事業は2年間にわたりますので、22年度についても積み立てをさせていただくことになろうかと思っております。

それで、それ以外にも積み増しをするのかということでございますが、交付税で入ってくるものは積み立てをしますし、交付金のほうの状況につきましては、これからいろいろ、支出に充てる部分にどの程度の需要があるかということも当然勘案していかなければならないと思っております。そういう状況を勘案して、基金以外でも積み立てが必要な場合は、そういうことも十分考えられると思っております。現状で基金以外をどの程度かということはちょっと申し上げられませんが、そういうことも十分考慮できると思っております。

基金の年限ということでございますが、特にこれは年限は定めておりませんで、景気の動向等も配慮しながら、基金のある限りは十分していきたいというふうに思っております。

次の最も確実かつ有利な方法とは具体的にはどんなことでということでもありますけれども、実際の有利な方法とか、今までの基金の管理も会計室のほうで管理をしておりますので、会計室のほうで答弁いただければと思っております。

○議長（野村賢一君） 会計室長。

○会計室長（岩佐秀樹君） 最も確実かつ有利な方法とは、安全で危険のない方法で、しかも最も経済的な価値を発揮できる方法で保管することと定義されています。条例文の解釈としては、預金以外のものとして、金融商品で申し上げれば国債や公募地方債の購入が考えられています。

なお、補足させていただきますと、本基金の性質上、緊急経済対策の一環として国から交付されるものであり、早い時期での支出が見込まれるため、長期間の運用は支払いに支障を来すとして困難であります。よって、2年、5年、10年という国債等による運用はできないものとして、条例文にあります預金の方法で当面の保管を予定しております。

また、平成17年から始まった預金保護制度、通称ペイオフですが、預金者1人当たり1金融機関ごとに、元本1,000万円までとその利息が保護されていますが、町では、会計管理者

の権限で行える指定金融機関、各銀行には既に保護対象となる満額を預金していることから、これ以外に保護されている無利子の決済性普通預金を予定しております。

なお、本町は、歴代収入役以来、公金の預金については安全性の確保を優先し、次に有利な運用をすることを基本としております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番 荻込さん。

○5 番（荻込孝次君） ちょっとわからないのでお聞きするんですが、この基金をつくることは非常によいことなんですが、先ほど基金の積立金を2,000万円と聞いていたんですが、この予算書の27ページにある県支出金で814万9,000円、こういうお金が原資になるのでしょうか。これと21年度の予算と、それから国からの交付金、それで2,000万の足りない部分が一般会計から出るということなのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） これは、先ほど申し上げましたけれども21年度の交付税です。交付税というのはいろんな項目がありまして、福祉であるとか建設であるとか農林であるとか幅広い項目がありまして、そういう項目の中に一つ、この地域雇用創出基金に積み立てをする。交付税というのは、一般的には一般財源で何に使ってもいいんですけども、そういうものに使ったらどうでしょうということでもありますので、入った交付税の中からとりあえずは2,000万円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決をされました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第9、議案第5号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(菅野克則君) 17ページをお開きください。

議案第5号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

まず、提案理由でございますが、本案は地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)等が平成20年4月30日に交付され、この法律等の改正に沿って、平成20年6月の第2回定例会で、年金所得者に係る公的年金給付額からの個人住民税の特別徴収制度を平成21年度から開始する予定で税条例の一部を改正いたしました。基幹となる電子計算機の更新に伴い、平成21年3月の第1回定例会で、公的年金からの特別徴収の開始時期を2年おくらせ、平成23年度から開始する予定で、大多喜町税条例の一部を改正させていただきました。

しかしながら、新規に導入予定の基幹となる電子計算機の稼働が平成24年1月からとなることにより、公的年金からの特別徴収の開始時期をさらに1年おくらせて、平成24年度から開始となるように改めようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明をさせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第6号の中、年金所得者に係る公的年金給付額からの個人住民税の特別徴収制度の施行日が「平成23年4月1月」となっておりますが、それを「平成24年4月1月」に改め、附則第2条中第4項の中、年金所得者に係る公的年金給付額からの個人住民税の特別徴収年度が「平成23年度」となっておりますが、これを「平成24年度」に改めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第6号 大多喜町児童入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援室長。

○子育て支援室長(花崎喜好君) それでは、議案第6号 大多喜町児童入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、議案の本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

本条例の一部改正につきましては、現在、大多喜町では、就学前の児童の医療費及び小学生の入院の医療費のみについて助成を行っております。先ほど一般質問の中でも町長のほうより回答をさせていただきましたが、平成22年度より、少子化対策及び子育て支援の充実を図るため、小学生の通院の医療費につきましても助成するための改正でございます。これによりまして、小学6年生までのお子様の保険適用の医療費についてはすべて助成されることとなります。

それでは本文に入らせていただきます。

議案第6号 大多喜町児童入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町児童入院医療費の助成に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中、「入院医療費」を「医療費」に改める。

第1条中、「入院に係る医療費の一部」を「医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部」に改める。

第2条第5号の次に、次の2号を加える。

この条は用語の意義について定めるもので、保険給付と医療医療機関の意義を追加するものでございます。

第6号、保険給付。医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

第7号、保険医療機関。医療保険各法の規定により指定された病院、診療所及び薬局等をいう。

第5条を次のように改める。

この条の改正でございますが、助成の範囲を改正するもので、児童がかかわる保険適用医療の一部負担を助成の範囲としますが、他の法令、例えば身体障害者の自立支援法とか各医療保険の高額療養費、そのようなものがある場合、付加給付されるものを除くもので、その後の自己負担分を助成する範囲とするものです。

助成の範囲、第5条、児童に係る医療費として助成する額は次に掲げる額とする。

第1号、保護者が保険医療機関において児童に係る保険給付を受けたときは、その一部負担金に相当する額。

第2号、児童に係る傷病等について他の法令等に基づき公費負担医療制度による給付を受けた場合、当該児童の保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金。

第2項、前項に規定する助成の額は、他の法令等に基づき医療給付を受けたとき又は医療保険法の規定による附加給付の支給があったときは、当該助成額からその額を控除するものとする。

第6条第2項中、「入院療養」を「医療」に改める。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 第1条の「医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部」というのは、一体どういう場合に全部で、どういう場合が一部なのか教えてください。

入院時の場合ですけれども、入院時の室料や食費などは保険がかかりませんよね。自己負担ですよ。これらについてはどうなるのでしょうか。

その2点です。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 「当該費用の全部又は一部」というふうなご質問でございますけれども、保護者が医療機関の窓口で支払った保険の該当費用の場合は全部、一部というのは、そのほかに付加給付される高額療養費とか、先ほど申し上げました自立支援法の適用によります給付がございます。そういうものを除いたものがありますので、一部というふうに解釈していただきたいと思います。

それと、入院時の食事療養でございますけれども、保険適用になる部分も実際はあります。保険適用外の部分につきましては対象にはなりません、保険適用になる入院、食事療養がありますので、その分は該当になります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第11、議案第 7 号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 提案理由の説明をする前に、議長に、議案第 7 号の資料を議員の皆様にお配りしていますが、この資料に基づいて説明することをお許しいただきたいとします。

それでは、議案第 7 号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

本条例の一部改正につきましては、負担金の減額または免除の規定中、生活保護世帯を除くこと及び別表中の軽度生活援助事業、生活管理指導者派遣事業に係る介護報酬の増額改定による改正、緊急通報体制等整備事業の負担金の整理、外出支援サービスの利用者負担を年金のみの受給者との均衡を図ることを目的として改正をさせていただくものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

議案第 7 号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中、「免除及び減免」を「減額又は免除」に改め、同条中、「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び」を削り、「場合に限り、負担金の免除又は減免をする」を「と認める場合は、負担金を減額し、又は免除する」に改める。

別表を次のよう改正する。

別表につきましては新しい額しか載っておりませんので、先ほど議長の了解を得ましたので、議案第 7 号の資料が皆さんの手元に行っていると思いますが、それにより説明をさせていただきます。

事業区分のところ、寝具乾燥消毒サービス事業ですが、この欄の表を整理したもので、負

担金等の変更はございません。縦書きを横書きにただけでございます。

次に、軽度生活支援事業でございますが、時間の表示で何時間半という「半」という表示があるんですが、それを「30分」と明示したものでございます。

介護報酬の改定で、30分以上1時間未満の負担を「200円」から「220円」に改正させていただき、生活管理指導員派遣事業ですが、ここも時間の表示を、何時間半とか「半」というところがあると思うんですが、それを「30分」と明示をさせていただきました。

介護報酬の改定で、これも30分以上1時間未満の生活援助中心の場合の「200円」を「220円」に改め、30分以内の身体介護中心の場合の「230円」を「250円」に改めるものでございます。

次に、緊急通報体制等整備事業ですが、従前は1年経過後からレンタル料金に保守料金が加算されておりましたけれども、現在、レンタル料金に保守料金が含まれていることから、1か月のレンタル料の負担を360円に統一する改正でございます。

次に、外出支援サービスの事業ですが、利用者の増加や利便性を考慮するとともに、高齢者で年金受給者のみ等の低所得者と生活保護世帯との均衡を図り、所得のある方については応分の負担をいただくため改正するものでございまして、住民税課税世帯の利用者を、現行料金に対する利用者負担を「10分の2」から「10分の3」に引き上げさせていただきまして、生活保護世帯については利用料金の10分の2を負担いただくものでございます。

なお、生活保護世帯につきましては、通院でタクシーを利用する場合、やむを得ないと県のほうで認めた場合は、その料金も県のほうから助成がされます。

そして、備考欄でございますが、外出支援サービス以外のサービスの提供において、生活保護世帯の方は負担を徴収しないということになっております。要するに、外出支援サービス以外、寝具乾燥とか軽度生活、生活管理、緊急通報装置そのものについては負担をいただかないということでございます。

本文に戻っていただきまして、23ページをお開きいただきたいと思います。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表の外出支援サービスの項の改正は、平成22年7月1日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 緊急通報装置の利用者数は、今、何人いらっしゃるでしょうか。この通報装置は、昨年1年間というか、今年度でもいいです。11か月過ぎましたが、作動したことはあるのでしょうか。ないことを希望しているんですが。

配食サービスは今年度お休みだったと思いますが、これの再開の見通しというのはどうでしょうか。

それから、3条にかかわって、今、この事業を利用している生活保護者は何人いますでしょうか。もう一点あるのですが、まずそこまで。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） まず1点目の緊急通報装置の利用者の作動状況でございますけれども、去年の1月から12月までの1年間で、正式にといいますか、緊急を要するという事で通報したのが3件ございます。そのうち救急車で搬送したのが2件。全体では、いろいろな相談とか誤報も含めまして1年間で326件ありました。月に27件ほどあります。それが現状でございます。

（「何人入っていますか」の声あり）

○健康福祉課長（花崎喜好君） 利用者ですね。

（「利用者数」の声あり）

○健康福祉課長（花崎喜好君） 利用者数でございますけれども、52名利用しております。

それと、配食サービスの関係でございますが、議員さんご指摘のとおり、平成21年度は休止しております。従前やっておりました業者が撤退したことによりまして休止をしておるわけですが、今現在、何件かの業者に当たっているんですが、なかなか町内の業者では、旧大多喜地区の配達にはできますよと、そのかわり、申しわけないんですが西畑とか老川までは配達できないよというふうな回答を得ていますので、一応町内には当たってみんですが、町内では全町を対象にするサービスができないということで断念をしております。そして、現在、鴨川市の業者でやれるというふうな業者を聞いておりますので、そちらのほうと今交渉しておりますので、できれば近いうちに再開したいと考えております。お年寄りたちがお昼にだれも、ひとり暮らしで食事の支度もできないというふうな、あるいは栄養の問題もございますので、こういうサービスはできるだけ再開をしていきたいと考えております。

そして、3条の生活保護世帯がどのくらいいらっしゃるかということでございますが、生活保護世帯で外出支援を利用しているのが16人いらっしゃいます。そのうち4人が障害者でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 外出支援から障害者を除くというのはすごく心が痛むのですが、必要な通院であれば、県が認めればその通院については県が出すと。お買い物とかそういうときは自分でやりなさいよということだと思うのですが、そう考えてよろしいのでしょうかというのが一点。

もう一つ、特別な減免措置がありました。3 条の字句の整理と減額のところですが、ここには書いていないんですけれども、天災及び特別な場合と町長が認める場合には軽減免除をするという。3 条はもともと、全部合わせるとそういう条文になると思いますが、この特別の場合というところで、私が気にしている生活保護者なんですけれども、具体的な話でいくと、老川のずっと奥のほうに住んでいて、タクシーで買い物に出てくるのにすごくお金がかかると。その近くに買い物をするところがあれば、タクシーを使わなくても生活用品が買えるようなところであれば、この生活保護のところが気にならないんですけれども、何をするにも、2 割負担でもタクシー代が高額になるようなところに住んでいる生活保護者に対しては、特別な事情がある場合という項目などは発動できるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） まず、特別な事情の想定でございます。これは、俗にいいます震災ですとか風水害ですとか火災があつて、家財に著しい損害があつた場合とよく言われますが、そういうものでございまして、今、議員さんがおっしゃったようなことは該当にはなりません。

しかしながら、生活保護世帯でそういう方もいらっしゃいますが、逆に国民年金だけの受給者でいいますと、年間約70万ちょっとの年金の受給者もいらっしゃいます。その方と生活保護者を比較してみますと、生活保護者の場合は、60代1 人ですと年間に保護費を七十五、六万いただきますので、国民年金受給者とほぼ同じだけの額を受給しているというような状況でございますので、その辺に格差をつけるというのはなかなか難しいのかなと。また、格差をつけること自体おかしいということで今回改正をさせていただきました。確かに地域によって、遠方だとかなり高額な負担になると思いますけれども、現行の改正でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 憲法の25条だったと思います。国民はすべて文化的な最低限度の生活を享受することができると。文化的な最低生活の基準が生活保護であって、国民年金の水準が余りにも国民をないがしろにしたレベルだと、今の段階では思うんですね。どちらを合わせるかといったら、行政的には、複雑な思いがあるんですけども、あくまでも憲法を実現させるという立場で、国民年金がそうだからではなくて、国民年金の人でも特別な場合ということ認めて、足代が高額になる場合は、免除とまでいかなくても、例えば1割負担で済ませるとか軽減措置をとるとかというふうにしてもいいのではないかと思います。それが一点。

もう一つは、今、例規集を持ってこなかったんですけども、例規集の1,209ページです。天災や特別な事情ということで、特別な事情というのは天災のことだというふうな表現では決してありません。何度もそこは読みましたので、ないと思います。文化的な水準の違いといえはそうなんだけれども、その辺はどうなんだろうかな。行政はあくまでも理想追求だと思えます。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） まず、減額したらというふうなお話でございました。実際に私も利用者に聞いてみました。野中議員の言う方と私の言う利用者が一致するかどうか分からないんですが、その方は、老川地区の奥のほうの方で、バスに乗るまで歩いて1時間近くかかるような人でした。でもその方がおっしゃるのには、町でこういう外出支援サービスがあって本当に助かると。2割負担で今やっているけれども、これが半分ぐらいになっても私はいいというふうなお話もいただいて、私は行ったときに大変心苦しく思いました。

そういうような方もいらっしゃいますので、国民年金と生活保護を比較するのはどうかというふうなこともございますけれども、そういう温かい声もあるということで、今後、行政だけではなく利用者を含めた中で、そういう検討もしてみたいなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 野中さんもう3回だよ。

（「天災のことは」の声あり）

○健康福祉課長（花崎喜好君） 天災のことですか。確におっしゃるとおりでございまして、それ以外にも支払いが困難な状況というのを我々行政サイドで見た場合、どうしても被災とかそういうこと以外で支払いが困難だという場合には、そういう要件にも該当するというふ

うに我々は解釈しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第8号 大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 議案第8号 大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の制定についてでございますけれども、本文に入る前に提案理由でございます。

当ホームは、昭和54年5月より運営を始めました。当初、一般会計から始まり、平成12年度、介護保険法の施行により介護サービス事業者として特別会計に移行しまして、今日に至っております。民設民営あるいは公設民営がほとんどであり、公設公営企業会計というのは、全国的に見ましても、今度やる大多喜町ほか1か所と聞いております。

また、どこの施設も運営に苦慮しているところでございます。現在まで当方のは黒字経営ではありますけれども、これから先、経営難にならないとは限りません。このようなことか

ら、企業会計に移行しまして、より詳細な経営状況の把握をしまして、健全なホーム運営を図るため、地方公営企業法第2条にもございますけれども、公共団体が行う場合にはこの適用を受けることから制定するものであります。

それでは、25ページからでございます。

大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例。

特別養護老人ホーム事業の設置、第1条、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所介護するため、特別養護老人ホーム事業を設置する。

地方公営企業法の適用、第2条でございます。特別養護老人ホーム事業の財務については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定のうち第3条から第6条まで、第17条から第35条まで及び第40条から第41条まで並びに法附則第2項及び第3項の規定を適用する。

経営の基本、第3条、特別養護老人ホーム事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

重要な資産の取得及び処分でございます。第4条、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない特別養護老人ホーム事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ、次のページでございますが、若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

議会の同意を要する賠償責任の免除、第5条、法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により特別養護老人ホーム事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第6条でございます。特別養護老人ホーム事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

業務の状況の作成、第7条、町長は、特別養護老人ホーム事業の業務に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日まで

に作成しなければならない。

第2項、前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

第1号としまして、事業の概要、第2号、経営の状況、第3号、前2号に掲げるもののほか、特別養護老人ホーム事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項。第3項としまして、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

運営委員会の設置、第8条、老人ホームの適正な運営を図るため、大多喜町特別養護老人ホーム運営委員会を置く。

第2項、運営委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

委任、第9条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則としまして、施行期日でございますけれども、第1項、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

大多喜町行政組織条例の一部改正としまして、第2項、大多喜町行政組織条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大多喜町特別養護老人ホーム」を削る。

第2条中大多喜町特別養護老人ホームの項を削る。

大多喜町職員定数条例の一部改正としまして、第3項、大多喜町職員定数条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表、町長の事務部局の職員の項中「188人」を「157人」に改め、同表公営企業（水道）部局の職員の項の次に次のように加える。

公営企業（大多喜町特別養護老人ホーム）部局の職員、31人。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4項、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表に次の項を加える。

大多喜町特別養護老人ホーム運営委員会委員、日額、6,200円。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君）　条文そのものについては、水道企業会計や自動車学校設置管理に関する条例等に準じていると思いますが、ちょっと気になることがあります。本当に気になる程度なんですけど、7条の括弧書きの件なんですけど、この括弧書きに業務の状況の作成というのがありますけれども、何か業務の状況を捏造するみたいなそんな印象を受けるんですね。水道会計のほうでは業務の状況説明書を提出、それから自動車学校のほうは業務の状況の公表となっていて、これは、そういう説明書をきちんとつくって提出したり公表したりするんだとわかるんですけど、この業務の状況の作成というのは何か気になります。業務の状況説明書の作成ならすっきりとわかるのですが。

それで、この業務状況のチェックというのは運営委員会がするんですか、伺いたいと思います。

そしてもう一つついでに、どっちでもいいかもしれませんが、老人ホームに行って、あそこは全然愛称がなくて、大多喜町特別養護老人ホームが正式な名称で、すごくぶこつだと思うんです。ワゴン車を見ると「ほほえみ」と書いてあって、にこっとして何かすごく気持ちがいい感じがするんです。そういう意味で、これを機会に、あの老人ホームに安らぐような名前をつけたらいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君）　特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君）　今のご質問でございますけれども、業務の状況の作成というのがちょっといけないらしいんですが、これにつきましては、見出しの表現ということで条文の内容を要約して付しているものでありまして、特段問題はないかというふうに解します。

それと、半期ごとに作成するチェックということなんですけれども、この件につきましては、運営委員会や定例監査の中でチェックをお願いしたいと、そのように考えております。

もう一点の愛称ということでございますけれども、私もこの「ほほえみ」というのはよろしいかなと思うんですけど、愛称を正式に愛称とした場合、車が何台あるんですが、「ゆうあい」という車もありまして、その辺、消す板金塗装代とかいろいろかかるかなと思います。その辺がありますもので、愛称としては私はいいかなと思いますけれども、「ゆう

あい」という車もありますもので、その辺はまた考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第9号 大多喜中学校屋内運動場改築工事（建築・解体工事）請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 29ページをお開きください。

議案第9号 大多喜中学校屋内運動場改築工事（建築・解体工事）請負契約の変更について。

初めに、この議案の提案理由について説明させていただきます。

大多喜中学校屋内運動場の改築工事につきましては、昨年11月の臨時議会におきまして議決をいただきましたが、その工期を延長変更することについて提案させていただくものでございます。

延長変更の理由でございますが、大多喜中学校屋内運動場改築工事は、平成22年度以降に着手する予定でございましたが、平成21年度国の補正予算の成立を受けて、財政的な面でも十

分検討し、町にとって大変有利だということで、急遽、平成21年度に前倒しして実施することとなり、11月16日に入札を実施し、契約締結について議会の承認をいただいた11月26日からの工期で工事の完成を目指しましたが、工事着手時期のおくれを取り戻すことができず、工期内完成が困難なため、工期を延長変更する議案を提案させていただくものでございます。

なお、現在の予定といたしましては、7月中に新しい屋内運動場が完成し、夏期休業中に現在の屋内運動場の解体撤去工事を行う予定であります。

それでは本文に入らせていただきます。

平成21年11月26日に議決された大多喜中学校屋内運動場改築工事（建築・解体工事）請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方に変更はございません。

工期でございますが、変更前、「議会の議決の日から平成22年3月30日まで」を、変更後、「議会の議決の日から平成22年8月31日まで」にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第14、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、31ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号 指定管理者の指定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町都市交流センターの指定管理者の指定期間が平成22年3月31日で期間満了となることから、指定管理者の指定をしようとするものであります。

この指定管理者の選定に当たりましては、町長の諮問機関である大多喜町農林業振興協議会で協議をいただき、また、たけゆらの里生産物直売組合の意見を踏まえて、引き続いて有限会社たけゆらの里に指定管理者の指定をすることにより、大多喜町都市交流センターの効率的な施設管理が図れるものと考えております。

それでは本文に入ります。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 といたしまして、管理を行わせる施設、大多喜町都市交流センター。

2 といたしまして、指定管理者、千葉県夷隅郡大多喜町石神855番地、有限会社たけゆらの里大多喜、取締役社長、飯島勝美。

3 としまして、指定の期間、平成22年4月1日から平成26年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（野村賢一君） 会議の途中ですが、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君）　指定の期間のことなんですけれども、2 月18日の臨時議会で行われた指定管理者の指定2件については期間が5年間だったと思うんですが、たけゆらの里については4年間になっております。理由をお聞かせください。

○議長（野村賢一君）　農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君）　たしかそのとおりだと思います。

県のガイドラインによりますと、3年から5年という期間が設けてございます。それで、たけゆらの里については、前回も4年ということもございまして、今回も前回と同様の4年を設定させていただいたということでございます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第15、議案第11号　千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

平成22年3月31日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散されるに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由のご説明をさせていただきます。

千葉縣市町村総合事務組合は、県内の市町村及び一部事務組合を組織団体とし、退職手当の支給事務や非常勤の職員及び消防団体の公務災害補償等の仕事を初めとする15項目の事務を共同処理している一部事務組合でございますが、このほど、3月31日をもちまして組合立国保成東病院と鴨川市南房総市環境衛生組合が解散することにより、組織団体が減少することとなります。

以上のことから、千葉縣市町村総合事務組合同規約のうち、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する団体に関する規定について改正を行う必要がありますが、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減または規約の変更については関係する地方公共団体の協議によりこれを定めることとされており、この協議に当たっては地方自治法290条の規定により議会の議決が必要となりますので、この規定に基づき議案を提出させていただくものでございます。

条文は省略させていただきます。

附則といたしまして、この規約は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

(午後 4時57分)

○議長(野村賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時05分)

◎選挙第1号

○議長(野村賢一君) 日程第16、選挙第1号 夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の経緯を申し上げます。

夷隅環境衛生組合議会議員には、組合規約上、本町からは町長及び議長が就任することになっておりますが、同規約第5条第3項において、関係市町の長が管理者または副管理者に選任された場合は、長にかえて当該市町の議会において選挙された者を充てるとされており、前田嶋町長が組合の副管理者に就任していたことから、これまで野口晴男議員が組合議会議員として就任しておりましたが、前田嶋町長の退任をもって組合議員としての身分を同時に失うことになりましたが、さきの組合議会定例会において、飯島町長が新たにこの組合の副管理者に就任したことから、組合規約に基づき議員1名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

夷隅環境衛生組合議会議員に 9 番野口晴男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した 9 番野口晴男議員を夷隅環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 9 番野口晴男議員が夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました野口議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

9 番野口君。

○9 番（野口晴男君） ただいま夷隅環境衛生組合議会議員にご推挙いただきましたが、組合議員としての職務を全うしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） よろしくをお願いします。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第17、発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本発議案について提出者の説明を求めます。

4 番小高芳一議員。

○4 番（小高芳一君） それでは、発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、まず提案理由を説明したいと思います。

本年 4 月 1 日から大多喜町自動車学校が公設企業から民営化されることから、昨年12月、第 4 回議会定例会において、大多喜町自動車学校事業設置に関する条例及び大多喜町自動車学校事業管理に関する条例を廃止する条例が制定されました。これに伴いまして、本条例第

2条第2項中の常任委員会所管事務規定の一部を改正する必要が生じたので、提案したいと思います。

大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例。

大多喜町議会委員会条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ク」を削り、「ケ」を「ク」とする。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本発議案については、討論を省略しこれから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本発議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

長時間ご苦労さまでした。

本日の会議を閉じます。

明日は午前10時にて会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時12分）

大 多 喜 町 第 1 回 定 例 会

(第 2 号)

平成22年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成22年3月10日（木）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	刈 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 僖 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	正 木 武 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	酒 井 太 門 君
教 育 長	田 中 啓 治 君	代表監査委員	秋 山 嘉 道 君
総 務 課 長	君 塚 良 信 君	企画商工観光課長	森 俊 郎 君
税務住民課長	菅 野 克 則 君	健康福祉課長 子育て支援室長	花 崎 喜 好 君
建設課長 環境生活室長 水道室長	浅 野 芳 丈 君	農 林 課 長	岩 瀬 鋭 夫 君
特別養護老人 ホーム所長	石 井 政 一 君	教 育 課 長	渡 辺 嘉 昭 君
自動車学校長	中 村 勇 君	会 計 室 長	岩 佐 秀 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 朋 美	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度大多喜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度大多喜町老人保健特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 5 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）
- 日程第 1 6 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程に入ります。

日程第1、議案第12号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、3月補正の予算書のほうの1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,656万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,425万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

第2表でございますが、今回の繰越明許費でございますが、国の経済対策といたしまして、生活や経済対策臨時交付金等が多く含まれておりまして、年度内に工事や事務処理が間に合いませんので、繰り越しをさせていただくものでございます。

まず、表の事業名と金額と内容を申し上げたいと思います。

公用車更新事業296万1,000円、これは7月の臨時議会に計上したところですが、9月上旬に契約をいたしました、契約車種が減税対象者でほかからの契約も多数あるため、納期に予想以上の期間がかかり年度内の納入が困難なためとなっております。

次に、公有財産管理システム整備事業831万7,000円、新地方会計制度の導入により、平成23年度の秋に財務4表の公表に向けた準備と公有財産管理システムの導入を図ったところですが、最も実情に合った効果的なシステムの選定が時間を要し、年度内の完了が困難なためでございます。

庁舎管理費1,955万1,000円、これは庁舎の平面設計、あるいはエレベーターの設置、庁舎検討委員会でいろいろ多くの要望が出され、基本設計の決定が遅れたことによりまして期限までに積算が終了しないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、地域情報通信基盤整備推進事業2億9,920万、これは国の補正予算に計上して実施するわけですが、交付決定等がおくれまして、年度内に完了が困難なためでございます。

予防接種事業52万3,000円、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ事業が年度内に終了しない場合も引き続き実施する必要がある、ワクチンの入手、請求の遅延等により年度内に完了することが困難であるため、また国・県においても繰越明許を予定しているためでございます。

次に、水道事業会計繰出金3,000万、町道改良事業3,828万、橋梁維持事業1,200万、この3つにつきましては、国の補正予算に計上しましたが、設計、測量、工事と数か月間の期間を要し、年度内の完了が困難なためでございます。

防災無線維持管理費357万9,000円、これは国の補正予算事業に計上しましたが、国の使用に適応した受信機及び自動起動機の製造、納品に相当な期間を要し、年度内に完了が困難なためでございます。

小中学校施設整備基金積立事業3,700万円、公共投資臨時交付金が翌年度に繰り越しされるので年度内に積み立てることが困難なためでございます。

次に、小学校理科備品購入事業380万円、その下の中学校理科備品購入事業180万円ですが、これも国の補正予算の計上でございますが、交付決定のおくれによりまして年度内に納品が困難なためでございます。

大多喜中学校屋内運動場改築工事2億3,174万1,000円、これも国の補正予算事業でありま

すが、年度内に完成が困難なためとなっております。

合計で6億8,875万2,000円でございます。

次、8ページをお開きいただきたいと思います。

3表、地方債の補正変更でございますが、この補正は、本年度実施した事業の各事業が確定したことによりまして起債の変更を行うものであります。

1の追加、起債の目的であります、一般補助施設整備事業等事業債1,960万円でございます。

2の廃止でございますが、起債の目的、地域活性化事業債、限度額4,800万円でございます。この事業につきましては、いずれも地域情報通信基盤整備推進事業、これは光ファイバーでございますが。充当するものでございますが、当初は2の廃止する地域活性企業債で計上しておりましたが、地域情報通信基盤整備事業がふさわしいということの国の判断もありまして、上の表に変更するものでございまして、この差額につきましては、事業の見直しによる減でございます。

次に、補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明をいたしますので、12ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、各事務事業の年度末の精算による増減補正が主なものでございますが、まず歳入でございます。

款1町税、項1町民税、目1個人、補正額2,176万1,000円、決算見込みによる増額でございます。

目2法人で1,274万1,000円、決算見込みによる減であります。

項2目1固定資産税、補正額852万7,000円、実績見込みによる増額補正でございます。

項1目1たばこ税、補正額563万4,000円減額を見込みました。

項5目1鉱産税、補正額20万1,000円、決算見込みによる増額補正でございます。

次に、13ページになりますけれども、項6目1特別土地保有税、補正額446万9,000円の増。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税、補正額150万円の減額でございます。

項2目1自動車重量譲与税550万円の減額、決算見込みによる減額補正でございます。

項3目1地方道路譲与税175万7,000円の増額、決算見込みによる減額補正でございます。

款3項1目1利子割交付金、補正額90万円の減額、これも決算見込みによる減額でございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

款4 配当割交付金、項1 目1 配当割交付金、補正額80万円の減額でございます。

款5 項1 目1 株式等譲渡所得割交付金、補正額50万円の減。

款6 項1 目1 地方消費税交付金、補正額130万円の増。

款7 項1 目1 ゴルフ場利用税交付金、補正額50万円の増額。

款8 項1 目1 自動車取得税交付金1,640万円の減額でございます。

項2 の旧法による自動車取得税交付金でございますが、補正額は176万8,000円でございます。これにつきましては、この税は8月、12月、3月というふうには徴収されるわけでございますが、3月分が8月に交付されるためにこのような措置をとったものでございます。

次のページになりますけれども、款9 項1 目1 地方特例交付金697万5,000円でございます。

款10 項1 目1 地方交付税1 億4,592万5,000円、普通交付税の見込みによる増額補正でございます。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金、補正額53万円の減額、保育園や学童保育等の実績見込みによる増減補正であります。

目2 衛生費負担金、補正額28万1,000円の減額。

目3 農林水産業費負担金、補正額14万8,000円の減でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

目5 給食費負担金、補正額352万6,000円の減額。実績見込みによるものでございます。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 の衛生使用料から目6 の教育使用料までは、公共施設等の使用料の実績増減による補正でございます。

項2 手数料、目1 総務手数料から目3 衛生費手数料につきましても、各種証明手数料等がありますが、それぞれ増減補正であります。

次に、17ページの真ん中辺になりますけれども、款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、補正額233万2,000円の増額、主なものでは、節1 児童手当事業所分負担金が103万2,000円の減ほか、実績に伴う増であります。

目3 教育費国庫負担金919万7,000円の実績減でございます。

18ページになります。

項2 国庫補助金、それぞれ事務事業が完了、あるいは実績見込みの算定による補正金額の増減補正を行うものであります。

目1 民生費国庫補助金は13万2,000円の減額で、内容は記載のとおりでございます。

目2 衛生費国庫補助金205万円の減額、合併処理浄化槽設置数の減などであります。

目 3 土木費国庫補助金103万1,000円の減額。

目 4 教育費国庫補助金は685万1,000円の減額補正であります。主な要因は、大多喜中学校屋内運動場建設工事や西中学校屋内運動場耐震補強工事の執行残に伴う交付金の減となっております。

目 5 総務費国庫補助金6,451万6,000円の増額であります。これは国からの地域活性化・公共投資臨時交付金のほか、交付金の精算増減でございます。節 4 につきましては、若干ご説明をいたしますと、地域活性化・公共投資臨時交付金7,331万6,000円につきましては、これは 2 月に国から追加交付されたものでございまして、学校の建設の基金、あるいは光ファイバー等に充当しております。

19ページになりますけれども、目 8 農林水産業費国庫補助金、補正額21万1,000円の実績減でございます。

次の項 3 国庫委託金、目 1 総務費委託金、補正額 5 万1,000円、外国人登録事務委託金の実績による増であります。

目 2 民生費委託金8,000円ではありますが、児童扶養手当、国民年金の事務委託金の増であります。

款15県支出金、目 1 総務費県負担金、補正額は51万4,000円。権限委譲事務交付、あるいはそれぞれの事務事業の実績に伴う増額補正でございます。

目 2 民生費県負担金、補正額531万3,000円の減で、内容は記載のとおりであります。

次の20ページ、中段になりますけれども、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金から23ページの中段、目 5 商工費県補助金まで、本年度予定しました事務事業の確定による増減補正でございます。

次は、23ページの中段になります。

項 3 県委託金、目 1 総務費委託金、次の24ページになりますが、目 4 の土木費委託金まで、各事務事業の精算に伴う県委託金の増減補正であります。

24ページをお開きいただきたいと思います。

款16財産収入、項 1 財産貸付収入、目 1 財産貸付収入及び目 2 の利子及び配当金は、実績見込みに伴う補正でございます。

項 2 財産売却収入、目 1 不動産売却収入、補正額1,100万2,000円の減は、町有地 5 か所売り払いと城見ヶ丘団地 1 区画分の売却見込み減でございます。

款17寄附金、目 1 寄附金499万9,000円、これは 1 名からの一般寄附採納であります。

目 2 指定寄附金340万5,000円でございますが、教育費寄附金、ふるさと納税、民生費寄附金であります。

次は、25ページになります。

款18繰入金、目 1 財政調整基金繰入金2,688万8,000円の減額でございますが、予算全体の決算見込みというより財政調整基金の繰入予算を繰り戻しするものでございます。

目 2 減債基金繰入金、補正額3,000万円の減額。この減債基金につきましては、決算見込みに余剰金が生じたので繰り戻しするものであります。

目 4 のふるさと創生基金繰入から目 7 の庁舎建設基金繰入まで、それぞれ目的事業が完了し、決算見込みが確定いたしましたので、それらの実績による繰入金の増減額補正であります。

款19繰越金658万3,000円につきましては、前年度からの繰越金の実績額を計上いたしました。

款20諸収入、目 1 延滞金69万4,000円、税の延滞金の実績増であります。

26ページになります。

目 2 雑入、補正額1,807万7,000円。内容は説明欄に記載のとおりでございます。

27ページになりますが、款21町債、目 3 教育債、補正額9,290万円の減。大多喜中学校屋内運動場を対象とした起債であります。事業の確定により起債の減額補正を行うものでございます。

目 5 一般単独事業債、補正額4,800万円の減で、光ファイバー整備に関する起債を予定したものでありますが、次の目 6 一般補助施設整備等事業債1,960万円に借り換えるものでございます。差額につきましては事業費の確定による減額であります。

以上が歳入でございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の説明になりますが、今回の補正は、本年度に予定された事務事業の決算見込みにより事業費の確定、実績見込みが立ったものについての増減補正が主なものでありますので、説明を一部割愛させていただきながらご説明を申し上げます。

3、歳出、款 1 議会費、目 1 議会費10万円の減額、これは執行残でございます。

款 2 総務費、目 1 一般管理費91万2,000円でございますが、時間外手当やコピー用紙、消耗品等の購入、あるいは事務機の補充のほか、執行残でございます。

目 2 文書広報費、補正額86万3,000円の減額でございますが、町勢要覧を新しくするための

印刷費の減であります、これは残数も多くあることや町民憲章の制定なども議会からのほうの要望もありましたので、そういうものを盛り込むために今年度は作成しないことといたしました。

目5財産管理費1億5,666万2,000円の増額補正であります、財政調整基金積立金に1億700万円、減債基金積立金3,000万円、地域雇用創出金積立金、きのうも質問がございましたけれども、一応2,000万円をそれぞれ積み立てることといたしました。

29ページになりますが、目6企画費補正額2,510万3,000円の減額。ふるさとづくり寄附基金への積立てのほか、事務事業の実績増減となっております。工事請負費の地域情報通信基盤整備は、工事の内容の変更によりまして2,200万1,000円の減額、公有財産購入費についても、該当地区である伊藤地区からの申し出によりまして、無償で借地するものとなったものでございます。

30ページになります。

目7電子計算費、補正額528万7,000円の減額、これは執行残が生じたものでございます。

目8諸費補正額6万8,000円の減、面白集会施設の改修工事の執行残でございます。

項2徴税費、目1税務総務費、補正額1万9,000円の減。

目2賦課徴収費、補正額21万8,000円の減額。これは事務事業実績による増減補正でございます。

項3目1戸籍住民基本台帳費414万円の減でございます。事務費と実績増減のほか、戸籍電算システム委託料の減額につきましては、戸籍情報のプライバシー保護及び正確性の確保を図る必要があることから、単年度処理ではなく継続費で処理することが作業効率がよく、経費も安くなることが判明いたしましたので、減額し、新年度の予算で計上させていただきました。

31ページになります。

目2各種統計調査費、補正額40万9,000円の減額であります、いずれも執行残でございます。

次に、款3民生費、目1社会福祉総務費、補正額149万円で、各種事務事業の実績見込みによる増減補正であります。

32ページになります。

目2国民年金費、補正額3,000円の減であります。

目3老人福祉費、補正額394万円、執行残や福祉基金への利子の積み立てなどであります。

目 4 青少年女性対策費 3 万 3,000 円の減額、事務事業実績によるものでございます。

次に、目 5 介護保険事業費、補正額 3 万 5,000 円の減。これも事業の実績見込みによる増減額補正でございます。

目 6 後期高齢者医療費、補正額 848 万 6,000 円の減、後期高齢者医療利用者減、その影響による負担金の減、33 ページになりますが、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の減などあります。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、補正額はありませんが、財源内訳の変更であります。

目 2 児童措置費、補正額 200 万円の減額、児童手当実績見込み減。

目 3 母子福祉費、補正額 331 万円でございます。一般家庭医業費等助成金の実績増。

目 4 児童福祉施設費、補正額 26 万 3,000 円の減、保育園の運営管理経費の実績による増減補正が主なものでありますが、そのほか保育園用の備品購入費であります。

款 4 衛生費、目 2 予防費、補正額 1,398 万 4,000 円の減額、各種健診等実績見込み減。

次に、扶助費につきましてはインフルエンザ接種見込み減が主なものとなっております。

34 ページになります。

目 3 環境衛生費、補正額 717 万 3,000 円の減額、主な減額の要因は合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績減によるものでございます。

目 4 母子保健事業、補正額 85 万 6,000 円の減額であります。健康診査希望者の実績減等があります。

目 5 火葬場費、補正額 4 万 9,000 円の減、管理費の実績減でございます。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、補正額 8 万 8,000 円の実績見込み増でございます。

目 2 塵芥処理費 26 万 9,000 円の減額であります。ごみ処理委託料の回数減、管理費やごみ袋の作成委託料の減などがあります。

35 ページになりますが、項 3 上水道費、目 1 上水道運営費、補正額はありませんが、財源内容を変更するものでございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、これは補正額はありませんが、財源の組み替えでございます。

目 2 農業総務費、補正額 31 万円、時間外手当の実績見込み増でございます。

目 3 農業振興費、これも補正額はありませんが、実績見込みによる増減でございます。

目 5 農地費、これも財源内訳の組み替えでございます。

目 6 集落センター運営事業費、補正額122万9,000円でございますが、集落センターの雨漏りを修繕するものでございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

目 7 味の研修館運営費、補正額14万2,000円、実績見込み増による施設の管理費でございます。

目 8 農村コミュニティーセンターは財源内訳の変更でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費、補正額32万円の増、猿、猪報償金の実績見込み増でございます。

目 2 林業振興費、補正額111万2,000円の減、それぞれの事業の実績減であります。

目 3 大多喜県民の森運営費、補正額24万円の減額。

目 4 都市交流施設運営費、補正額57万4,000円、猪の捕獲増に伴う解体作業員の賃金や捕獲報償金、次のページになりますが、肉の販売手数料等の実績見込み増であります。

次は、37ページの款 6 商工費でございますが、目 2 商工業振興費、補正額 3 万2,000円でございますが、商い資料館の管理賃金の見込み増であります。

目 3 観光費、補正額はありませんが、これも財源の変更でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費から目 4 の道の駅管理費につきましては、それぞれの事業実績に伴う補正でございます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、補正額はありませんが、財源内訳の変更でございます。

目 2 道路新設改良費、補正額566万5,000円の減、県単独工事の負担金の実績減及び大戸中台線改良工事に伴う物件移転補償費でございます。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費、補正額33万2,000円の減でございますが、城下町絵図の作成ほか、街なみ整備事業の執行残でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費は、補正額は11万8,000円の減で、町営住宅施設修繕工事や地震ハザードマップ作成委託料の執行残となります。

39ページでございます。

目 2 宅地造成費につきましては、補正額500万円の減額となっております。城見ヶ丘団地定住化補助金 1 か所分の減額補正でございます。

次に、款 8 消防費、目 3 消防施設費、補正額171万4,000円の減で、被服費や小型動力ポン

プ積載車等の執行残でございます。

目 4 災害対策費、補正額176万6,000円の減額であります、これも災害用食料品、あるいは防災無線機器等の購入の執行残でございます。

次に、款 9 教育費、目 2 事務局費、補正額3,581万3,000円、臨時職員の実績見込み減や小中学校施設整備基金の積立金等であります。積立金につきましては、先ほど収入のところでも若干申し上げましたけれども、2 回目に交付された地域活性化・臨時交付金等を充当するものでございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、補正額342万1,000円の減、電子黒板や救急備品、A E D などの購入執行残、災害給付の実績増でございます。

40ページになります。

目 1 学校管理費、補正額2,382万8,000円の減でございますが、西中プールのシャワー配管修繕や西中学校耐震補強工事等の執行残でございます。

目 2 教育振興費、補正額20万円、特別支援教育就学奨励費等の実績見込み減でございます。

目 3 学校建設費、補正額5,221万5,000円の減額であります、これにつきましては大多喜中学校の屋内運動場の工事の執行残でございます。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費、補正額 1 万7,000円の減額で、社会教育委員の報酬などの実績減でございます。

目 2 公民館費、補正額 6 万円の減、実績によるものでございます。

目 3 図書館費、補正額98万円の減、光熱水費のほか、屋根の改修工事の執行残でございます。

41ページになります。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費12万2,000円の増額は、海洋センターの職員の時間外手当を計上させていただきました。

目 2 学校給食費434万6,000円の減、これは施設管理や賄い材料費の実績見込み減や施設の改修工事の執行残でございます。

目 3 体育施設費、補正額44万8,000円、海洋センターの管理運営費や野球場のベースなどの購入費であります。

款10災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費、補正額30万円の減、目 2 河川災害復旧費、補正額40万円の減は、それぞれ工事の執行残による実績減であります。

42ページになります。

款11の公債費でございますが、目1、公債費はゼロでございますが、先ほど収入のほうでも申し上げましたけれども、減債基金の繰り入れを取りやめるものでございます。

目2利子、補正額53万8,000円でございますが、これは実績による減額補正でございます。借入金の利率の確定による減となっております。

以上で一般会計の補正の説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 16ページの款13項2の戸籍住民台帳何とか手数料と、90万円とありますが、それに関係して、住基カードの利用状況について教えてください。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいまの野中議員さんの住基カードの利用状況ということでございますけれども、住基カード、ご承知のように正式名称を住民基本台帳と言いまして、市町村が交付する安全性にすぐれたICカードのことでございます。種類は、写真つき住基カード、写真なし住基カードの2つがありまして、希望するカードを選択できます。顔写真つきのタイプは社会的な身分証明書としての効果がありまして、また法的個人認証サービスで電子証明書を取得している場合は、電子申請等のパソコンからの申請、届け出に証明書を添付することによりまして本人確認が完了したとみなされます。ただいま確定申告しておりますけれども、税務署への確定申告に利用できるということです。

本町では住民基本台帳カードが利用できる業務はありませんけれども、将来的には戸籍や住民票、印鑑及び税務証明等が自動交付機の設置や電子申請のオンライン化業務拡充による可能となった場合の本人確認に住民基本台帳カードが利用されることとなります。ちなみに、カード発行枚数は3月1日現在で132枚、うち有効カードは118枚、無効となっているカードが14枚でございます。したがって、カードを所持している方々につきましては、何らかの形で公的な身分証明書として有効に利用しているものと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7 番吉野さん。

○7 番（吉野僖一君） 39ページ、消防費の中で災害対策費ですかね、防災無線なんですけど、一応企業から要望というか、当初オフトークから切りかえたときに、一般住民の方が加入し

ている分に関しては無償でそのまま切りかえができたんですが、各企業に対しては何か実費負担ということで、なかなかその差別というか、結局消防団員のことで、その会社に勤めていてもなかなかそういう、今まではオフトークで対応できたんですが、予算的に余裕があればそういう団員のいる企業には一般町民みたいに無償でできれば、そういう予算的な措置はとれないかどうかお聞きします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 防災無線の関係につきましては、もう既に設置がされておりました、多額の経費を要したということもありまして、その計画の段階では、確かにそういう事業所、会社等について、100近くあるかと思いますが、オフトークの入っていたところもありましたけれども、そういうところ等については、当初の計画では確かに財政的な面も兼ねてだと思えるんですけれども、そのようなことになっております。その後企業という要望、あるいは皆さん方の声もありまして、いろいろ町としても検討をしておるところでございます。ただ、消防につきましては、今消防団員につきましては、消防署から自分の携帯に、火災が発生しますととれるような措置もっております。また、当初から防災無線というのは、原則的には各家庭ではなくて外から流すスピーカーですね、そういうもので対応していくということにもなっておりますけれども、大多喜の場合は地形柄なかなかそういうこともできないところもあります。全部カバーできないところも確かにあります。そんなこともあって当初はやっていないんだと思っているんです。

それで、我々もいろいろ、そういう話もありましたので、対応についてやっておりますけれども、確かに大きな会社ですね、例えば増田製作所であるとか神保電器とか、そういうところについては設置しても、予算の都合がつけば構わないのかなと思っております。ただし、小さな個人的な商店で、小さいところについては外のものとか、近くにあればそれで対応をいただけるのがいいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） これはですね、すごく消防団員のやっぱり少ないということで、今いろいろその、携帯とかいろいろ出ましたけれども、房総産業さんなんかも、西畑、老川のほうですね、大きな会社なんで、その辺はちょっと予算的に余るようなことがあればできるだけ対応を前向きに検討願いたいと。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 1点だけお伺いします。

39ページ、目1学校管理費、備品購入費、先ほど電子黒板と言われたんですけれども、これは各学校教室に設置されるのでしょうか。その辺についてちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 電子黒板につきましては、小学校5校に各1台ずつ、中学校2校に各1台ずつでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○10番（藤平美智子君） はい、ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 7ページですが、予防ワクチン、年度を挟んでということがありました。どのようなワクチンが年度を越して接種されるのでしょうか。

ついでにもう1点、24ページで町有地が売り払われました。149万8,000円のほうの土地についてのご報告をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 7ページの繰越明許費のご質問だと思うんですが、この予防接種事業につきましては、新型インフルエンザの繰り越しでございます。国のほうでの補助金も年度内の歳入が見込めないというふうな話も聞いております。そしてこの新型インフルエンザも、今になるとやや衰退といいますか、感染が減ってきていますけれども、優先接種者というのはいつまでも優先接種者が続きますので、妊娠されている方、あるいは高齢者の方は対象になりますので、その方をとりあえず、今現在ですと9月30日まで助成を引き延ばそうと。国のほうもそういう措置でいいというふうな了解を得ておりますので、現年度予算を繰り越すような形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 財産の売却収入ということでございますが、今回は8件ほどございまして、特にこれはうちのほうで扱っておりますのは、行政財産から普通財産になりました。

たものでございまして、特に今回のケースは道路、赤道になっている部分ですね、の払い下げ等が大半でございまして。あとは住宅地につながった災害のために困るというふうに言われたところ等でございまして、面積的にはそんなに多くはありませんけれども、今回は数が多かったと。あとは個人的な名前になってしまいますので、その辺はご容赦いただければと思っております。主に今申し上げたそういう赤道のところとなっております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 26ページのバイオディーゼル燃料販売収入なんですが、予算案では37万8,000円となっております。減額が28万3,000円で、予算の大半というか、売れなかったということになっております。この原因は何なのでしょう。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 私どものほうでは、環境生活室といたしまして、バイオディーゼルの製造、販売ということで行っておりますので、その辺に関して知り得た情報という内容で回答させていただきたいと思えます。

現状で議員さんのお話にありました37万8,000円の当初予算でございましたんですけども、決算額、昨年度の関係につきましては2,980リットル売れておったわけでございますが、これが今年度は2,200リットル、現時点でのお話でございますが、それだけ売れておるという状況でございます。この減った理由でございますけれども、BDF燃料につきましては、いすみ鉄道に販売をしているという状況でございますけれども、11月から3月までの期間につきましては、寒さによりましてBDFの粘度が上がるということから車両にふぐあいが生じかねないということで、運行に支障を来すことが危惧されるということで使用を見合わせたいという旨の通知がございまして、この期間の販売量が減少したということでございます。

それとまた販売単価につきましては、いすみ鉄道の軽油仕入れの単価によりまして設定しておりますけれども、20年度に比較いたしますと、21年度軽油単価がかなり安価になったということございまして、それで減額になったということでございます。

いすみ鉄道が仕入れております軽油につきましては、地方税法によりまして免税軽油が使用できる用途としておりまして、鉄道車両の動力源に使用する場合に該当するため、軽油取引税を控除した額で仕入れております。本来ならばBDFも軽油の仕入れ価格にて販売するところではありますが、いすみ鉄道は軽油にBDFを5%混入して走行させているため、混合

作業や建材事務所への事前の承認申請手続が発生するため、事務量の増加等を勘案し、いすみ鉄道の軽油仕入れ額の9割に設定しております。また軽油仕入れ額に変動が生じた場合につきましてはその都度協議の上、契約を行い販売を行っているという状況でございます。そういった関係がございまして、大幅な減額ということになったことでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 今の問題についてなんですけれども、寒い間いすみ鉄道が使わないとなると、ストックが出ないでしょうか。そのストックに関しての用途はどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 今までBDFに使用しない前につきましては、一般企業のほうに卸売りをしておりました。200リットル当たり2,000円だったと思うんですけれども。それですね、今回の関係につきまして、発生した時点でその会社に再度通知をいたしまして、そちらのほうに振り分けてございます。使用用途につきましては、石けんであるとか、あるいはタイヤですね、そういった関係の材料にするということで伺っております。そういったふうに現在では実施しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 31ページ、款の3、項の1、次世代育成支援対策地域行動計画調査策定委託料が予算241万に対して34万1,000円の減額になっております。この次世代行動計画というのは、今回の策定で何度目の策定でしょうか。この策定に対して、自分の力でやった部分というのはどのくらいあるでしょうか。このいろいろな町の事業に対して計画を立てるといのは、本当は担当が実態をきちんと調査し、そして今までの実績をかんがみて立てるのが建前だと思うんです。それを委託に出すというのは、どこかに脳みその部分をぴったりこう集めてそれをやるという、ただそれに従って町の職員が手と足となってやるというのは何か非常に納得できないものがあるんです。自分たちの町は自分たちで考えてやるというのが町民から信頼される役場になることだと私は思っているんで、どのくらい計画を立てたときに自分たちで資料をきちんと作成し文章化し、参加しているのかということをお聞きしたい

と思います。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 次世代の育成支援対策地域行動計画の策定調査委託料の減額の件のご質問でございますけれども、この計画につきましては、国の次世代育成支援対策推進法というのが平成17年3月から施行されまして、その当初策定して5年間が経過しましたが、それが第1回目でございます。それで本年4月、22年4月から新しい計画に入るわけですが、その計画のための作成でございますので、今回は後期分として2回目でございます。

本調査、本計画でございますが、調査をですね、子育て家庭のニーズ等の調査が必要でございますして、アンケート調査をさせていただきました。これは小学校、中学校、そして保育園の家庭に調査依頼をしました。その調査の集計業務、そういうものについては数が多いものですから、一応業者のほうにお願いをしました。常日ごろから野中議員さんのほうには、町の計画は自前でやれというふうに言われておりますので、私のほうも本来の予算よりも今回約40万ほど実際には安くなっております。当初予算の段階で前年度の計画よりも安く予定をしまして、なおかつ、また今回も自前の部分を入れまして34万1,000円の減額をさせていただいたわけでございますが、自前でやった分は、全体の計画を見ますと約15から20%は自前でやっております。本計画の内容はほとんどがニーズ調査の結果の公表ですか、そういうものが主でございます。計画部分が約30%ぐらいなものですから、そちらのほうの委託が多いのでこういう結果となったわけでございます。それでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 私ども日本共産党は、住民の要望を伺うのに、本当は毎年やりたいと思いつつもどうしても4年に一遍、オリンピックと同じになってしまうんですけれども、アンケート調査をしております。全戸に配って、はがきつきで配って投函していただくのですが、そのアンケートの集計というのは、選挙の作業の中で一番楽しいんです。なぜかというところ、そこに住民の声があらわれていて、ああこうなんだ、こうなんだという生の声を直接聞けるわけです。それを1枚ずつ統計をとっていき、それからメモをとっていき。その中で本当にびんびん住民の声が伝わってくるという一番大切な部分だと思うんです。時間は確にかかります。ほかの者が、ほかの者ってよその町に行って、うちのアンケート結果こうよ、住民の声びーっとこう書かれているの、それから数値があるのをこう見ると、ああそう思うんですけれども、やっぱりこう伝わってこないんですね。一番おもしろくて、これから先

どうするか、深刻に職員が住民の声を受けられるその作業を委託に出すというのは、大多喜町に住んで大多喜町の町民のために働いている職員にとっては残念なことだと思うんです。残業手当が出るかもしれませんが、ぜひそういう住民と一番かかわり合いのある仕事は町のほうでやる努力をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） ご指摘のとおりでございます。ですが、我々のやっています今回の委託業務、機会があれば議員の皆様には計画書ができた段階で公表しようと思うんですが、その中に住民の意見を事細かく書いて入れてあります。それは私ども一字一句全部読んでおりますので、後ほど見ていただければわかると思うんですが、野中さんのおっしゃるとおりひしひしと住民の、住民といいますか、子育て支援をしている家庭の気持ちが十分に伝わるように文章化されておりますので、それでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番 苅込さん。

○5 番（苅込孝次君） 12ページの歳入なんですが、1目の個人の中に、12ページですね、補正額が2,176万1,000円のうち均等割が2,066万1,000円となっておるんですが、この均等割というのは、みんな、全員、全町民が同じ額ということでしょうけれども、この均等割が現年度分でこの2,066万1,000円というふうにふえるというのは、これはどういう仕組みでこうなるのでしょうか。

それともう一つ、19ページの14款の国庫支出金の総務費委託金のうち外国人登録事務委託金というのが5万1,000円増になっておるんですが、これはですね、外国人が転入してきたのか、あるいは結婚したのか、どういう理由で、また国からどういうふうにこれが委託金で入るのか、ちょっとそれも教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長、発言はゆっくりお願いします。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいまの歳入、町税の均等割というご質問でございますけれども、均等割は現年課税分7万5,000円でございます。ちなみに均等割と申しますのは、均等割を納める人1人3,000円、町税は、町民に係る税金は3,000円です。全部で、県もますと4,000円でございますけれども、町分は3,000円です。

それとあともう1点、外国人登録事務委託金でございますけれども、外国人、町に登録さ

れます。また町から出ていきます。出られる方もおられますし入る方もおります。それに係る事務の交付金を国からいただいていると。大体今のこの外国人、ちなみに3月1日現在で96人の外国人が町に登録をされております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 3 点質問して、一般会計の質問を終わりにしたいと思います。

33ページの款4項1のところじゃないかな、健診の件ですけれども、当初予算386万6,000円に対して63万7,000円の減額があります。1割強の減額ですが、これが実績減が原因なら、何で健診を受ける人が少ないのか、理由と対策をお聞かせ願いたいと思います。

38ページ、款7項2土木費ですが、県単工事の負担金、予算1,000万に対して608万円の減額で、これ減額が大変大きいんですけれども、どういう工事なりがなくなったのかなとか、お聞かせ願いたいと思います。

同じく款7項3街路の街なみ整備の関係なんですけど、印刷費が当初予算1万8,000円に対して33万5,000円の増額になっています。合計で35万3,000円なのですが、私の気持ちとしては、街なみ整備のどこにこんな高額な印刷費を使うようなことがあるのだろうか。印刷費というのは、何かやっぱり宣伝のためとか記録を残すためとかに使うのではないかと思うのですが、街なみ整備工事業そのものについてはここで宣伝することではないと思うので、何かこう疑問なんですね。よろしくお願いいたします。

以上、3点です。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 予防費の項目でございます。委託料の170万6,000円の減のうち健診が63万7,000円の減。そのことについてのご質問だと思います。

健診の減につきましては、後期高齢者の受診の実績減、それとがん検診につきましては、がん検診につきましては女性の特有のがん検診のほうを一応国の指導で50%を見なさいよという国のほうの指示がありましたんで、その指示があって予算化しましたけれども、実際は乳がん検診、子宮がん検診とも5%より下回るような実施でございましたんで、予算が余ったというふうなことで、実績による減というふうなことでご了解いただきたいと思います。

以上です。

（発言する声あり）

○健康福祉課長（花崎喜好君） 後期高齢者の対策につきましては、今までは自動車学校さんのバスを利用して高齢者の送迎を行っていましたが、来年度より自動車学校が民営化されることによりまして、自動車学校の送迎バスを利用することができなくなりましたので、次年度は、22年度はバスの借り上げを予算化をしまして、送迎をして各会場に高齢者が受診できやすいような状況にするように対策を考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 県単独工事の負担金の減額の理由ということでのお尋ねであろうかと思いますが、当初大多喜町のほうに県から要望ということで、最初通知が来るわけですが、このときにつきましては3事業で6,610万円の工事を行うということで通知がございました。これについては県の条例で定められた負担割合というものがございます。それによっていきますと、私どものほうの負担金につきましては1,245万円の負担金ということで、当初の予定ということで通達があったわけですが、それに対して、その前に予算化をしておりますので、1,000万ということで先ほど野中議員おっしゃいましたけれども、そういった形で当初予算に計上をさせていただいたところですが、県のほうも、やはり町と同じように予算の査定というものがございまして、それによって大分切られてしまって工事ができなかったということでございました。最終的に私どものほうに算定調書というものが来ておるんですけれども、3事業ですね。2つの形態で3事業を行うということで、事業費が3,120万円の事業費、それに対して市町村負担金、先ほど申し上げました5分の1であるとか6分の1、それを掛けていきますと392万円という市町村負担金の請求があったということで減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 38ページの土木費の中の目1の街路事業費の中の印刷製本費の33万5,000円の増額補正でございますけれども、これにつきましては、大多喜のこの城下に訪れる人たちへの散策のためのパンフレット、いわゆる散策絵図というものを、このようなものを作成しております。そこで、大体毎年3万人の方がこの絵図を持って町なかを散策していただいているということで、3万部が毎年出ております。今回のこの補正でつくる数につきましては3万5,000部ということで考えております。

そういったことで、よそへ行って宣伝すればということでございますけれども、よそへ行

けば当然そのくらいの量では当然足りません。来た人がどのような町なかであるのか、史跡だとかそういったものをこの印刷物であらわしまして、町なかを散策していただくということになっております。そういったことでの増額補正でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 34ページ、環境衛生費ですね。補正額の717万3,000円ですか。この初めの予定件数とか、実際の携わった経過的な戸数とかわかれば、合併浄化槽の設置数ですね、この件に関してちょっと質問します。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 吉野議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、今現時点でかなりの基数の減があったということでございますが、ちょっと手元に、恐縮でございますが、大もとの基数がわかる資料がございませんので、現在補助をした基数をお答えをさせていただきたいと存じますけれども、今現時点で単独転換に対しての補助金と、それからくみ取りから転換したものの2つの補助金がございますして、単独転換の5人槽が3基、単独転換の7人槽が4基、単独転換の10人槽が1基、それとくみ取りからの転換の5人槽が8基、それとくみ取りの転換の7人槽が1基、これだけの基数の関係で補助をしておるという状況でございますして、かなり減額せざるを得ないという状況で補正の減額予算を組ませていただいたという状況でございます。

後でもとの数字をお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 大体わかりましたけれども、やっぱり減ったからには理由があると思います。それと、できましたら、前にも一般質問でしたことがあるんですが、中野駅の浄化槽が、やはりちょっと初めの設置の時点でちょっと、現在観光バスが毎日のように大勢来て、観光で、町が宣伝しているということで、中野駅のトイレが観光バスのトイレの利用ということで、中野駅を大分利用する機会が多くなっていますので、その辺の改修等も今後予算的に町のほうでできるだけ善処、改善してほしいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 今の答弁要りますか。要望でしょう。

○7番（吉野僖一君） すみません、理由をお願いします。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 合併浄化槽が減ったという理由につきましては、前からもちよっとお話をしておりますけれども、かなり建築件数が減っておるといふところと、ほぼ大まかに申し上げまして、全戸に近い形で普及し終わってきている段階ではないかなと。それともう1点ですね、新しい家を建てたものにつきましては、今回の補助金から出ておりません。そういったものにつきまして減ったということの理由から現状で減ってきておると。前は六十数基とかそういったかなりの大きな数量で補助を行っていたという経過がありまして、それに近づけるように当初予算でお願いしておりましたので、その差が大きいということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 先ほど中野駅の問題が出まして、実はもう大分時間のたつトイレでありまして、ただ、結構竹の格好をして人気のある場所なんですけど、当初あの大きさと、確か5人槽だったと思うんですが、しかも今は単独槽というのははやらないもんですから、できれば早い時期に改修はということで町のほうは考えております。いつできるかというのは、ここでは確定できませんけれども、町のほうで考えているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 印刷費の問題なんですけれども、先ほどの。観光関係の予算がないからこちらでつくったと考えても考えられるんですけれども、街なみ整備そのものからのそういうマップをつくることについては、ちょっと予算外というか、担当外の使い方ではないかという印象がありますけれども、いかがでしょうか。

それから、健診の率の減った問題で、その対策としてバスで送迎をしてというお答えでしたけれども、今年度もバスの借り上げ先は町の自動車学校だったけれども、バスで送迎をするという点では来年度も同じなわけです。ことと同じ住民に対する取り組みであれば、健診率が上がるとは思えないと思うんです。だから、どうすれば住民の足が会場に向くのか、気持ちが向くのかという対策だと思うんです。その1つとして、やはり大量宣伝があるのでないか。防災無線が、やっぱり一番効果があるような気がするんです。もう活字を、ビラで来られてもぴっとこうやってしまったりするので、大量宣伝というのは前日言うことではなくて、かなり前からいついつには健診がありますよ、皆さん予防を大切にしましょうという、そういうことも含めて一定期間流して、気持ちのいい音声でわかりやすい内容で話していただきたいと思うのですけれども、放送を入れてほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 先ほどのパンフレットの作成について、観光予算でもいいんじゃないかという話だと思いますけれども、施設をつくっている間は商工でやっていまして、お客が来たら観光なのかなという一連の流れはわかります。そういったことで、今後はそういったことも含めまして検討はさせてもらいたいと思いますけれども、いわゆるこの街なみ整備事業につきましては、当初の本来の目的というのは商工業の振興ということから出発をしておりますので、そういったことも含めまして十分検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 健診の広報関係をとというふうなご質問でございます。

後期高齢者の方の健診の数が減ったことにより減額したわけでございますけれども、実際中を見ますと、来たくて来れないというよりも、実際医療にかかっているんで受診しないという方が結構いらっしゃいました。我々が思っていた、当初予算化した以上にそういう方が多かったので、受診者数が減ったというのが原因ではないかなというふうに思っています。

広報につきましても、一応2日前ぐらい、確か21年度も防災無線で流したんですが、なかなかそういう面で受診に来ていただけないというふうな現状でございます。しかしながら健診を受けることによって医療費の削減を図るというのがこの目的でございますので、できるだけ町の広報、あるいは防災無線等を活用して、今後も広報活動をして受診者がふえるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 先ほどの吉野議員のご質問のところで、前の総数がちょっとわからなかったんですが、総数でよろしゅうございますでしょうか。30基でございまして、1,551万6,000円の予算額でございました。それが17基に減ったということでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

（午前11時23分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時33分）

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第13号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、議案第13号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）。

それでは、49ページをお開きください。

平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書の52ページをお開きください。

まず歳入であります、1款財産収入、1目利子及び配当金、補正前の額144万円、補正額は131万3,000円を増額するもので、基金運用による利子分の増額であります。

次に、歳出になりますが、1款鉄道経営対策事業費、1目事業費、補正前の額144万3,000円、補正額は131万3,000円を増額するもので、鉄道経営対策事業基金への積立金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第14号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(花崎喜好君) それでは、議案第14号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算でございますけれども、歳入については、療養費の実績見込み減に伴います国・県の交付金の減でございます。及び共同事業の交付金の減。歳出につきましては、退職被保険者の療養費実績見込みの減に伴う療養給付費の減、一般被保険者の高額医療費の増、そして30万円以上の高額療養費の減に伴う共同事業拠出金の減が主な理由でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

53ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,447万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,524万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書により説明しますので、58ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、補正額125万5,000円の減でございますけれども、高額医療費の共同事業の減によるものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額1,533万6,000円の減額ですが、いわゆる低所得者の保険料軽減措置によります、交付されるものでございます。

5 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、補正額 4 万 4,000 円の増額ですが、40 歳から 74 歳までの医療費負担の軽減に伴う事務費補助金でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、補正額 445 万 6,000 円の減額ですが、交付額の確定に伴う減額補正でございます。

7 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、補正額 125 万 5,000 円の減額ですが、共同事業の確定に伴います減額補正でございます。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金、補正額 5,448 万円の減額ですが、高額医療費の共同事業の確定に伴います減額補正でございます。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 529 万円の減額ですが、保険料の軽減分等の減及び保険証カード等の事務費の減でございます。

10 款繰越金、2 目その他繰越金、補正額 5,755 万 6,000 円の増額ですが、前年度からの繰越金の精算分でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、60 ページをお開きください。

1 款総務費、1 目一般管理費、補正額 28 万円の減額でございますが、保険証カードの作成の減及び封筒等の印刷の増によるものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費については、財政調整による補正でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、補正額 781 万 2,000 円の減額ですが、実績見込みによる減額でございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額 394 万 4,000 円の増額ですが、実績見込みによります増加でございます。

次のページ、7 款共同事業拠出金、1 目高額療養費共同事業拠出金、補正額 502 万 4,000 円の減額ですが、高額療養費の実績見込み減によるものでございます。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額 1,565 万円の減額ですが、30 万円から 80 万円までの高額療養費の実績見込みの減によるものでございます。

8 款保険事業費、1 目保険事業費ですが、補正額 35 万円の増額ですが、人間ドックの受診者の増に伴います補助金の増額でございます。

以上で、平成 21 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わりにします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第4、議案第15号　平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君）　それでは、議案第15号　平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、歳入については、保険料額の調定見込み増に伴う増額補正と、歳出については、その保険料を後期高齢者連合に納付する見込み額の増の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

63ページをお開きください。

平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億651万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明しますので、66ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額190万円の減額ですが、保険料の確定に伴います減額でございます。

2 目普通徴収保険料、補正額613万円の増額ですが、75歳到達者の保険料の増に伴うものでございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、補正額345万4,000円の減額ですが、保険料の軽減の確定によります減額でございます。

4 款繰越金、1 目繰越金、補正額41万7,000円の増額ですが、前年度からの繰越金の精算分でございます。

以上が歳入でございます。

引き続きまして、歳出でございますが、67ページに移ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額119万3,000円の補正ですが、保険料等の確定に伴います納付金の補正でございます。

以上で、平成21年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わりにします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 66ページ、款1で普通徴収保険料の滞納繰越分が35万7,000円の減になっております。この滞納状況について、全般的に説明してください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、普通徴収の滞納繰越分の35万7,000円の減額についてご説明申し上げます。

当初予算で50万円予定しておりました。実際に35万7,000円を減額しますと14万3,000円が残るわけでございます。この14万3,000円が滞納繰越分として調定される分でございます。その内訳としましては、6名が滞納されていらっしゃいます。個人的な名前は別にしまして、6名が滞納しまして、うち2名の方が既にお亡くなりになっている方がいらっしゃいます。それ以外で既に滞納繰越分のうち残りの4名ですが、2名が納付済み、残りの2名が現在滞納されている、きのう現在滞納されている状況です。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第16号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第16号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明をさせていただきますが、本文に入る前に、補正の概要についてご説明申し上げます。

介護給付費等の実績見込み減に伴います余剰金の積み立てを行う予定、及び介護予防事業の実績見込みによります減に伴います減額補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

69ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億794万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細によりご説明しますので、74ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、補正額17万2,000円の減額でございますが、介護予防事業の実績減に伴います減額でございます。

4款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、補正額8万6,000円の減額でございますが、国庫補助金と同様介護予防事業の実績減に伴う減額でございます。

5款支払基金交付金、2目地域支援事業交付金、補正額20万7,000円の減額でございますが、国庫補助金と同様介護予防事業の実績減に伴う減額でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額8万6,000円の減額でございますが、国庫補助金と同様介護予防事業の実績減に伴う減額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出でございますが、75ページに移らせていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス事業等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、補正額84万8,000円の減額でございますが、実績見込みによります減額でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額84万8,000円の増額でございますが、医療費と介護給付費の合算によります高額対象となった場合の助成額の補正でございます。

4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額14万円の増額でございますが、介護給付費の余剰金を積み立てるものでございます。

次に、76ページに移ります。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費、補正額 69 万 1,000 円の減額でございますが、生活機能評価の受診者数の減等によります減額補正でございます。

以上で、平成 21 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わりにします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 6、議案第 17 号 平成 21 年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） それでは、77 ページをお開きください。

議案第 17 号 平成 21 年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 21 年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,695万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。

提案理由でございますけれども、今回の補正の主なものは、実績見込みによるものでございます。詳細につきましては、82ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項介護給付費交付金、1 目居宅介護給付費交付金、補正額173万1,000円でございます。これは、短期入所者の介護給付費交付金の見込み増でございます。

2 目施設介護給付費交付金、補正額285万1,000円でございます。これは、長期入所者の介護給付費交付金の見込み減でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目居宅介護給付費負担金、補正額22万4,000円でございます。これは、短期入所者の介護給付費負担金の見込み増でございます。

2 目施設介護給付費負担金、補正額137万1,000円でございます。これは、長期入所者の介護給付費負担金の見込み増でございます。

3 款寄附金、1 目一般寄附金、補正額1,000円の減でございます。

5 款諸収入、1 目雑入、補正額1,000円の減でございます。これらも現在の実績によるものでございます。

続きまして、歳出、83ページでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額84万8,000円の減でございます。これも実績減でございます。

2 目施設管理費、補正額68万9,000円の減でございます。同じく実績見込み減でございます。

続きまして、84ページでございます。

2 款事業費、1 項介護事業費、1 目居宅介護サービス事業、補正額3万円の減でございます。

2 目施設介護サービス事業、補正額196万円の減でございます。

3 款基金積立金、1 目財政安定化基金積立金400万円の増でございます。これは、本年度

事業実績見込みによる増でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君）　日程第7、議案第18号　平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君）　85ページをお開きいただきたいと存じます。

平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算（第5号）。

（総則）

第1条　平成21年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条　予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億8,643万4,000円、補正予定額226万4,000円、計4億8,869万8,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億4,335万5,000円、補正予定額226万4,000円、計1億4,561万9,000円。

支出、第1款水道事業費用4億9,077万2,000円、補正予定額247万5,000円の減、計4億8,829万7,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億2,015万7,000円、補正予定額277万7,000円、計4億2,293万4,000円。

第2項営業外費用、既決予定額6,761万5,000円、補正予定額493万6,000円の減、計6,267万9,000円。

第3項特別損失、既決予定額260万円、補正予定額31万6,000円の減、計228万4,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1億2,360万円」を「1億2,361万1,000円」に、「1億1,938万8,000円」を「1億1,939万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、既決予定額2億6,112万5,000円、補正予定額1万1,000円、計2億6,113万6,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億4,554万7,000円、補正予定額1万1,000円、計1億4,555万8,000円。

明細につきましては、88ページの積算基礎資料によりましてご説明をさせていただきます。

収入の部でございますが、収入、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3県補助金、補正予定額が225万4,000円でございますが、実績による増でございます。

目5消費税還付金、補正予定額1万円、これも実績による増でございます。

支出の部でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の関係でございますが、補正予定額は150万円でございますが、内容は委託料の300万円の増、面白浄水場の汚泥搬出の増と動力費の150万円の減、これは浄水場等の電気代の減という内容でございます。

目2でございますが、配水及び給水費の補正予定額でございますが、11万9,000円の減、内容は法定福利費の増と通信運搬費の増、それと修繕料、漏水工事費での増でございます。それと動力費でございますが、240万円の加圧所等の電気代の減でございます。材料費、こ

れもですね、漏水工事による減でございます。

目3の総係費でございますが、88万1,000円の減の予定額でございますが、内容は法定福利費、共済費の増、委託料の会計システム保守料によります減でございますが、あと賃借料でございますが、パソコン、会計システムリース料の減でございます。

目4の減価償却費でございますが、5万3,000円の補正予定額でございますが、減価償却の増ということでございます。

目5の資産減耗費でございますが、222万4,000円の補正予定額でございますが、除却の増という内容でございます。

項の2で営業外費用でございますが、支払利息でございますが、実績による減でございます。雑支出でございますが、これもやはり実績による増でございます。消費税でございますが、これにつきましても実績による減でございます。

項3の特別損失でございますが、過年度損益修正損の内容でございますが、実績による減でございました。

続きまして、90ページですね、資本的収入及び支出でございますが、支出の項目でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、配水施設費でございますが、補正予定額は1万1,000円でございます。

支出の状況でございますけれども、補正関係でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1の配水施設費1万1,000円の補正予定額でございますが、共済費の増という内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 88ページの除去費、どこを切り捨てたのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） いろいろなものがあるんですけれども、大まかに申し上げて、国道の黒原とかそういったところで大きな改良工事がございまして、そのところにありました関係、それらを除却したというところでございます。結構ありますんで、大まかにはそのような関係かと存じます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。この間、昼食をお願いします。

午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時06分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第19号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） 議案第19号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

提案理由といたしましては、4月1日からの民営化に伴いスムーズな引き継ぎに向けて着々と準備は進んでおりますが、昨年の6月定例議会で財産処分に関する議案及び12月議会

で設置条例と管理条例の廃止に関する議案等の議決の承認をいただき、去る３月４日に移譲先である黒井産業株式会社と協定並びに物品売買契約等の締結をいたしましたので、大多喜町自動車学校事業会計規程を廃止することになりますので、今議会での企業債の償還、固定資産の売却、資産減耗費、事業継続助成金等について補正予算を組ませていただきました。

本文の説明に入ります。99ページです。

（総則）

第１条 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款自動車学校事業収益、予定額１億6,601万2,000円、補正額149万円、計１億6,750万2,000円。

第２項営業外収益、予定額32万6,000円、補正額149万円、計181万6,000円。

支出、第１款自動車学校事業費用、予定額１億6,379万3,000円、補正額1,068万9,000円、計１億7,448万2,000円。

第１項営業費用、予定額１億5,620万7,000円、補正額1,018万9,000円、計１億6,639万6,000円。

第２項営業外費用、予定額713万6,000円、補正額50万円、計763万6,000円。

100ページ。

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条本文括弧書中「365万5,000円」を「1,213万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款資本的収入及び第１項の固定資産売却代金ともに予定額ゼロで、補正額、計ともに835万円。

支出、第１款資本的支出及び第１項企業債償還金ともに予定額365万5,000円、補正額1,683万2,000円、計2,048万7,000円。

なお、詳細につきましては103ページ、補正予算積算基礎資料により説明いたします。

収益的収入及び支出、収入についてですが、第１款自動車学校事業収益、第２項営業外収益、目２雑収益、節１のその他雑収益、補正額149万円についてですが、備考欄記載のとお

り固定資産売却益です。これは次のページ、104ページになりますけれども、資本的収入の固定資産売却代金835万円と関連がありますので、両者を比較しながらお聞きいただきたいと思います。

黒井産業との売却の仮契約をしたのが平成20年度の残存価格の合計が984万円でありましたが、本契約時の平成21年度の残存価格の合計約795万円に消費税を加えた合計が835万円となり、その差異が生じた差額分149万円を雑収益として処理いたしました。100万円以上を雑収益とすることの是非について疑問を感じる方もいると思われますが、企業会計上の経理の方法についての手引きに基づくものでありまして、総収益の100分の1程度は認められていますので、雑収益として処理いたしました。ちなみに、総収益約1億6,600万円であります。

なお、20年度と21年度の残存価格で差があったのは、耐用年数5年未満の送迎車両や二輪車4台分及び適性検査機等々が含まれております。

前のページ、103ページの基礎資料に戻りますけれども、支出について、第1款自動車学校事業費用、第1項営業費用、目1総務費、節21助成金656万円については、備考欄に事業継続助成金と記載してありますが、先日の全員協議会で説明したとおりであります。

目4資産減耗費、節1固定資産除去費362万9,000円について説明しますが、備考欄に工具器具及び備品電話加入権と記載してありますが、固定資産台帳に載っている品目を台帳から除去するための費用であり、現金の伴うものではありません。除去品目21物件、無償譲渡の品目33物件の合計額であります。

第2項営業外費用、目3及び節1の雑支出の50万円については、備考欄記載のとおり中途退校者等に対する返金用であります。これは、入学時、教習料金等前金で預かりますけれども、事情により転校、退校する際に、未教習料金を精算するための金額です。特にこの時期、3月末までに卒業できなくて他校に転校する生徒が毎年若干見受けられるところからこの50万円を計上いたしました。

次、104ページの資本的収入及び支出について若干説明しますが、収入についてですが、第1款資本的収入、第1項及び目1の固定資産売却代金835万円は、節1車両及び運搬具売却代金632万円と、節2工具器具及び備品売却代金203万円の合計であります。この減につきましては、先ほど説明しました営業外収益149万円との関連を補足しますけれども、黒井産業に有償譲渡する物品売買契約金の合計は984万円となりますが、その内訳として、資本的収入の補正額として835万円、収益的収入の営業外収益として149万円となり、さきに

説明したとおりであります。

支出についてですけれども、第1款資本的支出、第1項目1節1企業債償還金の1,683万2,000円は、備考欄記載のとおり繰上償還するものであります。

なお、企業債の借り入れ状況ですが、1件目が平成14年3月、千葉県市町村振興資金から1,800万円、これは災害による災害対策ののり面工事、2件目が平成14年3月、同組織から500万円、これは大型二輪コースの工事関係、3件目が平成15年3月、いすみ農業協同組合から1,510万円、二輪コース関係として、合計3件、3,810万円の償還であります。

以上のとおりですけれども、自動車学校の会計としては最後の補正予算関係の説明となりました。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（野村賢一君）　日程第9、議案第20号　平成22年度大多喜町一般会計予算から日程第16、議案第27号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は日程にお示ししたとおり、本日は提案説明のみとします。

議案第20号から順次提案理由の説明を求めます。

初めに、日程第9、議案第20号 平成22年度大多喜町一般会計予算について説明願います。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、予算書のほうの1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号になりますが、大多喜町一般会計予算。

平成22年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費でございますが、庁舎建設事業と戸籍の電算化事業でございます。

まず庁舎建設事業につきましては、現在の庁舎の老朽化に伴う耐震改修と不足部分の増築をするものでございますが、既に町民の代表による庁舎検討委員会のご意見などを伺い、平成22年度から23年度にわたり建設するものでございます。総額では8億1,724万7,000円でございます。

次の戸籍の電算化事業につきましても、戸籍事務事業の効率化を図るため、紙ベースからデータ化するものでございます。平成22年度から23年度の2か年で実施するものでございます。総額は5,355万円でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、債務負担行為であります。まず戸籍電算システム導入費でございます。このシステムは、戸籍をデータ化したものを運用するものでございます。期間は平成23年度から平成28年度まで、限度額は4,363万2,000円でございます。

次に、みつば保育園送迎バス委託でございますが、4年間の契約が終了しましたので新規に委託するものでございます。期間は平成23年度から25年度までで、限度額は2,768万1,000円でございます。

限度額の合計では7,131万3,000円で、いずれも次年度以降の契約について議決を求めるものでございます。

次は11ページになります。

第4表、地方債、平成22年度に発行を予定いたします起債の内容でございますが、まず起債の目的といたしまして、上水道出資債、限度額は180万円。これは、南房総広域水道企業団に充当するものでございます。起債の方法といたしましては、普通貸付又は証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては例年に同様でありまして、ここに記載のとおりでございます。

以降は、起債の方法、利率、償還の方法につきまして同じ条件でございますので、限度額のみを申し上げます。

次に、道路整備事業債で限度額は2,990万円。

辺地対策事業債では、町道小倉野線改良工事に充当するものでございます。

臨時財政対策債でございますが、町財政の財源不足を補うために制度的に許可される起債で、この元利償還金は、後年度全額地方交付税で補てんされることとなります。限度額は3億5,000万円で、合計いたしますと3億8,170万円でございます。

次に、予算案の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、16ページを

お開きいただきたいと思います。

2の歳入でございますが、歳入の説明をさせていただきますが、節欄及び説明欄については概要のみの説明とさせていただきます。

款1町税、項1町民税、目1個人といたしましては、本年度予算額が3億7,204万4,000円を見込み、前年度と比較いたしまして130万9,000円の減でございます。現年度分といたしましては3億6,944万円、滞納繰越分として260万4,000円でございます。

次の目2法人につきましては5,136万8,000円を見込み、前年度と比較いたしまして1,175万2,000円の減でございます。

次に、項2目1固定資産税5億7,599万5,000円を見込みました。前年度と比較いたしますと513万6,000円の減であります。内訳は、現年度課税分が5億6,999万5,000円、滞納繰越分が600万円でございます。

次の目2国有資産等所在市町村交付金は441万5,000円を見込みました。

次に、項3目1軽自動車税2,458万7,000円、前年度と比較いたしまして16万7,000円の増を見込んでおります。

17ページになりますが、項4目1町たばこ税6,800万円で、前年度と比較いたしまして564万3,000円の減でございます。

項5目1鉱産税は250万円で、前年度と比較いたしまして1,000円の増となっております。

項6目1特別土地保有税は10万円と同額であります。これは滞納繰越分でございます。

次に、項7目1入湯税であります。400万円を見込み計上いたしました。

18ページをお開きいただきたいと思います。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税2,040万円で、前年度と比較いたしますと850万円の増額となっております。

項2目1自動車重量譲与税5,440万円、前年と比べますと610万円の減を見込み計上いたしました。

項3目1地方道路譲与税1,000円、前年度と比較いたしますと709万9,000円の減額であります。この地方道路譲与税は廃止されましたので、精算のために存目程度計上いたしました。

次に、款3項1目1利子割交付金330万円、前年度比較で60万円の減、また次の款4項1目1配当割交付金150万円、前年度の比較で30万円の減となっております。

次のページになりますが、款5株式等譲渡所得割交付金60万円、比較で40万円の減となっております。

款 6 地方消費税交付金 1 億20万円につきましては、地方財政計画や県の予算を見込み、過去の実績等を勘案し、前年比1,330万円の減を見込み計上いたしました。

款 7 ゴルフ場利用税交付金 1 億2,800万円、前年度より300万円増を見込みました。

次の款 8 自動車取得税交付金2,070万円、前年比較で2,270万円の減で、それぞれ実績を見込み計上いたしました。

旧法による自動車取得税交付金は、平成21年 4 月から自動車取得税の改正により新法になりましたので、廃目とさせていただきます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

款 9 地方特例交付金、項 1 目 1 地方特例交付金1,670万円で、730万円の増となっております。

款 9 地方特例交付金、特別交付金、平成19年度から新たに設けられた制度であります、減税による減収分を補てんする交付金が廃止されたことによる地方税収の激変緩和を図るため、3 年間の措置で22年度から廃目するものでございます。

目10地方交付税であります、13億でございます。地方財政計画等を勘案し、普通交付税相当分として、前年度と比較いたしますと7,000万円の増額を見込み計上いたしました。

目11交通安全対策特別交付金240万円、前年度と同額でございます。

款12分担金及び負担金、これは事務事業実施時の受益者の負担金であります、項 1 負担金、目 1 民生費負担金として6,104万8,000円を計上いたしました。このうち主なものは、節 1 児童福祉施設負担金、これは保育料でございますが、5,391万9,000円、このほか、21ページのほうになりますが、記載のとおりであります。

目 2 衛生費負担金450万2,000円、これは火葬場運営費のいすみ市からの負担金でございます。

目 3 農林水産業費負担金28万7,000円、農地有効利用支援整備事業に係る受益者負担でございます。

目 4 教育費として35万1,000円、小中学生の日本スポーツ振興センターの加入負担金でございます。

目 5 給食費負担金 1 億883万2,000円でございます。節 1 は学校給食費保護者負担金、節 2 は学校給食センター運営費のいすみ市負担分でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

次に、款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 衛生使用料618万2,000円は、火葬場の使

用料368万5,000円、節2 地域し尿処理施設使用料247万9,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティープラントの使用料であります。

目2 農林水産業使用料156万8,000円で、内容は記載のとおりであります。

目3 商工使用料190万3,000円、物産センター及び商い資料館の使用料であります。

目4 観光使用料505万2,000円、町営駐車場及び観光センターの使用料でございます。

目5 土木使用料3,921万円、この主なものは、節1 道路使用料で1,015万9,000円、節2 で住宅使用料2,735万7,000円などとなっております。

次のページになりますが、目6 教育使用料428万2,000円でございますが、この主なものは、節1 で公民館使用料50万円、節3 でスポーツ施設使用料365万円、そのほか節3 学校施設使用料13万2,000円であります。

次に、項2 手数料、目1 総務手数料673万円、主なものは、節2 の諸手数料や戸籍住民票の手数料でございます。

目2 民生費手数料1万2,000円は、保育料督促手数料でございます。

目3 衛生費手数料1,730万4,000円は、内容は記載のとおりでありまして、24ページになります。

目4 農林水産業手数料として1万3,000円、鳥獣飼育許可の手数料でございます。

目5 土木手数料といたしまして14万4,000円、屋外広告図取扱手数料が主なものとなっております。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、予算額が1億6,489万4,000円でございますが、この内訳は記載のとおりであります。

次は25ページになりますが、節8 子ども手当給付金1億664万8,000円で、子ども手当制度の創設により新規予算計上いたしました。

項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金294万5,000円、内容は記載のとおりであります、障害者福祉事業や子育て支援に関する補助金であります。

目2 衛生費国庫補助金263万2,000円、これは合併浄化槽の設置の補助金でございます。

目3 農林水産業費国庫補助金33万2,000円、これは高谷地先の排水路の整備に係る補助金でございます。

目4 土木国庫補助金146万5,000円、建物の診断に対する補助金でございます。

目5 教育費国庫補助金37万9,000円、特殊就学奨励費や理科振興備品等の補助金であります。

26ページになります。

項 3 国庫委託金、目 1 総務費委託金33万4,000円、外国人登録事務委託金等でございます。

目 2 民生費委託金322万9,000円、主なものは国民年金関係事務や子ども手当の事務委託金でございます。

款15県支出金、項 1 県負担金、目 1 総務費負担金でございますが、57万9,000円、これは県の条例による事務処理の特例交付金でございます。

目 2 民生費県負担金9,357万8,000円、障害者の介護給付費の負担金、国民健康保険の安定基盤等ございまして、次、27ページになります。

先ほどの続きになりますが、そのほか児童手当給付事業に係る県負担金や子ども手当の給付金等でございます。

目 3 県土木費負担金1,365万7,000円で、地籍調査に係る県負担金でございます。

次に、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金814万9,000円、根古屋城発掘調査委事業に係る緊急雇用創出事業の臨時特例基金補助金でございます。

目 2 民生費補助金2,514万6,000円、このうち主なものは、節 1 重度障害者医療費補助金、次のページになりますが、新規事業として障害者の療養介護や通所サービスの利用促進のためでございます。節 7 は障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金、そのほかでございます。

次は、29ページになりますが、目 3 衛生費補助金1,661万円、主なものといたしましては、乳幼児医療対策補助金、あるいは妊婦健康診査支援基金事業補助金、合併浄化槽等の補助金などであります。

次、30ページになりますが、節 7 南房総広域水道用水供給事業補助金でございます。

目 4 農林水産業費県補助金1,014万8,000円ございまして、農業委員会の交付補助、あるいは野生猿鹿保護管理事業補助金とか猪の関係、あるいはまた有害鳥獣駆除の被害者対策の補助金等であります。

31ページになりますが、目 5 商工費県補助金54万円、これは栽培漁業振興事業の補助金でございます。

目 6 土木費補助金10万円、これは住まいの耐震化に係る費用に対する補助金ございまして、これは県単独の新規事業となっております。

目 7 消防費県補助金、石油貯蔵施設立地対策交付金、自主防災組織の設置に伴うもので443万3,000円を計上いたしました。

目 8 教育費県補助金100万円で、国民体育大会でございまして、本町での開催に伴う、本町はキンボールという競技でございしますが、関連する補助金でございます。

次に、項 3 県委託金、目 1 総務費委託金2,881万9,000円、このうち主なものは、県税取扱委託金のほか、次のページになりますが、節 5 では参議院議員選挙委託等でございます。節 6 は千葉県議会議員選挙委託金、節 7 では統計調査委託金などでございます。

目 2 民生費委託金で 9 万6,000円、民生委員協議会の事務委託金となっております。

目 3 農林水産業費委託金2,842万4,000円、これは大多喜町県民の森の管理委託補助金であります。

目 4 土木費委託金160万円、国・県道の維持委託金、目 5 消防費委託金260万円は、久保、八声、葛藤地先の排水機場の管理委託金でございます。

33ページになりますが、款16財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入658万5,000円、これは町の所有する土地建物の貸付料でございます。前年度といたしますと大幅な増額となっておりますが、自動車学校が民営化に伴う用地での新規貸し付けが主なものでございます。

目 2 利子及び配当金91万2,000円、各基金等の利子及び配当金を見込むものでございます。

項 2 財産売却収入、目 1 不動産売却収入2,500万2,000円につきましては、城見ヶ丘団地売却収入を見込み、計上いたしました。

款17寄附金につきましては存目程度見込むものでございます。

款18繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金からの繰入金が6,051万6,000円でございます。これは、平成22年度当初予算編成に当たりまして不足見込み額相当を基金から繰り入れるものでございます。

次は34ページになります。

目 2 交通災害共済基金繰入金から目 6 小中学校施設整備事業繰入金まで、それぞれ基金条例の規定によりそれぞれの目的に応じた事務事業等に充当するために繰り入れるものでございます。減債基金繰入金、道路整備基金の繰り入れについては該当はありませんので廃目といたしました。

項 2 特別会計繰入金、目 1 が国民健康保険特別会計繰入金は乳幼児医療費分高額療養費として国保会計から162万9,000円繰り入れてあります。

35ページになりますが、目 2 老人保健特別会計繰入金、目 3 後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、それぞれの特別会計からの精算金の繰り入れであり、それぞれ計上させ

ていただきました。

款19繰越金 1 億900万円、これは前年度会計からの決算見込みによる暫定繰越金でございます。このほか自動車学校民営化に伴う自動車学校会計精算繰入金でございます。

款20諸収入、目 1 延滞金、加算金及び過料50万4,000円でございますが、これは税金等の延滞収入を見込み計上したものでございます。

項 2 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入233万3,000円でございますが、後期高齢者の健康診査に伴う委託金でございます。

36ページをお開きください。

項 3 雑入、目 1 高額医療費貸付返還金300万1,000円を見込み計上いたしました。

目 2 滞納処分費30万円、目 3 雑入4,477万3,000円、内容につきましては36、37ページにわたりますが、説明欄に記載のとおりでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

37ページになります。

款21町債、目 1 衛生費180万円、南房総広域水道企業団出資債でございます。

目 2 土木費2,990万円、辺地対策事業小倉野線改良工事に要する財源に充当するものでございます。

目 3 臨時財政対策債 3 億5,000万円、これは国の地方財政対策として一般財源の不足を補てんするために発行が許可されるものでございまして、この元利償還金は、制度上後年度の交付税として交付されるものであります。

以上が歳入予算の説明であります、引き続きまして歳出予算の説明を申し上げますので、39ページをお開きいただきたいと思います。

39ページであります、3の歳出であります、款 1 議会費、目 1 議会費、本年度予算額 7,611万1,000円であります。議会費の主な内容といたしましては、議員12名及び事務局職員の人件費、その他議会運営事業費等でございます。

40ページになりますが、款 2 総務費、目 1 一般管理費、予算額は 2 億8,985万6,000円でございます。この内容につきましては、41ページから次の42ページにわたりますが、行政連絡員63名分の報酬や区長会の運営費、また町長初め職員の人件費のほか、公務災害補償基金の負担金、コピーであるとかパソコンとか事務関係の機械の経費、弁護士費用、関係団体の負担金、補助金でございます。

次、43ページをお開きいただきたいと思います。

目 2 文書広報費966万3,000円、内容につきましては情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬や法令、例規集の管理経費、ホームページ、例規集更新業務委託料でございます。

目 3 財政管理費1,051万7,000円、内容につきましては予算書の印刷や庁舎内の財務用パソコンシステムの保守点検や借上料などが主なものであります。

44ページになります。

目 4 会計管理費42万8,000円、会計室における出納事務等の経費でございます。

目 5 財産管理費 3 億9,511万7,000円、この内容につきましては、町有林管理経費や町有建物、町有車両、庁舎管理費でございます。節13では委託料、庁舎施工監理委託料や事務室レイアウト作成委託料などであります。このほか庁舎耐震補強増築工事や建物の解体工事などであります。

46ページになります。

目 6 企画費 1 億2,000万9,000円、主な内容であります。総合開発審議委員の報酬や職員の人件費を初め、委託料はもみの郷管理運営委託、節19では負担金補助及び交付金の主なものを申し上げますと、広域市町村圏事務組合負担金2,514万1,000円、地方バス路線対策補助金722万4,000円、47ページになりますが、このほか、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金やいすみ鉄道友の会、いすみ鉄道基盤維持費補助金、まちづくり提案事業助成金、いすみ鉄道沿線活性化協議会の補助金等であります。

48ページをお開きください。

目 7 電子計算費2,010万4,000円、コンピューター業務に係る経費でございます。主なものはN T T回線使用料、節13では電子計算機保守委託料であります。

目 8 諸費1,910万5,000円、この内容の主なものとしたしましては、防犯灯の設置及び管理費用に対する補助金や防犯組合、交通安全協会に対する補助金等であります。このほか過誤納付返還金であります。

50ページをお開きいただきたいと思います。

項 2 徴税費、目 1 徴税総務費7,398万2,000円でございます。職員人件費のほか、税に関する各協議会負担金や補助金でございます。

目 2 賦課徴収費3,343万3,000円、税の賦課徴収に係る事務経費のほか、主なものとしたしましては、税の納期前納付報奨金、不動産鑑定、あるいは公図修正、パソコンの保守点検委託料でございます。ほかに、使用料及び賃借料は、税務事務に関するパソコンのシステム借上料等でございます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

次に、項 3 目 1 戸籍住民基本台帳費5,078万円、職員の人件費を初め、53ページになりますが、住民基本台帳ネットワークシステムの保守点検、パソコンシステムサポート、戸籍電算システム委託料及びパソコン借上料と事務管理経費や各協議会への負担金でございます。

54ページになりますが、項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費23万4,000円でございます。これは、選挙管理委員会の運営経費や関係機関への負担金でございます。

目 2 参議院選挙費798万2,000円、22年、この 7 月に予定をされております参議院議員選挙の執行経費であります。

55ページになりますが、目 3 千葉県議会議員選挙費158万円、来年の 4 月に予定されております千葉県議会議員選挙の執行経費でございます。

56ページをお開きください。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費840万7,000円でございますが、統計従事者の職員の人件費、事務的経費のほか、関係機関への負担金でございます。

目 2 各種統計調査費538万1,000円、指定統計調査に要する経費であります。

項 6 目 1 監査委員費53万6,000円、町の監査委員の報酬や研修に要する旅費等の予算でございます。

57ページになりますが、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 2 億8,445万7,000円でございます。人件費を初め、出産祝い金、民生委員の活動報償費、あるいは地域支援事業委託料等が主なものでございます。

次の58ページになりますが、節19では、主なものを申し上げますと、社会福祉協議会の補助金や生活ホーム運営事業等補助金、各種団体補助金、負担金等でございます。

59ページになりますが、節20扶助費では、重度身体障害者医療補助金、身体障害者介護給付費や日常生活用具・補装具給付費、福祉タクシー利用助成金、障害者グループホーム等の訓練支援等でございます。

次に、目 2 国民年金費452万6,000円、関係職員の人件費のほか、パソコンシステム借り上げ等事務管理経費でございます。

目 3 老人福祉費2,362万円、これは、報償費は敬老祝い品等でございます。60ページになりますが、節13では、ひとり暮らしの高齢者緊急通報システムの委託料や外出支援サービス等の委託料でございます。そのほか負担金の関係は、老人クラブ連合会等の補助金、あるいは扶助費では老人の日常生活用具給付等でございます。

61ページになりますが、目 4 青少年女性対策費62万円、これは青少年相談員の報酬や活動費でございます。

目 5 介護保険事業費 1 億5,155万3,000円、これはパソコン用のソフト保守委託料、あるいは予防ケアマネジメント業務委託のほか、繰出金では介護保険特別会計への介護給付の法定分を初め、関係職員給与に係る一般会計からの繰り出しでございます。

62ページになります。

目 6 後期高齢者医療費 1 億6,690万6,000円、これは事務経費、あるいは療養給付市町村負担金、千葉県後期高齢者医療広域連合会負担金、あるいは安定基盤の繰り出しでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費4,871万4,000円、子育て支援課の職員の人件費のほか、少子化対策、支援対策といたしまして、乳幼児医療や小学校 6 年生までの児童に対する医療費に助成するものでございます。

目 2 児童措置費 1 億4,598万4,000円で、これは子ども手当や児童手当の給付事務に要する経費、63ページになりますが、新しい施策であります子ども児童手当支給費が主なものでございます。

目 3 母子福祉費89万8,000円、これはひとり親家庭に対する医療費の助成でございます。

目 4 児童福祉施設費 2 億5,383万9,000円、これは保育園の関係職員の人件費のほか、つぐみの森及びみつば保育園、あるいは児童クラブの運営費に係るものでございます。64ページの、このほか保育園施設の夜間警備、清掃等の委託業務や送迎バス委託料等で、保育園の管理運営費に要する経費でございます。

65ページでございますが、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億 3 万円で、これは国保国吉病院の負担金が主なものでございます。

目 2 予防費3,628万4,000円で、主なものといたしましては予防接種や基本健康診査における医師の報酬、あるいは予防接種時やメタボリック予防事業、健康づくりに関する関係の費用でございます。

次のページになりますが、このほか予防接種委託料や住民の健康診査、がん検診委託料、あるいは健康づくりのためのパソコンシステム等、また関係団体の負担金等でございます。

67ページの下の方になりますが、目 3 環境衛生費3,863万9,000円、人件費のほか不法投棄監視員の謝礼、68ページになりますが、このほか弁護士の委託経費、合併処理浄化槽設置事業補助金、生ゴミ処理機の購入費補助などとなっております。

69ページになりますが、目 4 母子保健事業費738万8,000円、母子保健協力医報酬、母子保

健事業に関する事務経費や乳幼児健康診査委託料でございます。

目 5 火葬場費1,305万円、これは火葬場の無相苑の運営に係る経費、あるいは斎場運営委員の報酬、施設の保守維持に係る経費や、70ページになりますが、火葬炉の運転業務委託料、火葬炉の改修工事であります。

71ページになりますが、目 6 地域し尿処理施設管理費168万7,000円、これは船子の城見ヶ丘のし尿処理のプラントの維持管理費でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費6,965万4,000円で、職員の人件費のほか、作業員の賃金、環境衛生組合の負担金などとなっております。

目 2 塵芥処理費 1 億733万2,000円、一般廃棄物の収集処分、分別収集及び環境センターの維持管理経費、次の72ページになりますが、ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料等、このほかいすみクリーンセンターへのごみ処理の負担金などが主なものであります。

73ページになりますが、項 3 上水道費、目 1 上水道運営費9,853万4,000円で、町への高料金対策の水道室への補助金でございますが、これが7,350万円、南房総広域水道企業団補助、あるいは南房総広域企業団への出資となっております。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、予算額は972万1,000円でございますが、農業委員の報酬、あるいは職員の人件費、これらに関する経費でございます。

目 2 農業総務費5,546万6,000円、農林課職員の人件費のほか、74ページになります、目 3 農業振興費429万4,000円、農家組合長手当、農家組合長及び農林業振興協議会の委員の報酬、節19では、75ページにわたっておりますが、農業生産団体育成強化事業補助金や産業まつり実行委員会、そのほか団体への負担金補助となっております。

次は、75ページになりますが、目 4 畜産業費44万円、関係団体への補助金でございます。

目 5 農地費807万円、主なものといたしましては平沢のダム管理関係の委託費のほか、農林道の補修用材料、土地改良関係団体でございます。

次は、76ページの下の方になりますけれども、目 6 集落センター運営事業費55万2,000円、これは老川基幹集落センターの維持管理経費でございます。

77ページでございますが、目 7 味の研修館運営費389万9,000円、施設の運営に従事する職員の関係の賃金、その他管理の維持費でございます。

目 8 農村コミュニティーセンター運営費299万6,000円、これはコミュニティーセンターの維持管理運営費でございます。

78ページの中段になりますけれども、項 2 林業費、目 1 林業総務費2,076万2,000円で、職

員の人件費のほか、有害鳥獣駆除に係る報償金、次の79ページになりますが、猟友会に対する有害鳥獣駆除の委託料等でございます。

目2 林業振興費772万円で、主なものといたしましては森林機能強化対策事業委託料、あるいは有害鳥獣駆除対策を行う農林業振興協議会に対する補助金、あるいはまたサンプスギの林再生等に関する補助金、新規事業といたしまして猪等の防護柵設置補助金も計上させていただきます。

目3 県民の森運営費、予算額3,596万5,000円でございますが、これは施設の管理運営経費のほか、職員の賃金等となっております。

81ページになりますが、目4 都市農村交流施設運営費、予算額522万6,000円、これは石神地先に整備いたしました野生獣解体施設の管理運営に関する経費であります。

款6 項1 商工費、目1 商工総務費、本年度予算額は3,374万円でございますが、人件費のほか事務的経費でございます。

82ページをお開きいただきたいと思います。

目2 商工業振興費1,307万8,000円、これは町営駐車場、あるいは商い資料館の管理運営費、商工会に対する補助金や商店街街路灯電気料、新しい事業といたしまして中小企業経営改善利子補給制度を盛り込んであります。

次は83ページになります。

目3 観光費2,356万1,000円で、83から85ページになりますが、観光センター本陣の管理運営を初め、公衆トイレ、駐車場、公園、遊歩道等、観光施設に係る経費のほか、夷隅川種苗放流補助金、お城まつり、レンゲまつりの補助金、観光協会、あるいは養老溪谷観光協会のほか、各団体の補助金でございます。また新規事業といたしまして、大河ドラマ誘致実行委員会補助金も計上させていただきます。

85ページをお開きいただきたいと思います。

款7 土木費、目1 土木総務費、本年度予算額7,447万8,000円でございます。職員の人件費のほか道路台帳更新業務、次の86ページにわたりますが、設計・積算用のパソコンや事務機器の借上料、また関係団体への補助金等でございます。

87ページの目2 登記費でございますが3,542万2,000円、これは職員人件費のほか、町有地の未登記箇所の登記を促進、推進するための予算でございます。

目3 国土調査費2,365万5,000円、老川地区の小田代、小沢又地区の地籍調査に要する経費でございます。

88ページになりますが、目4道の駅管理費458万5,000円、たけゆらの里大多喜の維持管理経費でございます。

89ページになりますが、項2道路橋梁費、目1道路維持費2,103万7,000円でございます、町道の維持管理に係る臨時職員の賃金、あるいは車両の燃料代、修繕費、町道の舗装打換工事等、材料費などであります。

次の目2道路新設改良費8,390万9,000円、人件費のほか、90ページになりますが、町道中野大多喜線の設計委託料ほか4路線の改良工事、大戸中台線ほか1路線の舗装新設工事、県道路改良工事に伴う町の負担金であります。

目3橋梁維持費843万2,000円、これは橋梁台帳点検マニュアル作成委託料でございます。

目4交通安全対策費214万3,000円、主なものといたしましては道路の区画線工事、ガードレール、カーブミラー等の交通安全対策用資材の購入でございます。

次に、項3都市計画費、目1街路事業費908万8,000円でございますが、歴史的景観審議会委員の報酬、関係職員の人件費のほか、91ページになりますが、街なみ整備事業で整備されたものの維持管理に要する経費、これは10年計画で実施しました街なみ整備事業が終了いたしましたので、大幅な減額となっております。

次に、91ページの項4住宅費、目1住宅管理費501万2,000円でございますが、町営住宅の維持管理経費、あるいは町営住宅の田丁、大多喜団地の借地料でございます。

92ページになります。

新規事業といたしまして、56年度以前の専用住宅の耐震化促進といたしまして耐震診断費用の一部助成金を計上させていただきました。

目2宅地造成費1,025万5,000円、城見ヶ丘団地の用地管理に伴う草刈り賃金や分譲を促進するための購入者の助成でございます。

93ページになりますが、款8項1消防費、目1常備消防費、これは2億2,779万4,000円でございます。これは夷隅広域常備消防の負担金とドクターヘリポートを整備する経費でございます。

目2非常備消防費3,172万9,000円、これは消防委員の報酬、あるいは消防の訓練、火災の出動、または消防団員等に伴う団員の出動手当、ほか団員の長靴、作業着、各種行事における経費、団員の健康診断、退職金支給事務負担金、これら消防団の運営に関する費用でございます。

次に、目3消防施設費1,176万6,000円でございますが、これは消防関連の消耗品や各消防

車両の燃料、修繕費、94ページになりますが、久保、八声、葛藤の水門、排水機場の管理委託料、防火水槽の設置や改修工事、ホース等の購入などであります。

94ページ、目4の災害対策費922万8,000円、これにつきましては本町全域に当たる防災行政無線の施設保守委託料、あるいは防災無線機器の整備や電波使用料でございます。

次は95ページの中段になりますが……

○議長（野村賢一君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午後 2時03分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（野村賢一君） 引き続き説明をお願いします。

○総務課長（君塚良信君） それでは、続きまして95ページの教育費からお願いしたいと思います。

款9教育費、目1教育委員会費、本年度予算額108万8,000円でございます。これは教育委員の報酬、あるいは教育長の交際費が主なものでございます。

目2事務局費6,553万8,000円でございます。主なものは、次の96ページになりますが、教育長や語学指導助手、それに職員の人件費のほか、教育関係の事務管理経費でございます。

97ページになりますが、ほか負担金補助及び交付金では、町教育研究会等の関係団体の補助金や各種協議会の負担金でございます。

97ページの下の方になりますが、項2小学校費、目1管理費5,335万6,000円、小学校医または学校薬剤師への報酬、各小学校の消耗品や印刷代、光熱水費のほか、98ページから99ページにかけてでございますが、電話料や、児童あるいは教諭の健康診査手数料、各学校の清掃保守、各小学校の施設の管理業務委託、あるいは保守点検、西畑小学校の改修工事等でございます。

99ページの下の方になりますが、目2教育振興費878万1,000円で、100ページのほうにわたりますが、各小学校での教育活動に要する教材用の消耗品、教材図書または教材備品、遠距離通学費補助金等でございます。

項3中学校費、目1学校管理費7,290万6,000円、これは各学校の活動の消耗品、印刷代、これから101ページにわたりますが、電話料や生徒の健康診断手数料、管理委託料や、102ペ

ージのほうになりますが、大多喜中学校の屋内運動場改築工事に伴う、このほか外溝工事、テニスコートの整備、管理用備品等の購入でございます。

102ページになります。

目2 教育振興費892万8,000円で、2つの中学校における教育活動に必要な教材用消耗品、生徒の遠距離通学費、あるいはクラブ活動に関する助成、生徒派遣の補助金となっております。

103ページになりますが、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費4,263万9,000円、社会教育委員、社会教育指導員の報酬や公民館等一般職員の人件費のほか、104ページになりますが、田代分校や宇筒原分校の清掃委託、関係機関、あるいは団体への負担金補助でございます。

目2 公民館費1,801万円でございますが、中央公民館の管理運営経費に係る経費でございますが、夜間管理人、周辺の草刈り賃金、成人式、文化祭、子供の習字、学習教室等の講師謝礼、あるいは施設管理、公民館バス運行委託料、耐震診断委託料が主なものでございます。

106ページになりますが、中段になりますけれども、目3 図書館費458万8,000円、これは町立の図書館の管理運営に関する経費、あるいは図書の購入費等が主なものとなっております。

107ページになりますが、目4 文化財保護費677万7,000円、主なものといたしましては文化財審議委員の報酬のほか、国の緊急経済対策によります埋蔵文化財発掘調査、あるいは国指定の文化財住宅の管理補助、無形文化財の育成補助金などであります。

108ページになります。

目5 視聴覚費60万5,000円、これは視聴覚教材センターへの負担金でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,521万2,000円で、これは体育指導委員の報酬、あるいは海洋センターの職員の人件費のほか、各団体への交付金では、夷隅郡体育協会補助等でございます。

109ページの目2 学校給食費1億6,23万4,000円で、これは学校給食センターの運営委員の報酬、あるいは人件費、給食センターの管理運営に要する諸経費などであります。ほかには、給食用の賄材料費、保守点検とか給食の配送料、設備改修工事、調理用備品などの購入であります。

111ページになりますが、目3 体育施設費1,043万2,000円、これは主に海洋センター、野球場、あるいはテニスコートの運営、維持管理経費に要する経費を計上したものでござい

す。夜間の管理人、プールの監視とか野球場、運動公園、テニスコートの管理等、あと多目的の広場シルバー人材センター清掃委託料などが主なものとなっております。

112ページをお開きいただきたいと思います。

款10災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費180万円、町道災害、1か所分でございますが、復旧費用を計上いたしました。

目2河川災害復旧費40万円につきましても、1か所分の復旧費を計上してあります。

次に、113ページになりますが、款11公債費、目1元金4億4,372万4,000円、起債の元金償還分でございます。

目2利子9,010万9,000円、これは起債の利子分の償還金でございます。

款12予備費であります、500万円、前年度と同様に計上させていただきました。

以上が予算案でありますけれども、119ページをお開きいただきたいと思います。

119ページにつきましては、本町が今までに発行した地方債の前々年度末における現在高等に関する調書でございますが、一番下の合計の部分ですね、のみ説明をさせていただきます。

まず前々年度末残高、これは平成20年度であります50億177万4,000円、前年度末現在残高見込額、これは21年の見込み額となりますが、本年2月末現在の見込みで50億2,866万1,000円、当該年度中起債見込額、これは本年度当初歳入予算計上額でございますが、3億8,170万円、当該中元金償還見込額であります、これは本年度中歳出予算計上額になるわけですが、これは4億4,372万4,000円でございます。

右端の当該年度末現在残高見込額、平成22年度末の見込み額であります、49億6,663万7,000円となるものでございます。

次に、120ページをお開きいただきたいと思います。

これは債務負担行為でございますが、翌年度以降にわたるものについて前年度末までの支出額に関する調書でございますが、合計額ですね、121ページのほうになりますけれども、説明をさせていただきたいと思います。

合計額では限度額が4億2,992万5,000円、前年度末、21年度末の見込みでございますが、1億7,613万2,000円、当該年度、22年度以降の支出予定額は1億7,383万1,000円でございます。

以上で平成22年度の一般会計予算案について説明を終わらせていただきます。長い間ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計についてご説明を申し上げます。

初めに、予算編成の概要について説明いたします。

いすみ鉄道の運営方法につきましては、平成20年度から上下分離方式によりまして運営いたしております。したがって、上の部分で生じた損失分を基金より取り崩し、当会計に受け入れして、鉄道経営の安定を図ることを目的に予算編成をいたしております。

なお、下の基盤部分の負担につきましては、県と2市2町が、直接、いすみ鉄道へ補助金として交付することとなっております、一般会計より支出する形となっております。

それでは、内容につきましてご説明いたしますので、123ページをお開きください。

平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算、事項別明細書の129ページをお開きください。

まず歳入であります、1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金といたしまして、本年度313万円を計上いたしました。

以下、2款寄附金、3款繰越金、4款諸収入につきましては、それぞれ存目程度の1,000円を計上させていただきました。

繰入金につきましては、上下分離方式による上の部分の損失が見込まれる場合に計上いたしますが、当初予算では運営可能と判断され、見込んでおりません。

したがって、歳入合計は313万3,000円となります。

次に、130ページの歳出になりますが、1款鉄道経営対策事業費、1目事業費として、本年度313万3,000円の計上でございまして、基金利子313万円を鉄道経営対策事業基金に積み立てをするものでございます。

2目の助成費につきましては、上下分離の上の部分の損失を見込んでいないことから計上しておりません。

したがいまして、歳出合計は313万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 議案第22号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書131ページをお開きいただきたいと思います。

予算書の本文の説明の前に、平成22年度の予算編成状況をご説明させていただきます。

平成22年度の予算につきましては、経済の低迷に伴います被保険者の所得の減少を見込み、保険料を減額しました。医療費については、21年度の実績見込み等を考慮し、対前年度比6.5%の減少を予定し予算計上させていただき、予算総額では前年度比7.4%の減と見て予算計上させていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第22号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,908万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、139ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、一般被保険者に係る医療給付費分並びに介護納付分の現年度課税分及び滞納繰越分で、前年度比較2,066万8,000円減で2億6,529万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2目退職被保険者等国民健康保険税、退職被保険者に係る分で退職者保険制度が年金受給開始から65歳までの方が対象でございますが、前年度比較176万3,000円減の2,161万1,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、140ページをお開きください。

2 款一部負担金、3 款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額、存目程度を予定し、計上させていただきました。

4 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金でございますが、2 億3,673万2,000円を予定しまして、後期高齢者支援金、医療費老人保健拠出金、介護給付費に対する国の負担分34%の額を予定し、計上させていただきました。

2 目高額医療費共同事業負担金でございますが、町が高額療養費拠出金として支払った分を国・県がそれぞれ事業費の4分の1ずつを負担する制度として1,167万5,000円を予定し、計上させていただきました。

3 目特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査に対する国の負担金で、前年と同額104万4,000円を予定し、計上させていただきました。

141ページに移りまして、4 款国庫支出金、2 項1 目出産育児一時金補助金でございますが、昨年10月より出産費の制度改正に伴う新規補助金の増設で、出産1 件当たり2 万円の補助で10件分を見込み、20万円を予定し、計上させていただきました。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、平成21年度、22年度の2 か年間の介護保険料の上昇を抑制するための措置として交付されるものでございまして、57万3,000円を予定し、計上させていただきました。

3 目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の調整交付金として国から補助される分で7,629万4,000円を予定し、計上させていただきました。

5 款療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金でございますが、退職被保険者療養給付費に対する交付金で4,166万8,000円を予定し、計上させていただきました。

6 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳までの前期高齢者の被保険者に応じて社会診療報酬支払基金より交付されるもので2 億2,639万6,000円を予定し、計上させていただきました。

7 款県支出金、1 目高額医療費共同事業負担金でございますが、30万円以上の高額療養費に対する共同事業拠出金で、県の25%負担分で1,167万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目特定健康診査負担金、特定健康診査に対する県の負担金で、前年度104万4,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、142ページに移ります。

7 款2 項県補助金、1 目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の調整交付金とし

て県からの補助分5,889万6,000円を予定し、計上させていただきました。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金でございますが、高額医療費共同事業費及び保険財政共同安定化事業交付金として2億347万6,000円を予定し、計上させていただきました。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、助産費繰入金、財政安定化支援事業、職員人件費等の繰り入れで8,304万4,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、143ページに移りまして、10款繰越金、1 目療養給付費交付金繰越金でございますが、額の見込みができないため存目程度を予定し、1,000円を計上させていただきました。

2 目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金で3,882万9,000円を予定し、計上させていただきました。

11款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金につきましては、存目程度、前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

2 項雑入、1 目延滞処分費から5 目の退職被保険者等返還金につきましては、存目程度で前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

6 目の雑入につきましては、特定健康診査徴収金及び負担金を予定し、50万円を見込み、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出の説明をさせていただきます。

145ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、職員4 名分の人件費と事務費及び、146ページにかかりますが、関係団体の負担金などで3,582万円を予定し、計上させていただきました。

2 項1 目運営協議会費でございますが、運営委員の報酬で12万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費から5 目の審査及び支払手数料は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費及びこれに係る審査支払委託料でございますが、実績等を勘案し、147ページの計ですが、7 億2,473万円を予定し、計上させていただきました。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費と2 目退職被保険者等高額療養費ですが、高額療養費の実績等を勘案し、3 目一般被保険者高額介護合算療養費及び4 目退職被保険者

等高額介護合算療養費につきましては、介護給付費と医療費の合算により高額が発生した場合に対する経費を予定し、計上させていただき、高額療養費の計で8,264万3,000円を見込みました。

3 項移送費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の病院から病院への移送でございます。それぞれ5万円を予定し、計10万円を計上させていただきました。

148ページをお開きいただきたいと思います。

4 項出産育児一時金でございますが、出産を10件予定し、420万3,000円を計上させていただきました。

5 項葬祭費につきましては、前年度と同額の30件を予定し、150万円を見込みました。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金ですが、社会保険診療報酬支払基金への国保の被保険者数に応じて支払うもので、1 億4,415万2,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、149ページに移ります。

4 款前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者関係事務費拠出金ですが、事務費拠出金で42万8,000円を予定し、計上させていただきました。

5 款老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金ですが、老人保健医療費に係る保険者負担分として41万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目老人保健事務費拠出金は事務費の拠出金で1 万4,000円を予定し、計上させていただきました。

6 款介護納付金、1 目介護納付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの指示額により算出し、7,061万9,000円を予定し、計上させていただきました。

7 款共同事業拠出金、1 目高額療養費共同事業拠出金ですが、80万円以上の医療費に係る拠出金で3,502万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、30万円以上80万円未満の医療費に係る拠出金で1 億4,995万4,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、150ページに移ります。

3 目その他共同事業拠出金ですが、存目程度の2,000円を予定し、計上させていただきました。

8 款保健事業費、1 目保健事業費ですが、人間ドックに係る経費を見込み、184万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2 項特定健康診査等事業費ですが、国保加入者の特定健康診査の経費で1,096万円を予定し、計上させていただきました。

次に、151ページに移りまして、9 款諸支出金、1 項償還及び還付加算金ですが、一般被保険者及び退職被保険者の保険税の還付金を前年度同額の155万2,000円を予定し、計上させていただきました。

10款予備費につきましては、前年度と同額1,500万円を予定し、計上させていただきました。

以上、歳出でございます。

これで平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わりにします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、平成22年度大多喜町老人保健特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 引き続きまして、議案第23号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計予算案についてのご説明をいたします。

予算書157ページをお開きいただきたいと思います。

本老人保健の特別会計につきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度の新設によりまして移行されましたが、月おくれの請求分等、あるいはレセプトが一たん保険者に返ってきて、医療機関に返って審査をし直しているようなものもございますので、その精算分として今回予算計上させていただいております。平成22年度をもちまして本会計は廃止となる予定でございます。

それでは、本文に移ります。

議案第23号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、163ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からでございます。

1 款支払基金交付金、1 目医療費交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金から

交付金として支払われるもので、総医療費の負担割合により算出し、概算交付される過年度分と合わせまして10万円を予定し、計上させていただきました。

2目審査支払手数料交付金として3,000円を予定し、計上させていただきました。

2款国庫支出金、1目医療費国庫支出金、総医療費の12分の4の交付率を乗じて得た額を、及び精算交付される過年度分と合わせて5万5,000円を予定し、計上させていただきました。

3款県支出金、1目医療費県負担金、同じく負担割合により精算される過年度分と合わせて2万5,000円を予定し、計上させていただきました。

164ページをお開きください。

4款繰入金、町負担金として一般会計からの繰り入れをするもので、総医療費に交付率を乗じて得た額と事務費の負担分を加えて2万5,000円を予定し、計上させていただきました。

5款繰越金につきましては8万7,000円を予定し、計上させていただきました。

6款諸収入、1項延滞金及び加算金から3項の雑入につきましては、それぞれ前年度と同額の存目程度を計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

次に、165ページに移りまして、歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費でございますが、老人保健医療に係ります事務の経費でございます。1万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2款医療諸費、1項医療諸費でございますが、医療給付費の支払い及び審査事務に要する委託経費の月おくれ請求分額に調整率を考慮しまして15万3,000円を予定し、計上させていただきました。

3款諸支出金につきましては、前年度同額の存目程度を予定し、計上させていただきました。

166ページに移りまして、4款繰出金は、他会計繰出金として10万円を予定し、計上させていただきました。

5款予備費につきましては3万円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで、平成22年度大多喜町老人保健特別会計予算案についての説明を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第24号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご説明をいたします。

予算書167ページをお開きいただきたいと思います。

予算の本文の説明の前に、平成22年度の予算編成状況をご説明させていただきます。

本予算は、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、新たな医療保険制度、後期高齢者医療制度が施行され、平成22年度の予算編成に当たり国の制度の見直しによる保険料の軽減措置の延長を踏まえるとともに、医療保険者である広域連合で賦課される保険料率等の数値をもとに予算編成をさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第24号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,281万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

173ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料ですが、年金からの特別徴収による保険料で6,439万3,000円を予定し、計上させていただきました。

2目普通徴収保険料ですが、納付書等により普通徴収される保険料で1,186万4,000円を予定し、計上させていただきました。特別徴収者と普通徴収者については、被保険者2,073名分を案分をして計上させていただいております。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料ですが、5万円を予定し、計上させていただきました。

3款繰入金、1目事務費繰入金ですが、後期高齢者医療事務費に係る繰入金で259万3,000円を予定し、計上させていただきました。

2目保険基盤安定繰入金、軽減対象者1,481名分の保険料軽減分で3,351万8,000円を予定し、計上させていただきました。

4款繰越金でございますが、前年度より繰越金で10万円を予定し、計上させていただきました。

174ページをお開きください。

5 款諸収入につきましては、保険料の還付金で30万1,000円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございますが、175ページに移ります。

1 款総務費、1 目一般管理費でございますが、後期高齢者医療に係る事務費としてパソコン等の保守料等で207万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2 項徴収費につきましては、保険料徴収経費に要するもので、保険料等の通知の郵便料等で56万8,000円を予定し、計上させていただきました。

176ページに移らせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収させていただきました保険料と低所得者の軽減分の繰入金进行を合わせまして広域連合に納付させていただくものでございます。1 億977万5,000円を予定し、計上させていただきました。

3 款諸支出金、1 目保険料還付金でございますが、前年度同額の30万1,000円を予定し、計上させていただきました。

2 項1 目他会計繰出金につきましては、前年度同額の10万円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで、平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

引き続き大丈夫ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 次に、平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） これで最後でございます。

議案第25号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

177ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度の予算につきましては、介護保険事業を円滑に推進するため、前年度の各種介護サービスの利用実績等を勘案し、給付費等見込み、それをもとに第4期の介護保険事業計画に従いまして予算額を推計し、予算編成を行わせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第25号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,110万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

余りこの項目は出ていないんですが、第2条につきましては、給付費につきましては款内での流用ができるというふうな条項の同意をいただくものでございます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げますので、185ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、1款保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、年金からの特別徴収者3,209名、口座振替納付者261名を推計し、1億3,800万円を予定し、計上させていただきました。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては、保険料の督促手数料や情報公開手数料で、前年度同額の5万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費に係る施設サービスの15%、施設サービス以外のものについては20%分として1億3,765万9,000円を予定し、計上させていただきました。

186ページをお開きください。

3款2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、介護保険の財政調整を図るための第1号の被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して保険者に交付されるもので、基本的には介護保険給付の5%が基準となっております。本来5%が基準となっ

ておりまして7,001万6,000円を予定し、計上させていただきました。

2目、3目につきましては、地域支援事業交付金として介護予防事業に対し107万3,000円、包括的支援事業に対し296万4,000円をそれぞれ予定し、計上させていただきました。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金でございますが、介護給付費に係る施設サービスの17.5%、施設サービス以外を12.5%分として1億2,917万2,000円を予定し、計上させていただきました。

4款2項県補助金でございますが、1目、2目につきましては、地域支援事業交付金として介護予防事業に対して53万6,000円、包括的支援事業に対し148万2,000円をそれぞれ予定し、計上させていただきました。

187ページに移りまして、5款支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、第2号の被保険者の介護給付費に30%の交付分でございます2億4,630万6,000円を予定し、計上させていただきました。

2目地域支援事業支援交付金、介護予防事業に要する費用で法定負担分の30%の128万7,000円を予定し、計上させていただきました。

6款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計より繰入金で介護給付費等に係る町の法定負担分として1億4,921万9,000円を予定し、計上させていただきました。

188ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項基金繰入金でございますが、介護保険料の軽減されているための財源として繰り入れするもので201万9,000円を予定し、計上させていただきました。

7款繰越金でございますが、前年度からの繰越金として4,000円を予定し、計上させていただきました。

8款諸収入、1目延滞金でございますが、存目程度1,000円を予定し、計上させていただきました。

1目雑入でございますが、運動教室いきいき塾参加の負担金として130万7,000円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出の説明をさせていただきます。

189ページに移りまして、1款総務費、1目一般管理費でございますが、介護保険関係職員5名分の人件費と介護保険業務用の事務関係経費で3,759万5,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、190ページに移ります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費でございますが、介護保険料徴収に係ります事務費で45万6,000円を予定し、計上させていただきました。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定調査等費でございますが、介護認定時の医師の意見書作成手数料などで289万2,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目介護認定審査会共同設置負担金でございますが、介護認定審査会を夷隅郡市の共同に行っておりますので、その負担金として306万2,000円を予定し、計上させていただきました。

4 項運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会の委員の報酬で6万9,000円を予定し、計上させていただきました。

191ページに移ります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でございますが、主に要介護1から5の介護認定を受けた方の在宅、あるいは施設サービス及び地域密着型サービスに要するそれぞれの所要額で、192ページ、次のページでございますが、の計7億3,393万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2 項介護予防サービス等諸費でございますが、主に要支援の1、2の認定を受けた方の在宅及び地域密着型介護サービスの所要額で、193ページの中段の計のところですが、2,772万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2 款3 項その他諸費でございますが、介護給付費に係る審査支払手数料として75万円を予定し、計上させていただきました。

2 款4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の分で1,819万3,000円、2 目高額介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の認定を受けた方の分でございますが6万円を予定し、計上させていただきました。

194ページをお開きいただきたいと思います。

2 款5 項高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年度の実績がございませんでしたので、高額介護サービス費等を参考にしてそれぞれ積算し、94万円を予定し、計上させていただきました。

2 款6 項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設入所者の食費、居住費の自己負担分に伴う補助及び交付金で3,941万7,000円を予定し、計上させていただきました。

195ページに移りまして、3款基金積立金でございますが、準備基金への積立金として209万5,000円を予定し、計上させていただきました。

4款地域支援事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費でございますが、健康づくり事業としてからだいきいき塾、または介護予防事業の対象者を選定する事業として生活機能評価を行っておりますが、その所要額として180万円を予定し、計上させていただきました。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、健康づくり運動教室に係る所要額で379万6,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、196ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費でございますが、寝たきり老人のおむつの支給で191万5,000円、2目包括的支援事業でございますが、包括支援センター職員1名分の人件費619万8,000円を予定し、計上させていただきました。

5款諸支出金につきましては、国・県支出金等の精算に伴う返還金につきまして10万3,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、197ページに移りまして、6款予備費につきましては、前年度と同額10万円を予定し、計上させていただきました。

財政安定化基金拋出金、繰出金の項目につきましては廃目とさせていただきました。

この中でご理解いただきたいのは、給付費の中で介護予防とついているのが、先ほど申し上げました要支援の方です。それ以外、介護サービスというふうになっているところは要介護の対象の経費というふうにご理解いただきたいと思います。

以上で、平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時11分）

○議長（野村賢一君） 次に、平成22年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。
水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 別冊になっております水道事業会計予算書の１ページをお開きいただきたく存じます。

議案第26号 平成22年度大多喜町水道事業会計予算。

（総則）

第１条 平成22年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 業務の予定量は次のとおりとする。

給水戸数3,748戸。

年間総給水量114万3,890立方メートル。

１日平均給水量3,134立方メートル。

（収益的收入及び支出）

第３条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款水道事業収益４億7,332万1,000円、第１項営業収益３億2,979万1,000円、第２項営業外収益１億4,353万円です。

支出、第１款水道事業費用４億7,276万1,000円、第１項営業費用４億977万2,000円、第２項営業外費用5,978万9,000円、第３項特別損失280万円、第４項予備費40万円。

２ページに移ります。

（資本的收入及び支出）

第４条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額１億2,180万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金１億2,180万7,000円にて補てんするものとする。）

収入、第１款資本的收入2,154万円、第１項負担金354万円、第２項企業債1,800万円。

支出、第１款資本的支出１億4,334万7,000円、第１項建設改良費2,785万6,000円、第２項企業債償還金１億1,549万1,000円。

（企業債）

第５条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管更新事業、限度額1,800万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率年５％以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者との協議により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利により借り換えをすることができる。なお、起債

の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。限度額でございますが、計1,800万円。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,027万5,000円。

(一般会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,350万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は254万円と定める。

続きまして、予算の積算基礎資料におきまして説明をさせていただきたいと存じますので、17ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、収入、款1水道事業収益、項1営業収益、給水収益とその他の営業収益でございますが、給水収益につきましては水道料金3億2,862万円、その他の営業収益でございますが、材料売却収益76万3,000円、手数料19万円、雑収益21万8,000円でございます。

項2の営業外収益でございますが、受取利息及び配当金でございますが、1,000円でございます。

他会計補助金でございますが、7,350万円、これは一般会計補助金でございます。

目3の県補助金でございますが、県補助金7,000万円でございます。

目4の雑収益でございますが、2万9,000円でございます。

続きまして、18ページに移らせていただきます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、賃金でございますが、13万9,000円、備消耗品費でございますが、14万7,000円、光熱水費2万3,000円、通信運搬費44万1,000円、委託料3,022万7,000円、手数料17万5,000円、修繕費178万5,000円、動力費730万8,000円、薬品費247万6,000円、材料費17万8,000円、受水費1億7,753万9,000円。

目 2 の配水及び給水費でございますが、給料491万2,000円、手当230万7,000円、法定福利費229万5,000円、備消耗品費でございますが、10万円、通信運搬費 9 万1,000円、賃借料26万6,000円、修繕費553万9,000円、路面復旧費268万円、動力費315万円、材料費78万1,000円。

目 3 総係費でございますが、給料1,806万5,000円、手当841万1,000円、報酬 4 万4,000円、法定福利費856万3,000円、旅費4,000円。

続きまして、20ページに移ります。

備消耗品費20万3,000円、燃料費26万8,000円、印刷製本費30万1,000円、通信運搬費45万4,000円、委託料777万5,000円、手数料44万円、賃借料494万3,000円、修繕費18万6,000円、使用料 8 万9,000円、研修費 1 万円、公課費 3 万7,000円、会費負担金11万1,000円、保険料23万4,000円、雑費 2 万1,000円。

目の 4 でございますが、減価償却費 1 億1,318万2,000円でございます。これは有形固定資産減価償却費でございます。

目 5 資産減耗費でございますが、固定資産除却費325万6,000円、たな卸資産減耗費 1 万円。その他営業費用でございますが、材料売却原価でございますが、60万6,000円でございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息、企業利息でございますが、5,313万4,000円。

目 2 の雑支出でございますが、190万8,000円。

目 3 の消費税474万7,000円。

項 3 の特別損失、目 1 の過年度損益修正損280万円でございます。

項 4 の予備費につきましては40万円でございます。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと存じます。

資本的収入及び支出、収入でございますが、款 1 資本的収入、項 1 負担金、加入負担金でございますが、294万円でございます。

目 2 の工事負担金でございますが、60万円。

項 2 企業債、目 1 の企業債でございますが、1,800万円でございます。

支出の関係でございますが、23ページに移らせていただきます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設費、給料266万4,000円、手当182万円、法定福利費119万4,000円、委託料 5 万3,000円、使用料12万6,000円、材料費31万5,000円、工事請負費1,896万3,000円。

目 2 の固定資産取得費でございますが、量水器で272万1,000円でございます。

項2の企業債償還金でございますけれども、1億1,549万1,000円の支出でございます。

以上で平成22年度大多喜町水道事業会計の予算関係について説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 別冊になっております。議案第27号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算。

この予算につきましては、企業会計ということで、別冊ということでこういう様式になっておりますけれども、本部自体の運営には変更ございません。それと、大きな改修、修繕等は計上してございません。

（総則）

第1条 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人。

（2）年間利用予定者数、施設介護サービス2万8,000人、居宅介護サービス1,150人。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益2億9,582万4,000円、第1項営業収益2億9,572万2,000円、第2項営業外収益10万2,000円。

続きまして、2ページでございます。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用2億9,065万円、第1項営業費用2億8,914万9,000円、第2項営業外費用1,000円、第3項予備費150万円。

次に、（資本的支出）

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的支出額に対して不足する額254万6,000円については、当年度分損益勘定留保資金254万6,000円で補てんするものとする。）

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費254万6,000円。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ4,400万円及び900万円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,200万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
次、3ページでございます。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1億7,483万9,000円でございます。

それでは、次に17ページをお開き願いたいと思います。

積算基礎資料でございます。

収益的収入及び支出。

収入、1款特別養護老人ホーム事業収益、2項営業収益、1目介護報酬収益2億5,726万8,000円を見込みました。これは長期、短期入所の施設利用等でございます。

2目介護負担金収益3,845万4,000円を見込みました。これは入所者負担金でございます。

2項営業外収益10万2,000円、1目受取利息1,000円、2目寄附金1,000円、3目その他事業外収益10万円を見込みました。これは、実習生受け入れ金等でございます。

続きまして、18ページでございます。

支出、特別養護老人ホーム事業費用、1項営業費用、1目総務管理費1億8,185万9,000円、これは、節にもございますけれども、報酬、職員給料ほか健康診断委託料、パソコンの使用料、負担金、建物等の保険料等でございます。

次に、19ページでございます。

2目施設管理費2,788万3,000円、これは節8から20までございますけれども、消耗品、燃料費、手数料、修繕、各種の委託料、光熱費等の合計でございます。

3目居宅介護事業費331万3,000円、これは臨時職員等の給料等でございます。

4目施設介護事業費6,831万8,000円、これは嘱託医の報酬、あるいは介護用の賄い材料、

あと嘱託医の委託料、おむつ等の使用料でございます。

続いて20ページでございますけれども、5目減価償却費777万5,000円、これは有形固定資産の償却費等でございます。

6目資産減耗費、これは固定資産の除却損失ということで1,000円でございます。

2項営業外費用、1目雑支出1,000円を計上しました。

3項予備費、1目予備費150万円でございます。これは予備費として150万円計上してございます。

続きまして、21ページでございます。

資本的支出。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目設備整備費254万6,000円、これは工事請負費、備品購入、電気設備改修工事やベッド等の備品購入費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で議案第20号から議案第27号までの提案説明を終わります。

◎休会について

○議長（野村賢一君） お諮りします。

3月12日から3月14日及び3月16日は、議案調査及び休日が入るため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月14日及び3月16日は、議案調査及び休日が入るため休会することに決定しました。

なお、明日11日及び15日は、午前9時半から各常任委員会が開催されますので、ご了解願います。また最終日、3月17日は、午前10時より本会議を開きますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の会議は全部終了しました。

長時間ご苦労さまでした。本日の会議を閉じます。これにて散会します。

（午後 3時32分）

大 多 喜 町 第 1 回 定 例 会

(第 3 号)

平成22年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成22年3月17日（水）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	刈 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 僖 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	正 木 武 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	酒 井 太 門 君
教 育 長	田 中 啓 治 君	代表監査委員	秋 山 嘉 道 君
総 務 課 長	君 塚 良 信 君	企画商工観光課長	森 俊 郎 君
税務住民課長	菅 野 克 則 君	健康福祉課長 子育て支援室長	花 崎 喜 好 君
建設課長 環境生活室長 水道室長	浅 野 芳 丈 君	農 林 課 長	岩 瀬 鋭 夫 君
教 育 課 長	渡 辺 嘉 昭 君	自動車学校長	中 村 勇 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 朋 美	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程（第3号）

日程第 1 議案第20号 平成22年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）

- 日程第 2 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度大多喜町老人保健特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 追加日程第 1 議案第 2 8 号 大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

なお、教育長に当たってはほかの公務のため、午前中の会議を欠席する旨の報告がありました。

また、事務局職員による議場内での写真撮影を許可します。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

（午前10時00分）

◎議案第20号から議案第27号までの質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第1、議案第20号から日程第8、議案第27号までの平成22年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっておりますので、3月10日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る細部説明書などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、平成22年度の各歳入歳出予算書により質疑されるようお願いします。なお、質疑の際は予算書のページを示していただくとともに、質疑に当たっては議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願います。

日程第1、議案第20号 平成22年度大多喜町一般会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番江澤さん。

○3番（江澤勝美君） では、私のほうから1点だけお尋ねをさせていただきます。

予算書の45ページ、節15工事請負費 3億6,061万6,000円、これは庁舎建設に係る解体工事、あるいは耐震補強工事等で、2年間の継続事業ということで予算書に出ておりましたけれども、私はちょっと心配することが1点あるんですけれども、数字は別といたしまして、本来、町長の諮問機関であります庁舎建設検討委員会で、今までいろいろ検討をされてまいりまし

た。説明によりますと、まだ庁舎建設検討委員会の承認等も得ていないということで、明日、建設検討委員会を開くということでありますけれども、私の考え方として、本来なら諮問機関のほうで先に承認をいただいてから、議会にかけろべきではなかろうかと思います。議会でこれを先に仮に可決した場合に、諮問機関としての効力がなくなるんじゃないかという懸念があります。その点、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） この件に関しては、ほかの質問者ございますか。

4 番小高君。どうぞ。

○4 番（小高芳一君） 庁舎のこの問題について私のほうは、今回 3 億 6,061 万 6,000 円の内訳をお聞きしたいと思います。撤去・移転工事費、これが幾らなのか。建物解体撤去工事、これが幾らでしょうか。庁舎の耐震補強増改築の工事、これが幾らなのでしょう。

それから、来年度にまたがっての工事ということでありますけれども、新しく建てる庁舎と耐震補強をするこちらの庁舎のほうを一括して入札するというようなことでありましたけれども、この金額でそれは可能なんでありましようか。お願いをします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、江澤議員さんのほうの質問でございますが、ご案内のように、庁舎の建設に当たりましては検討委員会を設置して、何度となくいろいろ協議してきております。これは、最終が明日の会議があるというふうに言われましたけれども、そのとおりとなっております。

庁舎の関係につきまして、庁舎の建設基金の中で庁舎を建設、対応していこうという当初からの考え方もございました。確かにもう少し早くして、検討委員会の意見も最終を通った段階で本来すべきかもしれませんが、これは我々といたしましても、十分内容を詰めて、検討委員会でも問題がないようにということで、予定よりかなり期間が長くなったことも確かにあります。そういうことも踏まえまして、予算内、基金の範囲内ということで当初から進めてきておりますので、それはそのようなことで、ほぼ検討委員会のほうも決定をしておりまして、最後の調整ということになりますので、議会で議決をして問題ないかということのご質問ですけれども、現状では問題はないのかなというふうに思っております。そしてまた、最終的には、決定した段階では皆様方にはご報告するような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

それと、小高議員の質問を続けて……。

○議長（野村賢一君） はい。

○総務課長（君塚良信君） 内容で、一括の入札ということで当初から考えております。これは、いわゆる既存の建物と増築棟が一括でということによろしいのかということなんですけれども、一応これは1つの設計の中ですから、継続費の中でもこれは一括してやっていこうという考え方でおります。

そして、今、中身の話をしていただきましたけれども、3億6,000万のほうのことで予算を組ませていただいておりますけれども、一応これの関係につきましては、本体工事と撤去工事も入っております。撤去工事のほうは一応480万円ほどで、今ある、裏に水防倉庫となっておりますけれども、その解体、あるいはオフトーク室の解体、これを含めて、建物に支障のないところの撤去工事ということでございまして、それらのものを含めまして、ことしは45ページに上げております約3億6,000万ですね。そちらのほうを予定させていただいております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 一括ということであると、この金額では当然足りないのではないですか。入札をいつ行うかわかりませんが、この予算で一括でやるということなんですか。それで、設計金額がまだ出ていないと思うんですけれども、設計書はこれからというような話でありましたので、設計書なり仕様書が本来であれば出てきて、そこから初めて議会にかけて予算を計上して、それを審議するというのが本来の姿であると思うんですけれども、大ざっぱにこの金額でいいだろうというようなことではまずいのではないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今の質問でございしますが、一括でこの予算では足りないのではないかと考えておりますけれども、それは全体とすれば足りません。そのために、9ページのほうに継続費というものを組ませていただいております。この継続費というものは、やはり承認をいただくとすれば、22年度と23年度、これを設計は一括してということになります。それで、平成22年度の分が、先ほど申し上げた予算のほうの関連になりまして、23年度につきましては、4億4,000何がしということで考えております。全体の比率からしますと四十五、六%が今年度のほうの予算で執行させていただくと。もちろん、この継続の承認がいただければ、それは全体で契約という形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 3回目です、4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 一括して入札をするのではないんですか。この分は別々に入札をするという意味合いですか、継続を来年度にまたがってやるということは。こちらの耐震補強と新庁舎というか、新しくできるほうと別々に入札をかけるという。本来だったら当然8億の設計金額が両方出て、その中で入札をするということではないということなんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 一括してやるということは、22年度分、23年度分のこちらのほうの補強分と増築分、これは一括して設計ができ上がった時点で入札をかけていくということと考えております。ですから、入札はいつごろになるかということまでちょっとお答えできませんけれども、これは設計が上がった時点で、総額でこちらの既存棟と増築棟は一括して入札をかけるということでご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 質問します。

当初、これはインターネットで大多喜町庁舎建設設計業務プロポーザル募集要項ということで、これに書いてあるのは、建物の限度額は改修及び増築を合わせて7億円ということで、こううたってあります。それで、今これを見ると8億1,724万7,000円、この7億のほかには外構工事は含みませんとありますが、何か設計変更して、建て平米というんですか、大分ふえたということで、その辺の差額とかあるからふえたかと思うんですが、建物は当初インターネットでいった7億でおさまるんですか、新築棟、改築棟合わせて一括で。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 確かにプロポーザルではそのようなお願いをして、プロポーザルの時点ではそのとおりお願いをしております。ただ、検討委員会等でいろいろ検討した中で面積がふえております。それはどういうところかといいますと、役場の職員のロッカー室とか休憩室、食堂等も、そういうものが主にふえております。委員の皆さんからどうしてもそういうものは設置したほうがいいのではないかということで、その分で面積的には、千葉学という設計事務所なんですけれども、それを出していただいたときから約340平米ほど、そういうものが増になっております。

多分、当初でありますと、一部2階部分になっておりますけれども、2階部分はほとんど

防災の関係の部屋とか等で、そういうものが少なくなっておりましたけれども、やはり、そういう要望をいただいた中でふえていきますので、その分が、そういうものがふえていくことにならざるを得ないのかなというふうに考えております。先生といいますか、設計者ともいろいろ協議をしているんですけれども、やはりふえたものは、できるだけテラス等かなんかはとったり、要らないものから詰めておりますけれども、やはり増の部分は先生も非常に苦勞されておまして、何回もやりとりして当初の目的どおりに落としていただこうとしているんですけれども、その分はどうしても、先生といいますか、設計者のほうも非常に厳しいと。そういう中で、設計費とか設計監理費まで落としてでも、そういうふうに良心的に非常にやっつけていただいている方で、やはり普通の設計者とはまた違って、皆さんの意見を非常によく聞いて取り入れてくれるという、何かそういう誠意も非常に感じておりますので、そのふえた部分については今協議をしておりますけれども、それは若干のプラスをさせていただくことになろうかと思えます。

最終的には、基金の中で外構等も含めて、裏のプレハブが2つ、庁舎がありますけれども、そういうものは除いて、できるだけ事務機器なんかも減らして、その予算の中でおさめていこうという考え方でおまして、やはりこの庁舎も建築学会賞もとっているということもありますので、できるだけ華美にはしないで、削れるものは削っておりますけれども、何回となく協議をさせていただいておる段階では、ふえた分については我々としてもある程度はやむを得ないんじゃないかというふうな考え方をしております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番正木さん。

○11番（正木 武君） 先ほどの小高さんの質問に対して、2年度にわたって8億ですよ。

それで、一括で入札するのに何で2年間の予算でやるのかちょっとわからないんですよ。

それなら、初めから8億なら8億で出すべきではないですか。どういう意味があるんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 予算の関係につきましては、財政の単年度主義という予算がございます。単年度でその処理をするという。それ以上またがる場合は、継続費とか債務負担行為とか、そういうものをもって、例えば、債務負担行為なんかは既に予算が約束できるわけですよ。その債務負担行為とか継続費ということで承認をいただけるのであれば、それはその予算をことはできなくても、次の年には必ず確保するという原則がありますので、それ

で、庁舎の今回の建設に当たっては、非常に効率性を考えて、例えば、普通ですとどこかにプレハブ庁舎をつくったりなんかする関係等をしないように、まず、裏に増築部分を先にやって、それはだから22年度に実施して、それで、それができ上がったら、とりあえずこちらに今入って事務をしているものを増築棟のほうに移して、それから、次の年は、23年度についてはこちらを耐震補強と改修をしていくという2段階で、どうしても2年にわたりますので、そういうことで継続費がいただければ、予算も確保したものと判断いただくような今の会計の制度ですね。そういうことになりますので、そのようにさせていただいておりますが。

○議長（野村賢一君） ほかに。

11番正木さん。

○11番（正木 武君） 江澤さんの質問に対しても、言いわけのような話をしているわけですよね。今回、議員にも最後の話をしなくて予算を計上したんですから、総務課長としては、いや大変申しわけなかったという言葉はあってもしかるべきではないのかと思うんですけれども、いかかですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 確かにそういうことで、延長といいますか、いろんな検討委員会の結果等が大変何回か多くなりましたので、延びてきて、皆さん方にご迷惑をかけている点につきましては、本当に申しわけなく思っております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） もう一度確認しますが、当初は外構工事は含まなくて7億ということであって、2か年で今8億1,724万7,000円ということで、これは設計変更等、外構工事等含んでおるか、その点と、もう一点、ちょうど庁舎の裏にタワーがありますよね。それは残すんですか、それとも壊すんですか、その辺2点。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、全体的なものは、庁舎以外にも8億1,000幾らというのは、外構工事とか建物の撤去、あるいは設計監理費、設計費等、それとか事務室のレイアウトとか、裏に木のある伐採するものとか、そういうものを含めた総額ということで、それは超えないような形で入れていこうと。ほかの市町村から比べれば、例えば長柄あたりと比べれば、半分以下のものでおさめているということもご理解いただければというふうに考えております。

それで、タワーはどうするんだということではありますが、タワーにつきましては、この庁舎ができた後に町内の皆さんに時報といいますか、時を知らせることでチャイムを流す予定でやっていたんだと思うんですね。そのチャイムについては、それはやっている間に何か周辺の人からうるさいという苦情もあって、今やめているんですけども、その関係については、1つは記念でありますので、その建物の調査費もこの中に含めさせていただいて、それが耐震に耐えられるようであれば、それは使って、景観も配慮していくという形で考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 予算案21ページの農地有効利用支援整備事業負担金とあります。この事業の内容について教えてください。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 21ページの農地有効利用支援整備事業はどういうものかということでございますけれども、この事業は、農業水利施設等の老朽化によりまして、営農を継続することがなかなか難しいと、そういうものが見込まれる場合、そういうものによって耕作ができない、あるいは耕作放棄地なんかの発生を未然に防止するという観点から、このような施設の整備・補修について経済対策により実施するというものであります。これは21年度からの事業でございまして、当面23年度までというふうになっております。

それで、実施できる事業については、農業水利施設等の老朽化によるもの、あるいは暗渠排水、地下かんがい施設等、このような設備の整備でございます。それで、この事業を大多喜のどこでやるかといいますと、一応高谷地区を予定しております。これは排水路整備でございます。延長にしまして28メートルほど予定しております。

それで、実は、いろいろこれは事情がございまして、21年度に2か所申請をしました。それで、当初たしか9月の補正で予算をいただいたと思うんですけども、1か所は採択になったんですけども、この高谷地区は落とされてしまったということもございまして、22年度予算に計上させていただいたんですが、つい2月ごろになりまして、その予算がつくよということがございました。それで、急遽、予算もまだ減額補正しておりませんでしたので、そのまま残ってございましたので、21年度事業でこの高谷地区を実施することにいたしました。既にもう22年度予算に計上してございましたので、この22年度予算については、21年度予算

で実施しますので、減額補正をしたいなというふうに考えております。事業内容としては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 自己負担率はどのくらいですか。負担金として上がっているわけですから。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 自己負担率ですけれども、これは21年度からの事業でございますので、特に決めはございませんでした。それで、国の補助が55%、今までの補助率の例とかがみまして、町で補助残の10%を見るということに決済をいただきました。それで、ですから地元負担としては40.5%が地元負担ということになります。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 36ページにいきます。

雑入ですが、バイオディーゼル燃料の販売収入が10万円になっています。これは補正予算でも少し扱ったんですけれども、バイオディーゼル燃料、年々しりすぼみ的に減少しているのではないかという気がするんですね。それで、これが導入されたとき、早稲田大学の先生がコンサルタントで来ていて、地球温暖化対策自然エネルギー啓蒙のためということで、嫌がるいすみ鉄道にお金を出してまで使えるように改修を加えて、これを導入したいきさつがあると思うんです。

それで、地球温暖化対策というのは本当にもう道楽の段階ではなくて、私たちの地球のやはり存亡をかけてきているのが実態だと思うんです。それで、今後このバイオディーゼル燃料についてもそうですけれども、地球温暖化対策そのものについて、町としてはどのようにして取り組み、住民に浸透させていくのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 今後のバイオを含めて、地球温暖化に対しての関係をどうしていくのかというご質問でございますけれども、その当時のバイオディーゼルの燃料の販売につきましては、それからちょっと入らせていただきたいと存じますけれども、現在は、ご承知のとおり、いすみ鉄道のためのバイオディーゼル燃料の販売については行っておるという

状況でございます。先ほどの一番最初のしりつぼみになっているということでお尋ねがありましたけれども、これについては、現在はいすみ鉄道のみということでお話を申し上げたんですけれども、昨年度の1月ごろにBDFが原因かどうか分かりませんが、車両に不具合が生じたということで、冬季、11月から3月ですね、その期間については車両に支障が出る恐れがあるということで使用を控えていきたいということでの申し出がございましたので、それで販売をしなかったという状況でございます。ちなみに20年度の販売量が2,980リットル、22万4,000円でございます。現在の21年度の販売量でございますが、2,200リットル、9万5,000円という、現在までの量でございますが、そういった状況でございます。これについては、設置業者により、いすみ鉄道により原因の究明を行っておりますけれども、これが解決されれば使用量も増えていくのではなかろうかということで考えております。

また、いすみ鉄道の車両更新により使用できなくなるということで考えられますけれども、今後はボイラー等、これは重油を使用しているものでございますけれども、そういったところに、施設にて使用が可能かどうか調査して、多岐における利用先の確保を検討してまいりたいということでございます。今後の関係ということでのものにつきましては、重油というのは結構使っておりますので、そういったことで地球に優しい対策ということで、そういった多岐にわたる使用範囲、その辺を見つけていきたいというふうに考えております。

今後の取り組みとしてもう一点、ごみとして排出される廃食油を精製してBDFとして使用しているんですけれども、ごみの減量、再資源化等、CO₂削減による温暖化防止等の意識高揚に現時点でも役立っておるのではなかろうかと思えます。そういったことでございますので、今後とも引き続きそういったことを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 150ページの特定健康診査等事業費のところなんですけれども、このところで、節12委託料、特定健康診査委託料が918万1,000円計上されておりますけれども、平成20年度の予算書を見ますと……。

○議長（野村賢一君） 藤平さん、大変恐縮でございます。

これは一般会計、科目が違うんじゃないですかね、150ページだと。

○10番（藤平美智子君） ごめんなさい。間違えました、次にします。

○議長（野村賢一君） この次です。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 地球温暖化対策に戻ります。

温暖化対策というのは、B D F だけではない。それで、最近言われてきているのは、やはり林業、バイオマス燃料の利用ということが改めてクローズアップされていると思うんですね。それで、啓蒙として B D F を使う、それを官庁で使うということではなくて、やはり町民に働きかけていくことが大切だし、私はここで利益を上げろとか、そういうふうに思っているわけではありません。それで、産業とも結びついて、大多喜町の温暖化対策の方向として、林業、間伐材を利用した、そういうものを取り入れていくというような方向はないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 林業の間伐材を利用したバイオマス、これが地球温暖化のほうに役立つのではないかとということのご質問でございますけれども、現在、とられております関係で、林業の間伐材のチップ化ですね。そういったものをやっているということは伺っております。ただ、それが効果的にあらわれているかという関係も、ちょっと私どものほうで研究が足りないというところがございます。そういったことでございますので、先ほど申し上げたバイオディーゼルの関係で、重油というものは結構いろんな形で使われております。そのかわりになるかどうか、あるいはいろんな固形という形になりますと、かなり燃焼の器、そういったものが特殊なものになる可能性もございます。そういったことで、効果的に使えるかどうか、そういったことも含めてちょっと研究をしてみたいということで考えております。今後、そういったことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） 47 ページの一番上なんですが、地方バス路線対策補助ということで掲げてあるんですが、路線バス対策ということであれば、私もわかるんですが、地方バス路線ということは、高速バスなどを含めた中での補助金ということになりますか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいま志関議員のご質問でございますが、47ページの一番上の地方バス路線対策補助金722万4,000円の額の使い道というか、どこに補助金を出しているかということでございますが、これにつきましては、本町を走っております小湊バスへの補助金でございます。なお、路線につきましては、中野から溪谷線、それから栗又、それと中野から弓木、平沢、宇筒原を経由してまた中野に帰ってくる、いわゆる学校の統合のときの措置ということで走らせた路線、それと、中野から筒森、ここを走る路線、これが4路線でございます。いわゆる一般的には、簡単に言ってしまうと赤字の補てんというような形の補助金でございます。

もう一方では、大多喜から一宮に走っているバスがございます。これにつきましては、一宮町と陸沢町、大多喜町、この3町によって、それぞれ小湊鉄道に赤字分の補助金を計上しているということでございます。なお、最初に言った額は630万、一宮線が92万4,000円、合わせまして722万4,000円の補助金でございます。

以上でございます。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） すごく細かいことなんですが、43ページ、文書広報費の中で、需用費、印刷製本費が342万円計上されています。協議会のときには、町勢要覧だとか広報一月4,200部とか、町長への手紙の費用だということが言われましたけれども、こちらのいただいた概要のほうを見ますと、概要の9ページで広報おたき発行事業として本年度事業費が467万円計上されています。何か数字が合わないんですけれども、実際はどうなんでしょうか。私が協議会のときに聞き間違ったのかもしれませんが。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいま野中議員さんのご質問でございますが、43ページの目2文書広報費、そのうちの節11需用費の一番下に印刷製本費ということで342万円の額を上げてあります。これは、まず、広報おたきが163万円、町長への手紙が4万8,000円、あと町勢要覧がありまして、これが175万円の予算計上ということで、合わせて342万円という額でございます。

（「わかりました。ホームページの更新なんかがね、了解」の声あり）

○企画商工観光課長（森 俊郎君） あと、ホームページの更新業務委託費がありますので、

それを合わせての467万3,000円の本年度事業費になります。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 同じく43ページですけれども、財政管理費というのがあります。財政管理費って一体何なんですか。内容を説明してください。

それで、ついでなんですけれども、これを見ますと、丸々パソコン関連費なんです。ことしは1,051万計上されています。20年度と21年度はほとんど同額で714万できています。維持管理費だと思いますが、それで、714万というお金はベテラン職員1人の人件費、中堅職員の人件費に匹敵するのではないのでしょうか。パソコンでやることによって、人間がする以上の仕事をしているのでしょうか。パソコンというか、電算関係費というのは、本町ではすごく大きいと思うんです。それで、人間がやれることであれば、地域の雇用を確保するという意味で、できるだけ人間の力でやれるといいなという思いがありまして、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、43ページの財政管理費はどんなものか、何かということでございますが、これはいわゆる財政関係の仕事をする、処理するものの経費です。ですから、予算書を使ったり、財政のシステムのパソコンであったり、そういう類のものの、いわゆる財政関係の経費でございます。ベテラン職員1人分の人件費に匹敵するところもあるんじゃないかというふうなことを言われておりますけれども、このパソコンの関係につきましては、我々も導入する際に、人件費との比較等というのは常に頭の中に入れておるわけでありまして、2通りの考え方を持っております。

1 つは、大量に処理したり、大量に事務を処理するのに非常に効果を発揮するものでありますので、そういうものに関しては、人以上の仕事は、かなりの仕事はするというふうに考えております。そういうところであれば、経費は削減できるかもしれませんが、今回のふえたものは、いわゆる財政健全化法の対応ということで、これは夕張市が財政破綻をしたときの関連から、財政を健全化にしていこうということで、新しい会計制度の導入をするものでございまして、これは、公有財産につきましても企業並みに現在の資産の評価とかを把握するのに、貸借対照表、行政コストの計算書とか資金の収支計算書、そういう類のものを整備するものでありまして、これは23年の秋、あるいは22年の後半からそういうものを導

入していかなければならないという経費でございまして、いわゆる新しい仕事の分野というふうになります。そういうこともありまして、今回の関係に関しては、これは時代の要請といたしますか、どこでも同じような、全国的に処理をして財政の状況がどうあるかというのを瞬時にわかるようなことで、導入するものとなっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 60ページ、老人福祉のところですが、外出支援サービスが今年度は1,146万円計上されています。前年比でいうと170万の増額です。それで、ここへきて100万単位、200万単位ぐらいで毎年費用がかかっています。利用者があるというのはいいことなんですけれども、これは巡回バスのかわり、高齢者の足を確保するということなんですけれども、1人1台タクシー対応でやれば、確かに便利なのですが、際限なくお金がかかると思うんです。費用対効果というようなことを考えたときに、何らかの対策をとる必要があるのではないかと。公共交通的な側面を補うということであれば、公共交通としての対策がもう必要ではないのかと思うのですけれども、いかが考えられているでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） その件につきましては、12月定例会の補正予算のときにもお話ししましたがけれども、現状の福祉サービスの中で行っておりますこの外出支援でございますが、そのときもお話ししましたがけれども、玄関先から買い物なり病院なりに行く、その玄関先までの利用というふうなことで、この福祉が後退するというふうなことは、後退させていくというのはなかなか今の時代難しいものがございまして、ましてこれから高齢者も議員さんのおっしゃるとおりふえてきますので、この利用者はますますふえるのであらうと予測はしております。

しかしながら、この制度を何らかの形で変えてやっていくというのはなかなか難しいところがございまして。従前の提案で、相乗りとかというお話もいただいております。それは利用者の考え方もありますけれども、できるだけ我々は今後、ちょうど今、負担金を今回の初日の定例会のときに条例改正をさせていただきましたが、その負担金の額がちょうど鉄道、あるいはバスの料金とほぼ同じ額、中野から乗った場合とかを計算しますと、ほぼ同じ料金でございまして、できるだけバスの停留所までとか、老川の方だったら中野駅までとか、西畑の方だったら最寄りの駅までというふうな形でお願いをしていかざるを得ないのかなとい

うふうに今考えております。ほかにこれといって今の状況を打破するのは難しいのかなと。

巡回バス等の話もございますけれども、やはりある程度決まった時間に運行されてしまいますと、その人その人によって買い物の時間が違ったり、あるいは医者に行く時間等が違ったりというふうなこともございますので、その辺を考えると、現状の形が一番福祉的にはいいのかなというふうに考えていますので、できるだけこの額が上がらないような方法は、利用者等も含めて話し合いをしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 69ページの健康診査のところですけども、今年度の予算は625万円です。前年度336万円で2倍近い増額になっているんですけども、この内容について教えてください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 委託料の625万5,000円の件だと思うんですが、21年度当初予算の中では、妊婦さんの健康診査について5回まで補助をしておりました。それが、昨年の途中で9月補正をいただきましたけれども、10月から14回に回数がふえました。これは子育て支援とか、そういう面のことで国からの補助金もふえましたけれども、そういうことで、回数がふえたことによる増額でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 76ページ、農業関係ですけども、平沢ダムの管理委託料があります。今年度は92万円ですが、前年度131万円、これは年々減っていると思うんですね。だんだん管理の仕方も違ってきていると思うんですけども、どの程度の管理の内容なんでしょうか。それで、減額の理由も教えてください。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 平沢ダムの管理費の減の理由はということでございますけれども、平沢ダムについては千葉県森林組合市原支所に委託をしておまして、21年度は管理棟、それからダム周辺の見回りを毎日実施しておりました。それから、年2回の草刈り等も実施しております。そういうことでダムの管理をしてきております。新年度につきましては、この

見回りの部分を毎日実施したものから週2回に減らしました。主な理由は減らしたための減額でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 92ページに消防団のことがありますが、消防団の統合はどうなっているのでしょうか。私、町外の方に大多喜町は消防団を統合するんだってね、役場に2台消防自動車を置くんだってねというようなことを最近言われたんです。それで、かつて三、四年前に私はそれを要望したので、実現するのかなって思っているのですが、どうなっているのでしょうか。伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 消防団の統合の問題につきましては、議会からもご要望をいただいております。そのようなことも考慮いたしまして、統合の問題につきましては、平成20年12月11日だったかと思えますけれども、最初の日には検討委員会を組織して検討して、延べ5回ほど協議をいたしております。それで、これは町長の諮問機関でもありますので、その検討委員会で構成されておる人から、21年度、昨年の12月に委員会より町長のところに答申が出されております。この内容に沿って、答申のほうもいただいた内容で今後検討していくこととなりますけれども、ほぼ答申の内容に沿った形だと思っております。

それで、この答申につきましては、概要を申し上げますけれども、最近、消防団員が非常に少なくなっておるということもございまして、欠員に対しましては消防車両の機種変更といたしますか、手間のかからないというか、団員の少なくとも済むようなものにかえていく方法、あるいはまた消防団員の経験を持つ人による機能別の団員、こういう人の推進を図りながら、団員はできるだけ確保してまいりたいというふうに考えております。それで、もし団員の確保が困難な場合は、やはり区とか地域の方のご理解とかご意見を聞きながら、困難な場合については統合して対応していきたいというふうに考えております。

この消防団員につきましては、地域の防災のかなめとしておりますし、地域でも重要な交流といいますか、地域づくりにも非常に貢献をしていただく団体でもありますので、一度縮小してしまいますと、なかなか確保していくのも困難というふうに思っておりますので、十分そういうものを考慮いたしまして、消防の団員等、消防団とも十分協議をしながら進めていこうというところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 84ページにレンゲまつりの経費が計上されているんですが、レンゲまつりの予算530万は、22年度のレンゲまつり用の予算なのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいまの質問は、84ページの下から7行目の530万のレンゲまつり実行委員会補助金、これにつきましては、先般の総務文教常任委員会の席でもお話しいたしましたとおり、22年度をもって終了することで、レンゲまつり実行委員会に協議をいたしましたということで、大変議員の皆さん方にはおくれの報告となりましたけれども、そういうことで、レンゲまつり実行委員会に協議させていただきました。したがって、町といたしましてこれまで地域の皆さん、また議員の皆さん方にもいろいろご協力、ご支援をいただきまして、26回目ですか、開催いたしまして、22年度をもって終了というような形での最後の予算ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番小高さん。

○4 番（小高芳一君） 65ページです。

保健衛生費の国保国吉病院の負担金であります6,479万3,000円の内訳をお願いしたいと思います。今回あたりから建設の償還金が入っていると思われますけれども、その内訳をお願いしたいのと、わかれば、建設費については何年間の償還で総額幾らか。それから、今の国吉病院の経営状況といいますか、その辺はわかる範囲で結構でありますので、とりあえず負担金の内訳だけをお願いして、その先はわかるところで結構であります。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 国吉病院の負担金の6,479万3,000円の関係でございますが、通常の分ということで、大多喜町の負担率が13%で4,654万8,000円、建設分で大多喜町の負担分が15%、1,824万5,000円、それが内訳でございまして、細かい建設の償還の期限とか元金、そのものについてはちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきますが、これにつきましては、本来であれば財政担当課長とこの国吉病院の主幹、担当課長であります、そういう会議が催されるべきなんですが、国吉病院につきましては一切

そういう会議がございません。我々にもその辺のお知らせがございませんので、あくまでも負担金でこういう額を計上してくださいというふうなことしかございませんので、あとは、組合議員の皆さんがその辺をご承知かどうか分かりませんが、我々にはその細かいところはわからないことだけをちょっとお知らせしておきます。

それで、今新しくなった建設分につきましては、元金の償還はまだ始まっていません。あくまでもまだ利息分だけでございます。後ほど細かい数字はお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 先ほどと同じく84ページですけれども、大河ドラマ誘致補助金が70万ついております。活動内容について教えてください。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 野中議員さんのご質問の85ページの一番上になります大河ドラマ誘致実行委員会補助金70万ということで、どういう活動をするのかということでございますが、本年度、22年度につきましては、今考えているのは、いわゆる大多喜のふるさとの歴史、あるいは房総の小江戸を訪ねてというような、いわゆるチラシというか、パンフレットをつくろうという考え方でございます。

この使い方等につきましては、今後近隣の市町村、また訪れる観光客、あるいは千葉県への協力要請、あるいは国会議員さん方にもそういう協力要請をしていこうというふうに現在考えております。また、一番重要なのはNHKの本体に要望活動を展開したいというふうに考えておまして、主なものとすれば、パンフレットの作成費がその大部分を占めるかと思いますが、そういう活動を本年度は行っていくということです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時01分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（野村賢一君） 質疑を続けます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、先ほどの小高議員さんのご質問について、国吉病院の建設工事の関係についての答弁をさせていただきたいと思います。

建設の起債といいますが、借入金で18年から21年にかかりまして、全体で35億3,090万、建設工事分の借入れがございします。それ以外に20年度で医療費の備品購入で41億3,090万やはり借入れがございします。建設工事については、30年償還の5年据え置きとなっております。それで、先ほど申し上げましたけれども、18年からの借入れについてはまだ、再来年から償還が始まるということでございします。備品購入については、償還期限5年で1年据え置きというふうな形で、これについては元金の償還が始まっております。

大多喜町の負担金につきましては、先ほど通常分の13%で4,654万8,000円あるというふうな回答をさせていただきました。それにつきましては、この元金の償還が始まります23年度以降につきましては、かなり大多喜町の負担が上がってきてまして、一番ピークが平成25年が約7,700万ほど、この4,600万分が約7,700万ほどになってくるのが、今の状況で見ますと、かなり大多喜町の負担が高くなっていくと、そこが一番のピークということで回答とさせていただきますが、この通常分というのは、あくまでも企業債に係る償還分が通常分で、建設分というのが医療にかかわります器具ですとか、あるいは運営費の補助というようなものが建設分というふうになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 先ほどの大河ドラマ誘致の件に戻りますが、70万の活動内容は伺いました。これから先の見通しと、どのくらいの経費をかけるのか、これは経費全部没になる可能性もあるわけですね。伺いたいと思います。際限なくお金をかけられる問題ではないと思うので。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それに関して、何年でこの大河ドラマの誘致ができるかというのも結局定かではないんですが、いずれにしても、この誘致活動をやることで大多喜町の歴史等を広く周知をするというのが、まずねらいでございします。それで、あわせてそういう中から誘致につながればということで、例えば、米沢で行いました「天地人」につきましては約10年かかっております。それで、最終的には当然1つの町だけでは、市だけで

はできないということで、これは県、それも1県だけではなくて新潟県、福島県、山形県、この3県にまたがって誘致活動を当然行っております。

そういう中で、最終的にかけようと思いますが、どの程度かかるかは我々も予測はつきませんが、最終的にはそういったことで、千葉県あるいは愛知県とかそういった関係する県にも一緒に行動をともししていただいて、できるだけ経費は最小限に食いとめて進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 行政にとって経費が一番大事であって、町民にとってもね。どのくらいまでかけるのか、あるいはどのくらいで手を引くのか、そういうことについても一定程度の見通しを持っていただきたい。際限なく税金をつぎ込めることでもないような気がします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） そういったことを肝に銘じまして、そのあたりも実行委員会の中で十分に協議をしたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番藤平さん。

○10 番（藤平美智子君） 45ページ、庁舎建設に対してなんですけれども、工事請負費に対して、先ほどからいろいろなご意見が出ておりましたけれども、私として、町長としてはどのようなご意見を、またどのようなお考えをお持ちなのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますが、庁舎建設につきましてということでございますが、確かに先ほど来より多数の議員さんよりご質問をいただきました。その中で共通しておりますことは、やはり説明資料が大変不足しているということでございます。説明不足ということでございますが、その辺につきましては、言われたとおりではございます。大変申しわけないと思っております。従来、事前協議する段階で、全体的には詳細図面、あるいは仕様書、あるいは積算内訳等が提示されまして協議するのが一番よろしいかと思ひますが、その点で今回概要説明の中で進めたということでございますが、今後はこのようなことのないように進めてまいりたいと思ひます。

また、この庁舎建設につきまして、これから恐らく関係図書が提出されると思います。その中でまた再度ご協議願えればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 90ページ、土木だと思います。

設計業務委託料が534万、工事請負費4,390万、これは何の設計工事でしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） まず、90ページの設計業務委託料の534万5,000円の関係でございますが、1級町道の中でもちょっと線形が悪いというところが結構あるわけでございますが、その中でも中野大多喜線、このところが余りよくないということで、私どものほうで考えておるわけでございますが、この線形改良をやるに当たりまして、そちらの関係を西部田トンネルから紙敷橋の間の線形をどのようにやるのかという関係で、道路の予備設計をやる予定でございます。その内容のものでございます。

もう一点の工事請負費4,390万の内容でございますが、舗装新設工事2路線でございますが、これは大戸中台線、それと小土呂中ノ台名杉線、この2路線でございます。それと、道路改良工事につきましては4路線ございまして、筒森の小倉野線、田丁後宿線、それから中野大多喜線、これは先ほど申し上げたのとは違う場所でございます。それと、大多喜高校線、この4路線を予定しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 92ページに戸建て住宅耐震診断費用補助40万があります。この補助事業の内容についてお願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 戸建て住宅の耐震診断費用の補助金の内容についてということでございますが、国のほうの施策におきましても、耐震関係、これがかなり重要視されてきているという状況でございます。それで、我が町も耐震診断、それに対して補助をしていきたいというものでございます。それに当たりましては、40万円ということでありますが、これ

については10戸分を予定しております。国の補助と県の補助、それと町の補助を合わせまして4万円ということで、上限になっております。それで、国が2分の1、4万円ということの2分の1でございますが、2万円ですね。それから、県が1万円、町が1万円ということで補助を予定しております。

ほかの市町村の状況を見ますと、こういった耐震診断の補助金については行われているところが多くあるわけでございますが、余り使われていないというのが実態にあるということでございまして、とりあえず10件ということで、もし足りない場合につきましては、補正をさせていただくということで考えて、内ばに見させていただいて10件ということで考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 補助率とか申請とかそういうようなことも教えていただきたいと思います。条件。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 条件については、一般の住宅ということであろうかと思います。

また、耐震改修関係が今後考えられるわけでございますが、その場合につきましては、戸建て住宅であるとか、建築物のマンション等も対象になるということでございますが、こういったものも含めてということであろうかと思います。

それで、補助関係の申請でございますが、私どものほうに申請書の様式等をそろえてございますので、それを用いて提出していただいて、やっていただくというような形になろうかと思います。詳しい形については、私どものほうに来ていただいて申請内容をご確認いただいたほうが間違いないと思いますので、そのような内容でお答えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 確認ですが、条件としては個人の戸建て住宅、マンションが対象になるということと、それから、1戸に対して4万円が出ると。どんな診断、かかった費用が幾らであろうとも1戸当たり4万円ですと。要するに何%ということではなくてというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 住宅には大きいものもありますし、小さいものもあるわけですが、4万円を上限ということでございます。ですから、大きい小さいはあれしていませんけれども、いずれにしても4万円を上限ということでお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 94ページ、防災会議というのがあるんですけども、災害対策費の中の報酬で、防災会議委員の報酬4人分で2万5,000円計上されております。同じように、同じ欄に国民保護協議会委員の報酬も同額計上されておりますが、この2つの会議、協議会についての説明をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、町の防災のほうの関係ですね。防災会議委員報酬、これは災害対策基本法に基づいて設置される組織であります。特に、主にどういうことをやっているかという所掌事務につきましては、地域防災計画というのがありますけれども、この作成とその実施を推進することになっております。会長が町長でそのほか25名以内の委員で構成されておまして、この計画の策定につきましては、20年3月に終了しておまして、会議等については特別変更とか問題がなければ開催をしない予定でございます。

それと、国民保護協議会ですね。こちらのほうの委員につきましては、これは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということがありまして、この法律に基づきまして市町村の区域にかかわる国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求めるために設置した措置でございます。これはやはり同じく会長は町長でございまして、16名以内ということで構成をされております。これは町長の諮問に応じまして、保護のための措置に関する重要事項を審議すること、あるいは国民保護計画がございしますが、これを作成の変更等、あるいは協議会等に諮問等の関係の会議となっておまして、この策定につきましては19年3月に策定をいたしております。やはりこれも必要がなければ会議は開催しないということになっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） この2つの会議について、今年度開催する予定があるのでしょうか、

ないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） これは先ほど申し上げましたけれども、特別何か変更とか、内容の変更とか、特に主なものがないのではないかというふうに、うちのほうから提案するものはございませんので、特に緊急の場合を除きましては会議はしない予定としております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 先ほどのNHKの大河ドラマの誘致の件について、一般町民から資料というか、調べたあれがあるので、ちょっとお話ししたいと思います。

町の図書館で忠勝に関する雑誌十数冊を借りて調べたら、本多忠勝は家康の武将ということで、徳川のために戦ったことのみが記載されていて、大多喜城の城主になって領民のためにいかに善政をしたかということについてはほとんどありませんと。大多喜を家康がつくらせたのは安房の里見氏に備えるためのものと言われ、大多喜城物語によりますと、毎日領内から2,000人余りの人夫を動員してとあります。いわゆる強制徴用で、こんなふうにして築いた城も余り必要と認められなくなると、ぶこつ一点張りの忠勝は無用のものとなり、江戸から遠い桑名に減封されたと……。

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。

何を質問する予定でいるのでしょうか。

○7番（吉野僖一君） その70万の予算をとったということで、それが無用なものにならなければいいかなということでもあります。

○議長（野村賢一君） それでは、答弁は、では企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 無用どころか、私たちは足りないんじゃないかなと思って。ということは、大変皆さん方も期待してしまして、これは果たして誘致がかなうかどうかという問題もありますけれども、誘致できる前にも宣伝しますので、それによってかなりのお客さんが大多喜に見えられると。それで、一般的に言われているのが、大多喜に本多忠勝がいたということ自体がよくわからないみたいですね。なぜ、あれだけの人物がこの大多喜の地に置かれたかということをよく言われます。それで、仕事ですから我々も当然気を引き締めて、無駄にならないようにこの予算は使わせていただきます。より効果が出るようにしたいと思います。今後ともひとつご支援いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 95ページの委託料で防災行政無線施設の保守委託料241万というのがあります。防災無線、朝6時20分になると目覚ましがわりにかかるのですが、私も大変当てにさせてはもらっているんですけども、余りにもぶこつすぎるといえるのか、ぶっきらぼう過ぎるといえるのか、町の宣伝塔としてはちょっともう一工夫、二工夫改善が必要ではないかと毎日思っております。それで、防災無線だから規制があつてと言いますが、町の顔、町の大きな住民とのパイプとして十分な機能を気持ちよく発揮するような研究が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の対応はどうなさるか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 確かにあの防災無線になってから、オフトークとかわってぶっきらぼうという表現をされましたけれども、簡潔に要点と内容を述べるようにして、確かに今の段階では時間は短くなっております。ただ、そんなことで何年か経過するわけですが、やはりそういう点は、一応総務課のほうには流してくださいという文書は来ますけれども、最初のうちはいろいろ手を加えたりなんかもしておりましたけれども、場合によっては簡単過ぎるものもあるのかなという感じはしております。その辺、各課から出していただくときにも、そのようなことも今後担当からの内容も見させていただきながら、できるだけ期待にこたえられるような形にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 110ページ、給食のところですけども、リサイクル処理委託料14万というのがあります。この内容について伺いたいと思います。そして、もう一つ、かなりの残飯が出るとは思いますが、その残飯はどのように処理をしているのかも伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 110ページの13節委託料、説明欄一番下のリサイクル処理委託料14万についてのお尋ねということでお答え申し上げます。

リサイクル処理委託料14万につきましては、学校給食用牛乳パック1回1,443人分になります。年間ですと192日計算で27万7,000パックになります。これにつきまして、牛乳の納入

業者であります千葉酪農に引き取っていただきまして、リサイクル処理をしていただいております。

また、給食用残渣処理についてのお尋ねでございますが、養鶏事業者、具体的には大多喜病院でございますが、下処理時の野菜類及び給食の残りの残渣類の一部につきまして提供してございます。他の残渣につきましては、いすみクリーンセンターにて処理を行いまして、段ボール類のリサイクルできるものにつきましては、大多喜町の環境センターに持ち込みをしております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

（「まだあります、あと1点」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 79ページに農林業振興協議会の補助金が625万ついております。内容について教えてください。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 79ページの林業振興費の中の農林業振興協議会補助金625万円ということでございます。これは、内容につきましては有害鳥獣対策の一環といたしまして、農林業振興協議会が実施をしております事業に対して補助をしているものでございます。事業の内容につきましては、電気さく、およそ5,800メートル、それから物理さくにつきましては2,800メートル、合計で約8,600メートルを予定しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

9番野口さん。

○9番（野口晴男君） 1点だけお願いします。

54ページの参議院議員選挙費なんですけれども、投票管理者等の報酬が77万3,000円、これが何名なのか。あと今後の形で、今8時が最終の投票時間ですけれども、7時から8時までの間で町で大体何割ぐらいの投票数があるのか。それと、その間に不在者投票があるので、投票日が大体日曜日で、今後町では7時ぐらいに最終ができるのかどうか、それをお聞きしたい。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず、投票管理者の数ということですよね。投票管理者の関係で、ちょっと数まで把握していなかったんですが、各投票所には必ずおりますので、そちらのほうの管理者に出すものと、これはあと期日前の投票にも出ていただきます。これは非常に期間が長くなっておりますので、そんな関係で額は多くはなっております。ちょっと申しわけありません、数はわかりませんのでそんな程度で。

それで、確かに期日前の投票の期間が非常に時間的に長くなっております。それが何割ぐらいかということなんですけれども、ちょっとそれを数値的に出したものはありませんけれども、余り多くはないというふうに判断しております。それでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 今の野口さんの質問に関して、もし仮に1時間短縮した場合に経費はどの程度浮くかどうか、その辺わかりましたら教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 1時間やりますと、これはたしか2週間近く、12日だったか、期間がありますので、1時間短縮しますと、ほとんどこれは時間外なんですね。それで、職員のほうは当然1時間短縮すれば、1時間分の時間外になりますので、それが幾らかとちょっとこの場で出すのは非常に難しいと思いますけれども、数は期日前の1回その日でもかなりの七、八人の数はおりますので、それに日数を掛けていって、時間外を掛ければ出ますけれども、ちょっとその辺は額までは申しわけありませんけれども。

○議長（野村賢一君） 9番野口さん。

○9番（野口晴男君） すみません。今、吉野議員さんが言ったのを私ちょっとそれを発言したかったなと思ったんですけれども、今後とも、もし不在者投票もあるんで、またひとつ考えていただければと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） 時間の短縮を8時までを7時までとか、そういうあれは町条例で選管のほうでこれはできるんですか、その辺。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） これは選挙管理委員会のほうの関連になりますけれども、やはり

国会議員ですね、参議院議員なんかの場合は、これは当然町のほうではできないわけですね。国の法律に基づいてやります。それで、それがあるとすれば、特殊な島とか数の少ないところとか、特別な事情がない限り、これは市町村で簡単に直すということはできない制度となっております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 先ほどの農林業振興協議会への補助金の件ですが、有害獣対策として、さくの補助に使っているということで、農地についてはかなり守られてきているのですが、最近、農地ではない、具体的に言いますと、林道ののり部分とか、これは完全に町有財産なのですが、そういうところへの被害が広がっているように思います。それで、これについて対策を考えているかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 農地以外の被害についてどうかということでございますけれども、特に林道関係が多いんだろうというふうに理解をしております。それで、今のところそういう被害も以前はそんな多くなかったものですから、具体的な対策としては、農林道については考えておりませんでした。それで、ここ21年度あたりから、そういう声も多くなってきましたので、基本的には、林道についてはその受益者が管理をすることになっておりますけれども、なかなかその辺も難しい部分も出てきておりますので、またイノシシの被害、シカの被害等々出てきている状況が多くなってきましたので、その辺の対策については、今後その受益者、あるいは町の中で考えていきたいなというふうに思っております。特に、今のところ具体的な対策としてはまだございません。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番藤平さん。

○10 番（藤平美智子君） 99ページ、プール浄化装置保守点検委託料8万4,000円、それと、同じく101ページ、プール浄化装置保守点検委託料、これは小・中だと思わなければならない、この点検方法をどのようにされるか。また、だれが立ち会でやられるのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。またこの業者がやられるか。3点について。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 大変恐縮ですが、お尋ねは99ページの13節委託料のプール浄化装置保守点検委託料8万4,000円でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育課長（渡辺嘉昭君） まず、その点につきまして、プール浄化装置保守点検委託料につきましては、現在、これは小学校費でございますので、大多喜小学校はプールは今稼働しておりません。大多喜小学校を除く4校の浄化装置の保守点検委託料でございます。それで、これにつきましては、申しわけございません、委託事業者についてちょっとメモしてきておりませんので、後ほどよろしいでしょうか。

あと、もう一点のほうでございますが、中学校のでしょうか。

（「すみません、声をもうちょっと大きく」の声あり）

○教育課長（渡辺嘉昭君） すみません。

それから、学校での立ち会いは基本的には教頭になるというふうに承知しております。

それともう一点は、中学校費のほうのプール浄化装置保守点検委託料、これにつきましては2万1,000円でございますが、西中のプールの点検でございます。やはり同じく業者につきましてはメモしてございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。それで、やはり基本的には学校での施設等の立ち会いにつきましては、教頭であるというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

○10番（藤平美智子君） すみません。後でしっかりと伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 特定ではありませんが、シルバー人材センターへの発注予定について、この予算案全体の中で、仕事の業種とどのくらいあるのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 私のほうの答弁になるかどうかわかりませんが、全体的な予算ということですので、私どもでわかる範囲で答えさせていただきます。

確かに高齢化になりまして、シルバー人材の重要性というのは十分認識をしております、昨年の秋に設立をされたということでございますので、町の予算の中でも対応できるものに

ついてはしていきたいというふうに考えております。

まず、海洋センターにあります野球場等のグラウンドの関係で39万4,000円、公民館の周辺の草刈りで2万7,000円、貯水槽の点検等で73万3,000円ですか。これといってシルバー人材センターに予定しているものは一応それだけですけれども、ちょっと人材センターもどのぐらいの陣容があつて、どの程度できるというのが十分な把握ができませんので、あとのものについては、十分協議をさせていただいた中で対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

特に、この関係につきましては、老人の雇用対策というのもありますし、また、基金のほうでも雇用対策の基金を積む予定をしておりますので、そういうことから考えますと、これは私自身の考え方でありまして、例えば、町なかにあります商い資料館等につきましては、いろんな財政の事情もあつて週、月・火だと思いましたがけれども、そういうふうに休んでおりましたので、お客がいっぱい来るときに、春とか秋にはこういう雇用の基金を取り崩してでも、そういうシルバー人材のほうに向けていければ、休みなしでやればいいのかという感じもしております。これからシルバー人材センターがどういうふうになっていくかということを見ながら、町のほうも予算的な対応はしていければいいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） シルバー人材センターに対しての住民からの、高齢者からの期待というのは大きいものがあると思います。それで、去年できるということでしたので、ちょうど1年前のこの議会でそれを見込んだ予算執行をしてくれという話をしました。そうしたら、そのときは清掃会社との契約をとりあえず半年にしてあるということで、それを聞いて、じゃ町の清掃業務についてはシルバー人材センターが請け負うという計画なのかなと実は思っておりました。それは喜ばしいことだと思うんです。ところが、今回ちらっと見たときに、シルバー人材センターの発注というのと、それから清掃委託というのが別なので、そうすると、清掃って大体前だと1,000万近いお金が清掃委託になっていたと思うんですね、全部これを合わせると。私が期待しているよりもずっと少ないと思うんです。

それで、今課長はシルバー人材センターの動向を見てと言うんですけれども、動向はどのくらいの仕事のとれるかということにかかっているのではないかなと思うんです。ですから、

積極的に清掃業務のようなものについては、人材センターを使うというような方針をとれたらいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） その関係につきましては私も十分承知しておりまして、新年度の予算を組む段階で、シルバー人材センターといいますか、向こうの社会福祉協議会の局長とも十分詰めさせていただいて、だから、それが清掃等になりますと毎日のところもありますし、本当にそこで大丈夫かなということも当然ありまして、これはどちらが先がわかりませんが、先ほども言いましたように、決めた以外にもそういうものが可能であれば、そういうことも配慮できるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、反対の立場から討論したいと思います。

政権が去年の8月に交代してから初めての当初予算ですが、反対の立場から討論いたします。

私ども日本共産党は、今の日本政治の現状を過渡的な情勢だととらえています。昨年8月の総選挙で、主権者国民は自民・公明政権への退場の審判を下しました。そして、同時に、政治の舞台に上がった民主党を中心とする政権も日本の政治が抱えている2つの異常、1つは異常なまでの対米従属、もう一つは異常なまでの大企業、財界の横暴な支配、この2つから抜け出す方向を定めるには至っていない。ここが過渡的だという特徴です。鳩山内閣の国民の願いを反映した前向きな要素と国民の利益に反する問題点が混在して、さらには、政治的には逆行の政策すら見られるという、この過渡的な性格はその反映にほかなりません。

私たちはこういう中にあって、あくまで国民、住民が主人公、この国民、住民の願いや要求が政権交代を実現させた力であり、これからもそこに依拠して過渡期中、国民が大切にされる政治を国民、住民とともに開いていこうと考えているものであります。

本町の22年度当初予算は、住民の願いや要求を実現する内容になっているのか。今、住民は2000年に始まった小泉内閣発足よりこの方、景気回復の明るい日の目を見ることなく、ますます深まり行く不況にあえいでいます。今、ついに政府はデフレ状態だということを認めざるを得ない状況に陥っています。

町民の収入、購買力を反映する町税の収入は21年度は前年度比で2.8%減に続き、ことしも2.1%減となっております。大幅な減収が予測されています。単に税金が減っているということではなく、税金を納める住民の収入はこの何十倍も減っているわけです。税金が、町税が減っているということは、とりもなおさず住民の暮らし向きが大変であることのあらわれだと言えるのではないのでしょうか。

したがって、22年度予算は町民の暮らしを支えるものであることがまず第一に求められています。この点で見ますと問題点だらけではありますが、子ども手当は当面歓迎したいと思いますし、中小企業経営改善資金等の利子補給制度が創設されました。町内の商工業者の営業を多少なりとも延命、支えることだと思います。また、昨年秋には要望してからほぼ12年ほど経りましたが、ようやく開設したシルバー人材センターへの発注、少ないのですが、今後考えていくという、先ほどの総務課長の答弁がありましたが、高齢者の生きがいと経済支援の場の確保として今後の利用増大を期待します。

予算案を見る第2の観点ですけれども、無駄はないかということです。住民が議員に託していることは、行政の無駄を省くことです。この点で問題だと思うことは、電算機関係の費用が非常に大きいことです。いつときIT政府だのIT何とかだの盛んに宣伝され、役場でもほとんどすべての課で電算化が行われていて、役場全体での電算関係の費用も億を超えるものと思われます。しかし、住民基本台帳など多大な費用を費やしながら、システムは不完全で、投資だけが先行し、維持費用も軽視できない額のものもあります。これについては初めから参加しない自治体が2つ、最近では名古屋市が脱退希望を表明していますが、ITに地方の小さい自治体は食われてしまいかねない不安は隠せません。対策を考えなければならないのではないのでしょうか。

また、利用者が年々ふえ、サービス内容も拡大し、住民の要望にこたえているものの費用負担も増大し続けている事業に外出支援サービスがあります。公共交通機関がわりのサービ

スとして導入され、タクシーが個人対応で2割で利用できるので、利用者はふえる一方ですけれども、公共交通として考えたとき、費用対効果としては疑問を抱かざるを得ません。周辺部の利用者の負担は大きいものになります。準公共交通機関として、安くてだれでも利用できる相乗り化やデマンドタクシー化など対策を求められながら放置していると思えるのは、問題ではないでしょうか。

第3点目は、行政が公平であるかという点です。公正であるか不公平はないかという点です。この世で全く平等、公平ということは皆無であろうとは思いますが、行政の場で不公平が認識されたら、直ちに是正されなければならないものだと思います。教育の場においては、特に求められているのではないのでしょうか。栗又以遠の中学生や公共交通機関のない通学距離4キロ以上の小学生の通学助成がことしの予算でも放置されました。対象は何人でもないから放置するのでしょうか。弱者、少数者を大切にする姿勢が求められるのではないのでしょうか。

本町は比較的健全財政だと言われていますが、全体的に見て、この戦後最大級の不況にあえぐ町民の暮らしを応援するのに十分にこの予算案が検討されたかどうかという点では、やはり疑問が残ります。

以上をもちまして反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） それでは、私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。

平成22年度一般会計予算規模は44億8,200万円であり、前年度に対し5億3,200万円の13.5%の増となっています。歳入面では依然厳しい経営状況の中、個人所得の減少、企業収益の急激な悪化等により、歳入の柱である町税は、住民税、法人税、固定資産税11億300万7,000円の2.1%の減に落ち込み、大変厳しい財政運営を強いられる状況下にあると思われます。

今年度は庁舎建設が予定され、繰入金は4億8,751万9,000円の196.9%になりましたが、これは庁舎建設基金の繰り入れであります。しかし、そのほかに財政調整基金、ふるさと創生基金、福祉基金、小中学校施設整備基金等が取り崩された、これはやむを得ない措置と思われれますが、基金も底をつきつつあります。今後、飯島町政のもと地域経済を活性化させる3つの柱、地場産業の育成、観光面の強化、企業誘致の推進等により、強力に財源確保をし

ていただきたく、大いに期待するところであります。

また、財産収入の2,500万3,000円、ふるさと納税の5万円が計上されていますが、これは
確実なところだと思いますけれども、民間ではさらに高い目標を掲げ、努力をして、これがノ
ルマとなり評価されるわけであります。予算計上しました収入以上のさらなる努力をお願い
したいと思います。

一方、歳出においては新規事業として庁舎建設がありますが、これは必要な事業でありま
すが、先ほどいろいろ意見等がありましたけれども、設計書なり、あるいは仕様書ができ上
がる前に予算計上するのは余りにもずさんと言わざるを得ません。しかし、町長の今後の対
応に協議するということにより、承認をしたいと思いますが、今後このようなことがないよ
うにお願いをしたいと思います。

その他新規の事業として、子ども手当の支給、戸籍の電算化、中小企業経営改善資金利子
補給の事業、乳幼児児童医療対策事業、継続事業として、子育ての支援や高齢者福祉、障害者
福祉、健康福祉事業、野生獣の対策、いすみ鉄道対策やバス対策等の100余りある計画は多
面的にきめ細かな配慮がされた施策であり、賛成するものであります。特に、子ども医療費
助成の拡充、光が見えてきたいすみ鉄道対策は大変評価をするものであります。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成22年度大多喜町一般会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号 平成22年度大多喜町一般会計予算は原案のとおり可決されまし
た。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

(午後 零時 08 分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

○議長（野村賢一君） 日程に入る前に、教育課長から発言を求められています。

教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 午前中、平成22年度一般会計歳出予算の質疑の中で、藤平議員から99ページ及び101ページのプール浄化装置保守点検業者、平成21年度の業者名につきましてお尋ねをいただきました。業者名及び所在を申し上げます。

東京都のトウスイ株式会社という会社でございます。21年度の業者名でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） それでは、日程に入りたいと思います。

日程第2、議案第21号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第22号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 保険料について伺います。

保険料については、軽減措置及び上限、課税にいろいろ手心が加えられていると思いますけれども、それぞれの軽減世帯、7割、5割、2割とありますし、それから、所得割のかからない家庭もありますし、上限があります。そういういろいろな区分があるのですが、区分ごとにどのくらいの保険料が集められているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） 国民健康保険税の保険税ということでございますけれども、平成22年度分につきましては、まだ算出が出ておりませんので、平成21年度の課税状況でお答えいたします。数字は平成22年3月1日現在のものです。

まず、軽減世帯ということでございますけれども、1世帯当たりの平等割、1人当たりの均等割を軽減するものでございますけれども、7割軽減が544世帯、該当者数が757人、軽減税額で2,656万7,100円。5割軽減が該当世帯110世帯、該当者数248人、軽減税額が514万1,500円。次に、2割軽減が242世帯、該当者数が483人、軽減税額が428万2,600円でございます。

次に、所得割課税世帯ということでございますけれども、世帯単位で算出しておりませんので、大変申しわけございませんけれども、所得割の課税者数でお答えをさせていただきます。課税者数2,114人、課税額1億8,513万6,061円、課税のもととなった所得額23億2,601万8,095円でございます。

次に、上限課税世帯ということでございますが、これにつきましては、限度超過課税世帯といいまして、医療分30世帯、超過額765万3,553円、限度額は47万円でございます。支援金分85世帯、超過額646万5,382円、限度額は12万円でございます。介護分27世帯、超過額が176万5,956円、限度額は10万円でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 150ページなんですけれども、午前中何か早とちりしてしまっ
間違ったんですけれども、特定健康診査委託料918万1,000円が、平成20年度985万7,000円が
計上されていましたが、今年度は67万6,000円の減額についてお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 減額の理由でございますけれども、特定健康診査の委託につ
きまして、21年度当初予算では個別診査を予定しておりました。実際のところ、個別診査を
やる方はいらっしゃいませんでした。健診をですね、個別でやる方がいらっしゃいません。
また、医療機関のほうに調整はしたんですが、医療機関でもなかなか個別を受けてくれるよ
うな医療機関がございませんでしたので、その分の予算が今回22年度予算では削りましたの
で、その分の差額でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） この中に、女性特有のがんである子宮頸がん、それと乳がん検診
の無料クーポン券も含まれていると思うんですけれども、その辺についてお伺いいたします。
それで、無料クーポン券を送付した人の人数とその受診率を伺います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） この検診の予算につきましては、国民健康保険の健康診査の
委託分でございますので、この予算の中には含まれておりません。先ほど可決をいただきま
した一般会計の予防費のがん検診の中にそれが含まれております。本年度予算の中ではがん
検診につきましては、今、藤平議員さんがおっしゃいました子宮頸がん、乳がん検診のクー
ポン分は当初予算では組んでおりません。なぜかと言いますと、国の方針が21年度の中ほど
で決まりまして、22年度はやるかやらないかはっきりしないということでしたが、ご婦人方
といたしますか、女性の方の意見で、5歳刻みでやっておりますので、単年度で実施しては意
味がないと。少なくとも5年を経過しないと一回りしないというふうなことでございますの
で、国のほうで再度それを協議し直しまして、2月になってから国の助成をするというふう
な方針が決まりましたので、本予算の中には含まれておりませんので、9月議会等で補正を
させていただいて対応する考えでございます。

該当者はたしか120名ぐらいいたと思います、5歳刻みですので。それで、実際の受診率

でございますけれども、受診率そのものは、病院で受診された方は1けた台でございました。
なぜかという、町のほうで集団で子宮がんの検診、あるいは乳がん検診を実施しておりますので、そちらのほうを実施されたことによるものだと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 2010年度は国の補助は2分の1になり、残りの2分の1は市町村の負担が求められる見通しということを聞いておりますけれども、今後の受診率向上を目指すための町の対応について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 受診率向上に向けましては、各個人に通知はしておりますので、対象年齢の方がちょうど勤労の忙しいといいますが、そういう年代の方でございますのでなかなか難しいんですが、各個人に通知をして、実際に集団検診、個別検診に来なかった方については再度連絡をして、こういうクーポンがあるので受診してくださいというようなことを2度、3度通知をして周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 150ページ、保健事業の特定健診の事業費が前年度比で110万減額になっております。特定健診については、思いのほか21年度は悪かったのではないかと思います。受診率向上のための対策というのはどうしているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 今のご質問につきましては、今回の定例会の補正予算のときにもお話をしましたが、バス等を利用して、こういう特定健診を受診してもらうというようなこともお話ししましたが、あとは、個別に周知をしてございますので、これ以上、あと広報といいますか、防災行政無線のお知らせ等とする予定でございますので、それ以外なかなか手がないのかなと。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から討論させていただきます。

私どもは、住民の願い実現の町政ということを念頭に考えております。それで、大多喜町住民の町政に望むことのトップ2というのは、国民健康保険を下げてほしい、高過ぎる水道料金を下げてくださいというものであります。

それで、国民健康保険の引き下げは住民の切実な願いです。国民健康保険料というのは私たち住民から見ると、医療費に加えて後期高齢者や介護保険への支援分も含みますから、大変な負担になります。それで、先ほど伺いましたけれども、所得の高い方と、それから所得の低い方に対しては、上限と軽減があるのですが、その中間層については所得の大体10%前後の保険料が課せられています。これは大変な保険料率だと思われます。

それで、この負担軽減が大多喜町ではとられていません。隣のいすみ市では、一般会計から1億を超える繰り入れで住民の負担軽減を図っています。財政的な数字では本町のほうがすぐれていると思うのですが、住民の暮らしを支えるという姿勢の点では、残念ながら本町ではまだまだと言わざるを得ません。

2 点目ですけれども、保険料を引き下げるには医療費を少なくすることですが、そのためには予防と早期発見、早期治療を周知徹底させることと、その予防の場を保障することです。健康教室など先進的な取り組みも進んでいますが、なかなか浸透していかないというのが現状ではないでしょうか。健康でありたいというのは万人の願いです。保険料の引き下げとともに、全力を尽くして、病気の予防と早期発見、早期治療の考え方を周知させるということに取り組んでいただきたいと思います。

3 点目ですけれども、今、この大変な不況の中で、医療費の窓口負担が困難な方が必ずいます。ある医療機関の方なんですけれども、法律相談を受けたいと。それで、何だと言ったら、医療費未支払いの人に対してどういうふうにやればいいのだという内容でした。

本町では、国民健康保険法44条、医療費の窓口一部負担を減免することができるという条項ですが、それを条例化していないと思われます。それで、医療費の窓口負担の軽減・免除については、住民、医療機関双方にとって今求められている重要課題だと思います。これを

行わないというのは、法の不履行ですし、行政の責任放棄と言われても仕方ありません。
早急に、法44条を条例化して、大多喜町の住民であれば誰もが安心して十分な医療が施してもらえる、医療機関にすれば施せる、そういうまちづくりをしていただきたいと思います、以上3点の理由で反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 以上で反対者の討論を終わります。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 大多喜町国民健康保険特別会計予算、賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について。

平成22年度の国民健康保険特別会計予算につきましては、国民健康保険の目的であります病気やけがをしたときに、安心して医療を受けることができるようにみんなで助け合う制度であり、現行の医療、介護分に加え、後期高齢者医療制度への支援金も適正に計上されておると思います。保険給付費等についても高度化する医療による医療費の増嵩など厳しさを増す中、実績等を踏まえ、医療費の増嵩を考慮し、推計化されており、保険料の試算についても現状の経済状況などを考慮し、減額された計上をされておると思います。また、国民財政の健全化を図る観点からも制度化されている一般会計からの繰り入れも適正に行われておると思います。

これらを踏まえ、平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきましては、賛成をいたすところでございます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第23号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番(野中眞弓君) 千葉県後期高齢者医療連合は、21年度分の保険料について均等割は据え置き、所得割を0.7%値上げするということを決めたのですが、本町の場合、当初配られました予算の概要を見ますと、保険料が17.1%増になるということですが、これは一体どういうことで、こういうふうになるのか伺いたと思います。

○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ご質問の保険料の値上げ率が予算の概要書の中で17.1%というふうな記載をしてございます。それはあくまでも前年度予算に対してでございます。本予算化、22年度予算化してあります保険料でございますけれども、今現在といいますか、22年1月末現在の調定額等と比べますと、かなり前年度予算額が変わっております。それにつきましては、先日の定例会で補正予算で増額をさせていただいたとおりでございますので、それとの比較をしますと、保険料の上昇率が12.2%、所得割のみを見ますと2.4%上がっております。先ほど野中議員さんがおっしゃったとおり、後期高齢者医療広域連合では、所得割については0.7%ではなくて0.17%ですね。0.17%値上げで、均等割については3万7,400円で据え置くというふうなことでお話をされて、議会で承認されていると思います。我々もそのつもりで予算を考えておったんですが、後期高齢者連合規約の第4条に市町村の事務は資格の管理に関する事務ですとか、医療給付に関する事務ということで、賦課については広域連合の事務でございますので、我々は広域連合から示されました保険料を計上するのみでございます。ですので、こういう額になったわけでございますけれども、ほかの市町村に比べますと、やはりやや高いなと私自身も思いましたので、若干調べさせていただいたところを見ますと、今まで扶養されていた方の軽減者の率が多少私どもが見るよりも広域連合で賦課の予定をしているもののほうが少ないように見えました。ですから、軽減率が少し少ないんではないかなというふうな感じはしますけれども、一応後期高齢者医療連合のほうで示された保険料ですので、そのまま予算計上させていただいた状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 人間ドックに関して、本町では何度か要求したのですがやりません。後期高齢者医療連合のほうでは、市町村が取り組みば助成をすると、市町村でやってくれということなんですけれども、太多喜町では後期高齢者の人間ドック、それこそ予防、早期発見、早期治療の立場からですが、どうしてやらない方向に固執するのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 別に固執しているわけではございませんが、先ほどの国民健康保険特別会計の中で、健康診査のお話が出ましたけれども、広域連合から町のほうに健診の委託を受けて実施しております。その状況で、後期高齢者医療の保険者の方の状況を見ますと、かなり受診率が悪うございます。一応先日もお話ししたんですが、マイクロバス等を

出してまでも利用者が少ないというふうなことで、それというのは、恐らくほとんどの方が実際に今医療にかかっているのではないかなというふうに思われます。保険給付費のほうを見ましてもかなり受診件数もふえておりますので、そちらのほうで増えているということは、健診のほうにも来ないのであれば、人間ドックをやっても余り意味がないのかなというふうなことで、今のところ据え置いている状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 現実には受けないであろうということではなくて、意識を高揚させるためにも受け皿としてそういう制度をつくっておくというのは大事ではないかと思うんです。受ける受けないは本人の選択です。それで、人間ってこれしかないって道が1本というのは非常に閉塞感というか、不満があるのですが、こっちかこっちか選べるとなると、自由感というのがすごく強くて気持ちが解放されて、ああやってみようかなという気にもなるわけで、その費目を設けても使われなければそれでいいと思うんですね。ただ、そういう意識のある方が受けたいというときに、やはりないというのは寂しい話で、周辺の自治体では、そういう保健事業の中で人間ドックの助成というのを入れる、復活させている自治体がふえている中で、大多喜は案外と進んでいるのよねと周辺から見られている大多喜にないというのは、何か残念な気がするものですから、前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 検討するというふうな言葉を言いますとなかなか難しいものがございますので。平成22年度の健診から、野中さんは広域連合の組合議員でございますのでご承知かと思うんですが、新しく健診の項目もふやしました。そういうような状況を見て、そのふやした項目等もありますので、それで健診の状況を見てから進めていければそのようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、後期高齢者医療制度特別会計に反対の立場から討論させていただきます。

高齢者の医療費の切り捨てをねらい、高齢者を75歳で線引きして差別するこの医療制度は、実施前から批判が集中して、総選挙で自民・公明政権を退場させる大きな力になったことは間違いありません。

民主党は今この制度について2つの大きなうそをつきました。1つは、この制度は即時廃止することを法案化し、参議院では可決させ、総選挙でも公約したにもかかわらず、政権の座につくや制度を4年間温存することにしてしまいました。

2つ目のうそは、22年度のための保険料の改定に当たり、10月には国の負担を上げないように、国民の負担を少なくするというようなことをうたっているが、一月もたたないうちに、国の負担ということからは手を引き、保険料対策として各連合の財政収支の剰余金や財政安定化基金の取り崩しで、要するに国民の負担増で対応するように指示して、みずからの責任を放棄しました。

この政権による二重のうそにより、千葉県は保険料の所得割を0.14%引き上げるようになりました。本町では、先ほど課長が答弁なさいましたけれども、所得割を払っている人たちは2.4%の引き上げということです。

医療費を抑える最良の方法は、国保のところでも言いましたけれども、予防と早期発見、早期治療にありますから、健康診査、人間ドックは高齢者にとっても必要ですが、これが軽んじられているのではないかと思います。本町のように周辺部で人口密度の低い自治体に対し、受診率のための援助なども全く連合では考慮していません。

それで、大多喜町の担当課は本当に一生懸命にやっていて、うちの町からは10割負担の資格証の人は一人も出したいと熱心にやってくれているのですが、千葉県及び国のこのやり方に対して私は抗議せざるを得ません。

よって、残念ですが、この担当がということではなくて、この制度そのものと今回

の千葉県連合の保険料決定について反対ということで、町の特別会計についても反対といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） 私は、平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療制度は、家族や社会のために長年貢献された高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるよう、将来にわたり国民全体で堅持するため、若い世代も含めて、みんなで支え合う制度であると思います。

本特別会計の予算につきましては、保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合にて保険料を算定し、その保険料を市町村が徴収し、広域連合に納付する仕組みとなっております。このような状況を踏まえ、低所得者の軽減と的確に経済情勢などを考慮した予算編成となっていることから、平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については賛成をいたすところでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険の保険料については、今年度、3年間を見通して上がりましてけれども、やはり介護保険についても年々加入者、要するに住民の負担がふえることになっております。年々といっても3年ごとですけれども、段階を追ってふえることになっております。それに対して、町として住民の暮らしを支えるという立場で軽減策を図るというようなことがないことについては大変残念であります。

よって、この22年度の介護保険特別会計について反対いたします。

○議長（野村賢一君） これで反対者の討論を終わります。

次に、本案に賛成者の討論を。

8 番志関さん。

○8 番（志関武良夫君） 私は、平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算について。

少子高齢化が急速に進む中、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度が設けられ、この制度の普及により多くの高齢者が介護サービスなどを利用されるようになってきております。

大多喜町におきましても、高齢化率が31%を超えている中、今後もさらに介護保険のサービスを利用する方がふえることが予想され、これらの状況を踏まえると、保険料の上昇もやむを得ない状況であり、介護保険事業の指標である第4期介護保険事業計画に基づき、予算の推計、または実績などを考慮し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すため、平成22年度予算が計上されたものと思われます。

以上を踏まえ、平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算につきましては、賛成の立場から討論とさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号 平成22年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成22年度大多喜町水道事業会計に反対の立場から討論いたします。

大多喜町につきましては、かつては水道料金が千葉県下でも、県営水道を除けば、比較的安い部類でした。それで、ここに来て、施設の老朽化による広域企業団からの受水などにより、水道料金が設備費なんかも含めて高騰しております。千葉県下で一番高いのは隣の

勝浦市だと言われています。大体13ミリで一月20立米使うとして、1立米当たり259円だったか257円だったか。それで、一番安いのは県営水道を使っている八千代市で86.何ぼで、大体3倍近い差があります。大多喜町はどうかというと、先日、担当で計算していただいたんですけども、同じ条件だと1立米238.何ぼということでした。やはりトップクラスであることには変わりありません。

それで、この高い水道料金に住民は何とかしてくれという思いがあります。千葉県と町から高料金対策ということで、7,000何ぼ、両方で1億5,000万近いお金が出されていてもこの値段なわけです。一層の対策が求められているにもかかわらず、特別にこの高料金を何とかしようという立場で取り組めていないように思われます。

1つは、一層の一般財源をつぎ込むことだし、もう一つは有収率が78%になっています。今から10年前は大多喜町は郡市でも一番古くから水道があるにもかかわらず、有収率は八十数%を誇っていましたが、年々有収率が下がる、要するに水をただで捨てている、高い水をただで捨てているという状況が拡大されているわけです。これに対して、毎年の布設がえはごくわずかなわけです。そういう点で、真剣に水道行政に取り組んでいるというふうに住民としては思えません。もっと漏水対策、それから直接の高料金対策をやっていただきたいということを要望して反対討論とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 以上で本案に反対者の討論を終わります。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成22年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成22年度大多喜町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

町長から大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の制定についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員より議案を配付します。

(議案配付)

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、議案第28号 大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、議案第28号 大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

本文の説明の前に、提案理由の説明を申し上げます。

去る2月28日に開催されました臨時議会におきまして、伊藤地区への携帯基地局の設置について、整備に係る予算の承認をいただきました。現在、工事が進められておりまして、この3月25日に設置工事が完了することから、運用開始いたしたく、設置及び管理に関する条例制定をお願いするものでございます。

それでは、大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例を次のように制定する、本文の説明をいたします。

大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町民の通信手段の確保を図り、情報通信基盤の整備を推進するため、大多喜町携帯電話基地局（以下「基地局」という。）を設置する。

2 基地局の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊藤基地局

位置 大多喜町横山1911番地

（使用の許可）

第3条 基地局を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に基地局の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第4条 使用料は、無償とする。

(使用許可の取消し)

第5条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第3条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(管理)

第6条 基地局は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて効率的に運用しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その利用を終了したとき、又は第5条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに基地局を現状に回復し、返還しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により、基地局を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） このアンテナ塔は、例えば、10年たったら移譲するとか、そういうの
はないんでしょうか。それから、修理が生じた場合はどうしますか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） まず、アンテナ塔の何でしたか。

（「所有権の移譲というんでしょうか」の声あり）

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 10年ということなんですけれども、基本的には国の補助
金を得てやるものですから、補助金の適正化法の問題で10年までは譲渡等はできないという
ふうに考えております。さらに、それまで壊れた場合につきましては、すべてN T T ドコモ
が持つということで契約することになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） ドコモがこのアンテナを使うとなると、ほかの電話局の携帯は不利益
をこうむるわけですね。それで、そのアンテナを何社でも使えるというようなことはないん
ですか。電波のことはわからないのです。

○議長（野村賢一君） わかりますか。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実は、これが始まるときに、公募で手を挙げたというか、
ここの範囲をN T T ドコモさんだけが網羅したいということで、通じる場所にしたいという
ことで参加していただきました。したがって、よそのほかの、あと2局あるんですかね、
そちらについては参加しないということで表明されておりますので、その塔を使うかどうか
というのは、ちょっと私のほうとしてはわかりません。参加をしたのがN T T ドコモだけだ
と、参入したのが。ということでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

10番藤平さん。

○1 0 番（藤平美智子君） たしか課長この前、八声と西部田と平沢地域っていう、あと3か
所設置というようなことを聞いたんですけれども、そのところはいつごろになるでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） この前、一般質問だったか、説明いたしましたけれども、

現在、私のほうでとらえているのが八声の大月原、それと会所ということで前回お答えいたしました。なお、それ以外にも当然あるということで認識はしております。ただ、その地域は幾つか特定しておりますけれども、今後いろいろ出てくるだろうということは想定はしております。いずれにしても、何らかの方法で住民の方が不便をこうむっておれば、私のほうとすればできるだけ速やかに対応していきたいというふうに考えておりますので、できれば情報をいただきたいというところでございます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。これにて散会とします。

（午後 1時57分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成22年7月26日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 正 木 武

署 名 議 員 野 中 眞 弓